

第百十八回国会 衆議院 商工委員会 議録 第三号

平成二年四月十八日(水曜日)
午前十時二分開議

出席委員

委員長 浦野 休興君

理事 甘利 明君

理事 江口 一雄君

理事 古賀 正浩君

理事 和田 貞夫君

理事 今枝 敬雄君

理事 衛藤 晟一君

理事 佐藤 謙一郎君

理事 田原 隆君

理事 中村正三郎君

理事 鳩山 邦夫君

理事 増岡 博之君

理事 加藤 繁秋君

理事 渋谷 修君

理事 竹村 幸雄君

理事 安田 範君

理事 權藤 恒夫君

理事 渡部 一郎君

理事 伊藤 英成君

理事 江田 五月君

出席國務大臣

通商産業大臣 武藤 嘉文君

國務大臣 (經濟企画庁長官) 相沢 英之君

出席政府委員

公正取引委員会委員長 梅澤 節男君

公正取引委員会事務局長 矢部太太郎君

公正取引委員会事務局長 糸田 省吾君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

公正取引委員会事務局長 柴田 章平君

局長	經濟企画庁調整局長	勝村 坦郎君
局長	經濟企画庁國民生活局長	安田 靖君
局長	經濟企画庁物産局長	末木鳳太郎君
局長	經濟企画庁綜合計画局長	田中 努君
局長	通商産業大臣官房總務課長	富金原俊二君
局長	通商産業大臣官房總務課長	関 収君
局長	通商産業大臣官房總務課長	山本 貞一君
局長	通商産業大臣官房總務課長	横田 捷宏君
局長	通商産業大臣官房總務課長	合田宏四郎君
局長	通商産業大臣官房總務課長	島山 襄君
局長	通商産業大臣官房總務課長	内藤 正久君
局長	通商産業大臣官房總務課長	棚橋 祐治君
局長	通商産業大臣官房總務課長	山本 幸助君
局長	通商産業大臣官房總務課長	杉浦 賢君
局長	通商産業大臣官房總務課長	山本 雅司君
局長	通商産業大臣官房總務課長	牧野 力君
局長	通商産業大臣官房總務課長	吉田 文毅君
局長	通商産業大臣官房總務課長	渡辺 光夫君
局長	通商産業大臣官房總務課長	山浦 紘一君
局長	通商産業大臣官房總務課長	見学 信教君
局長	通商産業大臣官房總務課長	戴中三十二君

商工委員会調査 松尾 恒生君
室長

委員の異動

四月十八日

辭任

衛藤 晟一君

川端 達夫君

同日

辭任

伊藤 英成君

補欠選任

小泉純一郎君

伊藤 英成君

補欠選任

川端 達夫君

本日の會議に付した案件

工業所有權に関する手続等の特例に関する法律案(内閣提出第二七号)

通商産業の基本施策に関する件

經濟の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○浦野委員長 これより會議を開きます。

通商産業の基本施策に関する件、經濟の計画及び総合調整に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀正浩君。

○古賀(正)委員 昨日、通商産業大臣及び經濟企画庁長官の所信を拝聴いたしました。内外の經濟社会情勢の多端の折、また、我が國の長期的諸課題を踏まえ、通商産業政策の推進あるいは經濟運営のかじ取りはかつてなく重要かつ厳しいものがあるかと思ひます。兩大臣の格段の御奮勵を御期待申し上げる次第であります。そのような氣持を込めまして、若干の項目についてさら

に踏み込んでお考えをお伺いしたいと思ひます。

まず、現下の日本經濟につきまして、經濟企画庁長官にお尋ね申し上げます。

現在の我が國の經濟は、六十一年の暮れ以来景氣の拡大が四十カ月に及ぶという長期にわたります。過去の岩戸景氣を追い越し、イザナギ景氣に迫る勢いということになっております。このよう

な内需を中心とした景氣の拡大というのは、できるだけ持続的なものとするのが非常に重要であると私は認識しております。次第でありますけれども、最近とみに不安定な經濟状況、いわゆるトリプル安と言われるような状況を受けてまして、現在、今後の景氣の先行きに対する懸念が一部に示されておるような状況であります。私は、政府が自信を持って今後の景氣の行き先に対します明確な姿勢を示すべきだと思つておりますけれども、經濟企画庁長官が今後の景氣についてどのように

ごらんになっておられるか、ここで國民に明確に示していただきたいと思つた次第であります。

また同時に、國際収支についてでございますけれども、直接的には円安により輸出價格の低下、原油價格の上昇等によりまして、また、構造的には内需を中心とした景氣の持続的拡大あるいは海外現地生産の進展等を要因といたしまして、黒字幅の着実な縮小傾向が続いている。これは結構なことではありますけれども、しかしながら心配なのは、今後は現在の円安の影響が徐々にあらわれまして、輸出増から黒字は拡大傾向に転ずるのではないかと、そう見るのがむしろ自然かなという考え方もあるわけでございますけれども、現段階での今後の國際収支の見通しについて、あわせてお伺いしたいと思います。

○相沢國務大臣 御質問の趣旨は、大別いたしまして、これからの經濟をどのように考えていくか

ということと、これとも関連いたしますけれども、国際収支の見込みがどうなるかということであると思っております。

最初の、今後の景気の見通しについては、確かに最近の為替相場が非常に円安になっておる。けさ方の寄りつき、始値が一ドル百六十円を超えたということでありまして、先行きが大幅に懸念がある。それから債券安、また株が昨年の三万九千円近い水準から見ますと一万円も下げておるということ、このいわゆるトリプル安というものが経済の基調が変わらないという見方とどういふうな関連があるのかという疑問が当然生ずるわけでありまして。

ただ、この点につきまして予算委員会でも再三御答弁申し上げてまいりましたが、現在の経済の推移を指標で見ましても、経済成長の面、鉱工業生産、消費者物価、卸売物価あるいは求人求職の雇用状況、雇用者所得の面等々、いわゆる経済のファンダメンタルズというもののについては特に大きな変化はないわけでありまして。御承知のように、GNPの一番大きなファクターは個人消費でありまして、これが全体のGNPの五四、五%になるうかと思っております。この個人消費は、ことしの春闘相場が五・八%ということで前年を上回っておりますし、それから、雇用者の数も無論昔ほどの伸びでありませぬけれども伸びておりますし、貯蓄性向に変わりがなければ個人消費に向けられる面も決して落ちるとは考えられない。こういうようなことから見ますと、経済のファンダメンタルズに変わりはないという考え方は変える必要はないのじゃないか。ただ、当面の為替安、債券安、株安といういわゆるトリプル安の現象面はどう見るのかということになりますと、これは単なる一時的なものとも見るのか、あるいはこれはこれからさらに景気の下降の前触れになるのかということが一つ懸念されるわけでありまして、先ほど申し上げましたように経済の基調に変わりはございませんから、多少現象的にこういうトリプル安というように今ありまして、私もそれはそ

う大きく心配することはない、このように考えているのであります。

それから国際収支の点につきましては、国際収支の黒字が非常に大きくなってまいりましたことが諸外国に、特にアメリカ側に強い刺激となつて、日米構造協議という大きな課題も持つようになっているわけでありまして、御承知のように平成元年度の経常収支は、実績見込みで六十億ドル程度の黒字、これは六十三年の七百七十億ドルの黒字に比しますと大分少なくなつておりますし、また貿易収支につきましても九百五十億ドルの黒字という六十三年の実績に対しては、元年の見込みが八百十億ドル程度ということで、十数%の下落を見せているということでありまして、なおおね国際収支の黒字幅は縮小方向に向かつていっているわけでありまして。円安がこの方向にブレーキをかけるのではないかとすることは無論懸念されたいわけではございません。事実、円安ということになりますと、大きく輸出に依存しているところの産業の面においては、内需から振りがえを考えたかどうかというような動きが既にあります。縮小の傾向に対しては影響を与えることは考えられますが、ただ、そういう大ざっぱな言い方をしているわけではないかもしませんが、この程度の円安ということであればそれほど原因にならない輸出が非常に伸びるということにもならないのじゃないか。基調的にはやはりこれも黒字幅の縮小の傾向をたどっておりますから、国際収支の黒字、特に貿易収支の黒字が再び大きく優勢に向かうというようなことは、私はないのじゃないかというふうに見ております。

○古賀正委員 ありがとうございます。

去る四月六日に、例の日米構造協議の中間報告が取りまとめられたわけでありまして。この渦中にありまして、通産大臣、本堂に御苦勞さまでございました。とりわけ大店法、大変更心労が多かつたろうと思ふ次第であります。

目というのは、私どもの理解では、日米間の貿易あるいは国際収支の調整の上で障害となつてい

る構造問題というところだろうと思ふのであります。そういふことならば、その中でこの大店法の改廃問題がこのような優先度の高い課題として挙げられること自体、私はちょっと的外れと言つては何ですが、そのような感じも持つわけでありまして、緩急順序が取り違えられていのではないかなというふうな思いもなしではないのであります。

ここに大店法部分の中間報告についてのアメリカのコメントがございまして、その中で、「アメリカ政府は、大店法の運用改善及び来年の改正が、外国製品の入手可能性を實質的に高めるとともに、より競争的な流通部門をもたらすことを期待する。」と書いてございまして。ありていに言いまし、大店法をいじつたら外国商品が目に見えて売れるようになるのかといへば、私はそういうものではないような感じがするわけでありまして、もしかしながらアメリカの方はそのような思い込みのもとに、また同じコメントの続きでありますけれども、「万一、このようなこととならないことが判明した時は、アメリカ政府は、より思い切つた法的な解決の必要性に関する当初の見解に戻ることとなる。」というようなことをおっしゃつておられる。このコメントに至りましては、私は、アメリカは構造協議を何と心得ているのかなというふうな感じもいたしますし、これはいわば一種の恫喝ではないかというような、大変不愉快な気持ちが生じておることを率直に申し上げたいと思ふのであります。

これは、ただ一つの例を挙げたにすぎませんけれども、通産大臣にお伺いしたいのは、日米構造協議はあくまでも、マクロ経済の諸要因によりまして規定される国際収支の調整に因りましてマクロ経済政策協調を補完するためのものであると考えるわけでありまして、構造協議の成功、失敗は、国際収支の結果によつて判断されるようなものではないということをおアメリカに十分理解させる必要があるのではないかと。見解を承りたいと思

います。

○武藤國務大臣 今御指摘のとおりでございます。今度の日米構造協議というものは、今いろいろと経済政策を協調的にやってきておりますし、特に国際的にも理解される経済政策を進めていこうということをやつてきておりますが、しかしそれは言うものの、一方大変大きな、日本にとつては貿易収支の黒字、アメリカにとっては赤字が存在していることも事実でございます。もう少し何か、今お話しのとおり補完的な政策を、構造政策をいろいろやつていけないだろうか、そしてそれによつて多少なりともこの貿易収支が改善をされていくならばいいのじゃないかということ、この話は昨年始まつたわけでございます。

そういう点からまいりますと、私もはできるだけ、その方向は悪いわけじゃないと思ふし、また日本の国民の皆さんのことを考えても、より一層国民の生活の質が向上していく、あるいは消費者の皆さんをより重視するという政策が進められていくということもプラスでございますし、そういうことも踏まえながら、日本は日本として、アメリカから言われたいろいろのアイデアについてできることとできないことと、いろいろ努力をし、結果的に中間報告に盛り込んだわけでございますが、今御指摘のように、アメリカというのは結果主義でいろいろ判断をいたしますので、私どもとしては大変つらいところでございますけれども、それじゃ定量的にどういふ形で貿易収支が改善されていくかということは、全く私も予測もできませんけれども、しかし日本の方でとるべき措置の中にも輸入拡大の、今までもやってまいりましたが、それをより一層高めていくいろいろの措置も中間報告の中にも書いておるわけでございます。

同時に、アメリカに対しても、例えばもう少し従業員とか労働者の教育をして、よりよい品質のものをつくっていただくようにしなければいけないのじゃないだろうかとか、いろいろと輸出しやすいような方向にアメリカの経済政策も変え

ていつていただきたいということを指摘をいたし
ておるわけでございまして、それらのものが総合
的に進められたときには、少なくとも現在よりは
結果においてもよくなるだろうと私は期待を
いたしておりますが、しかし大幅に改善されるか
どうか、その辺のところまでは、正直わからない
わけでございまして、その点は御指摘のとおり、
あくまでこれはお互いに構造的に直すべきこと
ろ、より改善すべきところをやつていくという
ことであつて、その結果、どうも貿易収支が思
切つていかなかったからどうこうということが言
われないように私どもは努力をしていきたい。特
に今御指摘のように、大店法が貿易収支の改善に
大きく役立つとは、私自身もそんなに大きなこと
にはならないのじやないかと思つております。そ
で、その点は今後ともアメリカにより理解を深め
るよう努力をしていきたいと考えております。

す。このことについて通産省の御見解を承りたい
と思ひます。

○古賀(正)委員 今大臣もお触れになりましたけ
れども、構造協議のそれはそれといたしまして、
実質的な国際収支の改善に關しまして日本として
さらに努力をしていかなければならないというこ
とは当然であらうと思ふ次第であります。日本の
現在の貿易黒字が依然として大きく、特に日米間
の貿易摩擦の背景には、アメリカの対日赤字がア
メリカのEC向けの赤字に比べてなかなかに減
らないといふことに對するいら立ちが非常に強い
といふふうな考えられます。最近におきます外
務省がアメリカのギャラップ社に委託した世論調
査によりますと、アメリカの有識者の八〇%が我
が国の市場開放問題に強い不満を持つてゐる。こ
れは中間報告の以前の調査のようでありまして、
そういう結果も出ております。また、一般のアメ
リカ人の四〇%が日本は信頼できないと思つてお
るというふうな裏面結果も出ておるわけであ
ります。そういう意味におきましては、健全な
日米關係を維持するといふことは我が国の安定と
發展の基本であるといふことでございまして、そ
のためにも現実に効果の出る輸入拡大方策を講じ
ていかなければならないと考える次第でありま

○古賀(正)委員 次は、アジア・太平洋協力の問
題についてお伺ひしたいと思ひます。
アジア・太平洋地域は現在非常に高い經濟成長
を遂げつつありまして、同地域が世界經濟の牽引
力となることが期待されてゐるというところであり
ます。また、EC統合などの地域統合の動きがあ
ります中で、アジア・太平洋地域においてどのよ
うな地域協力が行われるか、これは世界經濟全体
にとつても非常に重要な問題であると思われま
す。さらに、我が国のアジア・太平洋經濟協力へ
の貢献というものは我が国の國際的貢献の一環とし
ても極めて重要であると思ふ次第であります。
私、地元は福岡でございましてけれども、昨年は

アジア太平洋博覧會、よかトピアというのをやり
ました。大変成功いたしましたけれども、こうい
うアジア・太平洋地域に對する関心もともに高ま
つておるといふようなことでございまして、そのよ
うな中、昨年十一月にキャンベラにおきます第一
回關係會議以來、關係國の貿易産業担当大臣及び
外務大臣などによりましてアジア太平洋經濟協力關
係會議、APECが発足したとお聞きいたします
けれども、その現状につきまして通産省の評価は
どうなつておるのか、またアジア・太平洋經濟協
力の中で通産省としてはどのような貢献を行つて
いくつもりなのか、お尋ねしたいと思ひます。

○古賀(正)委員 御指摘のように、昨年十一
月にキャンベラでアジア太平洋經濟協力關係會議
が開かれたわけでございましてけれども、その後の
現状がどうなつてゐるかという御指摘でございま
すが、それに基づきましてことし夏にまた第二回
目の經濟關係會議を開こうという手はずで今準備
が進んでおるわけでございまして、先般もそのため
の準備會合が開かれまして、その場で今度の第二
回目の經濟關係會議で採択いたします具体的なプ
ロジェクトの案が決まりまして、それは、簡単に
申し上げますと六つでございまして、データレビ
ュ、人材育成、貿易振興、投資、技術移転、エネ
ルギー、海洋資源保護という六つのプロジェクト
でございまして、それで、この中で日本が提案いた
しましたもの、かわり合ひのございましてのがデ
ータレビュと人材育成と投資、技術移転、こう
いうものでございまして、これらの三テーマにつ
きましては日本が幹事國に参加する予定になつ
ております。このほか貿易振興というの日本
が提案いたしましたけれども、十二カ國でやつて
いるプロジェクトでございまして余り日本ばかり
が幹事國になつてもいけませんので、これは韓國
とマレーシアがなさることになつておりますけれ
ども、そんなぐあひでございまして、この日本が
提案いたしましたものはすべて今御指摘の前の回
の關係會議で當時の松永通産大臣から提案した四つ
のプロジェクトでございまして、

もともと、通産省はこのプロジェクトを積極的
に推進をしまつておりました。元來、今御指
摘のようにこの地域が世界の成長センターになつ
ておるといふこと、他方、対米輸出依存度がこの
地域で、日本も含めまして余り多くてもいけない
というふうなこと、それから、ECの方では九二
年の統合があるというふうなこと、そういう情
勢を踏まえまして、ひとつアジア・太平洋のこ
ういう組織をつくつたらいののではないかと
とて、アジア太平洋貿易開發研究會というものを
最初に八八年の六月につくつたわけでございま
す。それを受けたような形でホーク・オーストラ
リア首相の提案もあつて實現の運びになつてい
たわけでございまして、途中でベーカー國務長官
が、この關係會議開催の前でございましてけれど
も、本年秋に關係會議を開催するというふうな
発言もございまして、今後ともこういう当初の
意気込みを堅持いたしまして積極的に推進をして
まいりたいと思つておるところでございまして、

○古賀(正)委員 時間の關係もございまして、
中小企業対策に話を移したいと思ひます。
まず、話を日米構造協議の大店法絡みに戻しま
して、今回の中間報告におきます大店法に關しま
す措置は、消費者利益、中小小売商の地域經濟へ
の貢献、そして國際協調、この三つの観点から決
定したものと昨日大臣もお話をいただいたところ
でございまして、

大規模小売店の出店というのは御案内のとおり
周辺の中小小売業の經營に非常に大きな影響を与
えるおそれなしとしないわけでございまして、私
の地元でも皆さん關係者大いに心配をしておると
ころでございまして、地域經濟を支えておるとい
う重要な役割を担つておる中小小売業でございま
す。そしてまた、さなきだに厳しい經營環境に
ございまして中小小売業でございましてから、これが安
定的に發展できますように政府としても新たに抜
本的な中小小売業対策を講ずる必要があると思ひま
すが、大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひま

す。

○武藤國務大臣 今御指摘のとおり、地方の中小小売商というのはその地域社会また地域経済に対して大変大きな貢献をしてきていたのだというわけでございまして、正直それぞれの中小小売商がなくなってしまうと地域の住民の皆さんにもかえって御迷惑をおかけする点があるのではないかと、今御指摘のとおり、今日も中小小売商の皆さんの環境というのは非常に厳しいものがございまして、そんなことで、私どもとしてはこの間成立をいたしました平成元年度の補正予算におきまして中小商業活性化基金というのを創設させていただきまして、また、今御審議をいただいております平成二年度の予算につきましても、例えばコミュニティ施設整備事業というのは平成元年度よりも、二億ではございましてけれども、金額的にもふやしまして充実を図っておりますわけでございまして、今度の大店法がこれからどういう形でいくのか推移を見守らなければいけませんけれども、その結果いかによっては今まで以上に中小小売商の皆様方にも大変御迷惑をおかけする点があるのかもしれない。この点を考えまして、私どもとしては今回思い切った措置を考えなければいけないのではないかと、このことを言っておるわけでございまして、原則としてやはり中小小売商の自助努力をよりお願いしなければいけません。この点が一つあると思います。何でもかんでも政府が保護するということではなくて、やはりそれぞれ中小小売商の皆さんに御努力を願うというところは当然でございまして、いま一つは、今まで以上に大型店と中小小売商が共存共栄できるような、そしてそれに地域の都市、街づくりと申しますか、街づくり会社構想というのも今度考えておりますけれども、何かその街づくりと大型店、それから中小小売商がうまくその中でかみ合っていくような、いわゆる共存共栄の形というものも考えていかなければならないと思います。

しかし、そういういろいろの努力をしても、なおかつなかなかついていけないんだというように

お店も出てくる可能性もあるかと思っております。そういう点についてはこの推移を見守らなければなりませんから平成三年度以降の予算ということになると思いますが、今までは違った観点で、例えば従来でございまして、いわゆる地域、それから団体というものをどちらかという対象にして助成措置が考えられてきたと思うのでございまして、場合によれば中小小売商、個々のお店が何らかの形で恩恵を受けていたような措置も考えなければいけないのではないかなというところ、思い切った措置というのはいささか意味合いで私も申し上げておるわけでございまして、これは今申し上げたように今後の推移を見守らなければまだ何ともわかりませんが、場合によればその辺のところまで踏み込んだ助成措置も将来考えなければいけないということを考えておるわけでございまして。

○古賀(正)委員 ありがとうございます。

ただいまは中小小売業についてのお尋ねということになるわけでございまして、小売業に限りませんで、中小企業を取り巻く経営環境は非常に厳しいものがあるわけであります。大臣が昨日の所信でもお触れになりましたように、中小企業は我が国経済社会発展の原動力であります。その活力は我が国経済のいわば体力の基礎というべきものでもありますし、我が国地域社会の活力と健全性のよりどころと言ってもよろしいかと思っております。

特に、自由主義経済体制をとっております我が国におきましてその意義は、今後二十一世紀にわたりますしてもいささかも変わるものではないと私は確信をしておるわけであります。また自由民主党もこの中小企業の活性化を公約いたしましたして今回の選挙も戦ってまいりました。

中小企業対策の充実、活力ある中小企業の育成に向けて、大臣の所信と決意を改めてお伺いをいたしたいと思っております。

○武藤國務大臣 私は従来から、日本経済を支えてきたのは決して大企業だけではない、やはり中小企業があつてこそ初めて今日の日本経済の繁栄

があるのだということを繰り返してきておるつもりでございまして、しかしながら中小企業というのは、幾ら努力をしてもこういう国際環境が大変厳しい中、あるいは一方人手不足というようなこともございまして、非常に御苦労いただいております。そういう面においては、これから中小企業対策、やはり技術開発あるいは人材養成、あるいは地域全体の中でいかにしたら中小企業が生きていくのかという意味においては地方の産業おこしといったようなことも言えるかと思うのでございまして、けれども、それらの施策を進めながら、また一方、金融面、税制面でもまだまだやれるべきことはあるのではないだろうかと思っております。で、やはり今後のこのような国際情勢の中で中小企業が生き延びていくための政策というのは、いろいろこれから考えられると思っておりますけれども、とにかく、先ほど中小小売商の方でも申し上げましたが、少し思い切った、観点を変えた施策を進めていかなければいけないと思っております。

いずれにしても今まだ平成二年度の予算を審議していただいている最中でございまして、今どうこうという具体的なことは申し上げられませんが、けれども、平成三年度の予算などにおいては少なくとも平成二年度よりもまたひとつ変わった、より温かい政策をとってくれたというように、かなり得るようなことを、場合によれば審議会などにもいろいろ相談をいたしましていい知恵を出していただながら、ひとつ中小企業の皆さんが、やはり自分たちを見捨ててのものではない、地域社会の中で中小企業が一生懸命やっていることに對して政府もよく理解をしておる、こう思われるような政策をぜひひとつつくり上げていきたいと思っております。この点は、与野党ともにひとつ商工委員会の皆様方にまたいろいろいいお知恵も拝借をしたいと思っております。

【委員長退席、甘利委員長代理着席】

○古賀(正)委員 通産大臣の大変強い御決意を承りまして、本当にありがとうございます。大臣の今のお話のように、中小企業はやはり国の一番基礎でありますし、また経済の前進の活力ある発展のためにもあるいはまた地域を安定させていくためにも非常に重要な役割を担っていくわけでありまして。その中小企業、二十一世紀に向けては日本の経済社会がいろいろ変わっていくかなければならぬという中で、ひとつ積極的に向き合っていくような施策もやっていくべきではないかというところ、あるいはまた既存のものを見捨てるわけにはいかない、それを何とか支えながら円滑ないろいろな転換なり調整なども図っていくかなければならぬ、そういう苦しさの中に、ジレンマの中にこの政策は展開していかねばならないのであらうと思ふ次第であります。

大臣は御記憶でしょうか、十年ほど前、私は大臣のゴルフのお供をしたことがございました。そのときに大臣はホールインワンをなさいました。そのとき大臣に記念品にキャディーバックの小さな筆立てを私もちょうだいいたしました。現在も大事に使わせていただいております。ゴルフというのは、ホールインワンという格好いいことも大事だと思ひますけれども、やはりシチュアーションによっていくというのも非常に大事だと思ひます。特に昨今のいろいろな状況からいいますと、いわばもう大臣にトラブルショットをお願いしなければならぬみたいなこともいろいろあるうかと思ひますが、これまた非常に大事なことではなからうかと思ひます。大臣の御決意、もうしかと承りましたので、私どももしっかり御支援も申し上げ、御期待も申し上げたいと思ひます。大臣の今後の御活躍を心からお祈りいたします。両大臣に対する質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○甘利委員長代理 続いて、小岩井清君。

○小岩井委員 私は、昨日の通産大臣の所信表明並びに経済企画庁長官の所信表明、さらに公正取引委員会委員長の平成元年における公正取引委員

会の業務の概略についての説明について、それぞれ項目別に質問をいたしたいと思います。

第一点は経済運営問題です。

政府は平成二年度のGNP四〇%の成長の見通しをいたしておりますけれども、昨日の経済企画庁長官もそれをベースに所信でその実現を述べておりました。政府内部の予算編成作業を行った昨年十二月当時と、最近では状況が大変変わっているのではないかと懸念を覚えます。そのことについて、最初に内需から伺いたいと思います。

外需の落ち込み分〇・五%をカバーして内需は四・六%の成長を見込んでおりますけれども、一つとしては、円安に対する四度目の公定歩合の引き上げの実施。二つ目としては、株式市場の落ち込みの結果、企業の資金計画の大幅変更の可能性もある。このことについては、民間の野村総研の試算においてもGNPに〇・六%のマイナスに働くという指摘があります。そして、住宅投資もますます抑制されるといっておられるわけですが、さらに、賃上げも春闘で労働側の期待に届かない不満足な結果でもあったわけでありまして。以上、四つ挙げましたけれども、この四つの状況を踏まえてみても、経済企画庁長官の昨日の所信の中で述べられた内需の政府の見通しについては大変疑問が大きい、このように思いますが、現時点に立ってこの内需の見通しについてお示しをいただきたいと思います、これが第一点です。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○相沢国務大臣 きょうの所信表明の際に申し上げましたように、日本の国の経済は、個人消費の面でも今お挙げになりました住宅投資等の面でも、また国際収支も、確かにさつき申し上げましたように一昨年に比べれば無論貿易収支の黒字は縮小するという状況にもございますし、またこれが現在のようないわゆるトリプル安の現象が起きている状況下において、今までのような経済のファンダメンタルズには変わりはないというが本当にそうなのかという御趣旨の質問だろうと思うのでありますけれども、ただ私どもは、先ほども答

弁を申し上げましたように、GNPの一番大きな割合を占めておりますのが個人の消費でありまして、これが五四・五%前後であると思えます。それは春闘相場も確かに六%台に乗せることができま

せんでしたが、五・八%というのは昨年の実績を上回っておりますし、雇用数も増加をいたしております。二%というものを織り込みまして考えなければならぬわけでありまして、現在の円安というものを考慮に入れますと、それほど大きな物価の上昇というところにもなっておりません。為替が動くとき当然それは物価に影響を与えるわけでありまして、為替相場が例えば一〇%の円安ということになりますと、それが卸売物価に与える影響が約一%、それから消費者物価に与える影響が約〇・五%程度であります。したがって、仮に二割動いたといたしましても、それぞれ二%ないし一%ということでありまして、しかも、それにはタイムラグがございますから、仮に今申しましたように二%程度の円安ということになりましたとしても、年内における物価に対する影響はおおむねはその半分程度というふうに見えております。

そういうことでありますので、いろいろな点から見ましても、確かに全く心配の要素がないかといえども、それは問題でありますけれども、少なくとも現在の状況からいまして、直ちにこれから経済成長についても大きな問題がある、こういうことではないというふうには判断をいたしているものであります。

○小岩井委員 経済企画庁長官から御答弁いただきましたけれども、全く心配の要素がないわけではないというふうな最後答弁ありましたね。ということは、心配の要素がないわけではないということはあるということですね。あるとすれば、この経済四%見通しについては修正をされる可能性もあるのかどうかということなんです。全く心配の要素がないわけではないということをおっしゃったわけだから、この点を伺いたいと思う。簡潔に答えてください。

○相沢国務大臣 それはいわゆる経済の先行指標というものを言われて、このところ三月ほど言うなれば黄色い信号が点滅をしている。そういう黄色い信号が三月も続くときには、先行き景気がダウンする可能性が六〇%程度あるというのが過去の実績であります。しかしそれはあくまでも今のまでの経験からいってそういう傾向があり得るというところでありまして、それが直ちに、今おっしゃいますようなGNPの見通しを修正しなければならぬ程度の変化がこれからはあるというふうな想定するのはいささかまだ短絡的ではないかという感じがしております。しかし、昨年のGNPの見通しは当初四%と見ておりましたのが、実績見込みでは四・六%程度になっておりますし、大体経済成長を見る場合も、どこかといえれば確実にかた目に見るということが普通考えられますから、私は今直ちに、この四%程度の経済成長をここで変更するというようなことは必要ないと考えております。

○小岩井委員 四%の見通しを変更することは現在考えていないということですが、これはそういうふうな御答弁なさるだろうと思いつながら質問しておりましたけれども、続いて、外需について伺いますが、アメリカの景気拡大に陰りが見られるということが第一点であります。二つ目は、東欧情勢も世界経済にとって当面攪乱要素だと思っております。それから、貿易統計でも、三月の輸出、前年比一・八%減、数量ベースで四・〇%増になっておりますが、海外市場の伸び悩み。それからさらに、輸入の方は一・〇・三%増、この傾向は対外不均衡の是正には役立ちとは思いますが、外需の政府見通しは大きなマイナスになることが懸念されるのではないかと。内需、外需合わせて、所信で述べられていたような四%が難しくなるのではないかと。私は先ほど内需のことを申し上げましたけれども、外需についてもこういうことが言えるのではないかと懸念を覚えます。

以上、この状況を踏まえて経済企画庁長官と通産大臣に質問いたしますが、以上のような経済環境の変化について経済企画庁長官の認識と経済運営の見通しを伺いたい。それから、特に物価上昇懸念からの公定歩合引き締めが景気を冷やし過ぎる懸念がないのかどうかということもあわせて伺いたいと思っております。

それから、通産大臣、国内に内需の陰りが生じた場合、今円安ですから、円安を利用して国内企業が再び輸出にラッシュすることはしないのか。これは改善してきた不均衡を再び悪化させることにはならないのか。この点については通産大臣から御見解をお伺いしたい。以上です。

○相沢国務大臣 アメリカの経済も確かに成長が若干減速しているというふうに思われる点がございまして、決してそれが大きく景気の後退につながるような情勢ではございません。そしてまた、外需の経済成長に占める割合は、御案内のように平成二年度におきましてはマイナス〇・五%、それから平成元年度の実績見込みでもたしか〇・七%程度のマイナスと見ておりますが、この点につきましても最近の円安というものが、先ほどの御質問にもございましたように、これはどちらかといえれば輸出の増加の要因になり得るものでありますから、国際収支の黒字の減少傾向に影響が出ないかということの心配はあります。〇・五%がさらに大きくマイナスになる、こういうような状況ではないというふうには判断をいたしております。

それから公定歩合の引き上げであります。これは日銀総裁も予算委員会等で答弁をされておりますが、いわば市中金利の上昇に伴って追従的に上げたものである、そういう性格も持っております。ただ、現在の経済の動きでは、今の公定歩合の引き上げというものが、株価安におけるいわゆる逆資産効果等とあわせて考えますと、確かに経済の成長に対する影響はないわけじゃありません。また、そこが一つのねらいであるわけでありまして、ただその影響は、そう申しては

なんでありませうけれども、公定歩合の引き上げ後における為替相場あるいは株式相場の動き等を見ましても、それが非常に大きく経済の成長に影響を及ぼすような状況ではないというふうに私は考えております。

○武蔵国務大臣 確かに御指摘の円安という傾向からいけば、輸出がプラスになっていくんじゃないかという御指摘は私もよくわかります。ただ、一方今海外における生産という形で各業界とどんでん出でいておられるわけでございまして、これは逆に輸出にマイナスに働くだろうと思います。あるいはまた、今アメリカの景気の陰りということをおっしゃいましたけれども、海外の需要もどういう形で行くのか、これも不透明なところが非常に多いと思います。

それから一方、輸入の方でございませうけれども、これはやはり今も経企庁長官からお話がありましたように、内需振興策をとっておりまして、例えば民間の設備投資でも依然として好調な歩みを続けておりますし、あるいはまた消費動向を見ておられます。消費は非常に順調な歩みで、それこそ大変高い伸びを示しておられるわけでございませう。それに、私どもの輸入拡大政策というものがあるわけでございませう。私貿易収支についてはまた黒字が多くなっているというように、これは必ずしもならないんじゃないかと思っております。

○小岩井委員 それぞれ御答弁をいただきました。経済企画庁長官は、影響がないわけではないと今もおっしゃった。先ほどは、全く心配の要素がないわけではないということもおっしゃった。そういうふうには言いながら、GNP四%成長について、この変更は考えていないということであると思います。

ということ、一点だけ簡潔に答えてもらいたいのですが、昨年の予算編成時の十二月時点と現在と経済環境が変わってきているということはお認めになりますか。この点だけ答えてください。

○相沢国務大臣 ちょっとその経済環境という意

味は私正確に把握いたしておりますが、昨年の十二月において予算編成あるいは経済見通し等立てたわけでありますけれども、その時点と違っておりますのはいわゆるトリプル安ということでありませうけれども、それは先ほど来の答弁に申し上げましたように、経済の基調に於いての大きな変化がないということで、経済見通し等の改定を行う必要はないんじゃないか、このように思っております。

○小岩井委員 次に移ります。日米構造協議問題について伺いたいと思います。

スーパースリープ三〇一条、これは全く別の枠組みとして日本と構造問題について協議をする、これは交渉ではなくて日米双方が相手国にアドバースを合意した、その結果処方せんを提案をする、そういう性格のものだというふうに言われて、私もそういうふうな理解をしていたわけですが、四回の協議の経過を見ますと、アメリカ側がスーパースリープ三〇一条を常にちらつかせながら、一方的な、協議というより交渉になった感じが強いというふうに思われます。この点について最初に通産大臣の御見解を賜りたい、こう思います。

○武蔵国務大臣 御承知のように、最初この日米構造協議が始まりましたのは、昨年、サミットの前にブッシュ大統領から当時の宇野総理に対してお話があつて、あくまでこれはスーパースリープ三〇一条とは別の枠組みであるということが明言されておられるわけでございまして、私もそれを受けて今日まで来たということを考えれば当然スーパースリープ三〇一条とは別の枠組みのものである、こう判断をいたしております。

ただ、今御指摘のありましたのは、多分、ポーカー上院議員などが市場に三〇一条を場合によってうまくいかないときには適用すべきだ、日本を指定しろというような法律案を出すぞということ、報道されておりますので、そういうことも御心配をいたして御指摘をいただいたかと思っておりますけれども、少なくとも今度の日米の協議の中で事務当局から報告を受けております中では、三〇一

条の問題をそこであつたかということとは全くないというふうに私は報告を受けておりますので、そういうことはあり得ない、少なくとも政府間ではそういう三〇一条をちらつかせながら交渉に臨んだということとはあり得ない、こう私は信じておるわけであります。

○小岩井委員 通産大臣から今ポーカー議員の名前が出てまいりましたけれども、アメリカ側ではこれは構造協議というふうには理解をしていないというふうな聞いています。構造的障害除去行動だ、こういうふうな。ですから、アメリカ政府と日本政府のこの構造協議の問題について理解が違ふんじゃないですか。その点どうですか。

○武蔵国務大臣 ストラクチャル・インペディメンツ・インシアチブというのが正確な言葉でございませうから、そういう点においては、いわゆる構造上の障壁について主体性を持ってお互いに考えようということだと思っております。除去というよりは、インシアチブ、こう言っているわけですから、インシアチブというのは主体性を持ってお互いに考えるということだ、私はこう考えております。やはり構造上の障壁についてお互いにアイデアを出し合つてそれを主体的に、これをどうするか、こうするということを考え、そしてまたそれをお互いに話し合うという形であらうと私は判断しております。

○小岩井委員 日米双方でその点は解釈に食い違いありませんね。その点は確認を後ほど答弁していただきたいと思います。

続いて、この合意内容をなぜ事前に、あるいは協議の途上、国民に説明しなかったのか。それから、利害関係者にも説明していないわけでありませう。多分外交交渉だからとおっしゃるでしょう、これは。しかし、この中間報告内容を達成するためにも、各界各層の理解と協力が不可欠じゃないんですか。この点の見解を承りたい。

それから、これは行政府だけ、限られた省庁だけで協議をしてきた。それでアメリカ側の反応だけを重視して取りまとめられたというふうに理解をしますので、この点について、この中間報告についての通産大臣の御見解を承りたいと思います。

それから、通産大臣とあわせて経済企画庁長官にも伺いますけれども、経済企画庁長官は国民生活の安定向上についての責任大臣ですね。私の理解しているところでは、協議の中に入れてもらってなかったのではないかと、そう認識しているのですけれども、この点についてはどうですか、率直な所感を賜りたいと思います。大臣に答えてもらいますから、政府委員の方は結構です。

○武蔵国務大臣 私から二点お答えさせていただきます。

第一点は、途中経過をなぜ公表しなかったかという点でございますが、これは、今御指摘のように相手との外交という問題もございませうが、特に日米間で、今回の場合お互いに中間の経過については発表しないという形で話し合つて進められたわけでございます。もう両国間でそういう話し合いになっているわけでございませうから、大変恐縮でございますけれども、外交上そういう形で約束の上に始まった協議でございませうから、御理解をいただきたいと思います。

第二点は、今回の中間報告に盛り込まれていることはそれぞれに国民の皆さんにも大変影響のあるところであり、また中には場合によれば法律改正もあるではないか、そういう点では少し政府が行き過ぎたのではないかと御指摘かと思っておりますけれども、これも、我々としては今申し上げたような形で、外交上の約束から始まったこととございませうからあれでございますが、少なくとも我々は、今日の中間報告に盛り込んだことは決して日本国民の皆さんのマイナスになることではない、結果的には日本国民の国民生活の質の向上にも役立つことであり、また従来以上に消費者重視、こういう観点から政策を進めていくというところでございませうので、今後我々がPRに努めていかな

きやならぬことはもちろん当然でございますけれども、よく国民の御理解を得るよう努力して、国民の御理解がいただけるものと信じておりますし、また法改正に当たりまして、こういう参議院においては与野党逆転という状況の中でございますから、野党を含めて国会の皆様方の御協力がなければ法律改正はできるわけではございません。この点についても、私どもはそういう観点から国民のために、こういう考え方でやっておるわけでございまして、ぜひ御理解、御協力をいただくように今後我々は先生方皆さんにお願いしなければならぬと思つてゐるわけでございます。

○相沢国務大臣 日米構造協議が国民生活との関連が深い点がございまして、経済企画庁はなぜそれに参加してないのか、こういう御質問であると思ひますが、実は、日米構造協議が始まりました際に、外務、大蔵、通産、この三省がいわば議長省となつてそれぞれ審議官がその会合に出席いたしておりましたが、企画庁の方も海野審議官がこれらの会合全部を通じていけば準議長というふうな立場で参画いたしておりました。今回の中間報告におきまして、貯蓄・投資のパターンあるいは価格メカニズム等々の面におきましてそれぞれの役割を果たしてまいつておりましたので、決して経済企画庁が疎外されているということではない。じゃ、なぜ議長団に入っていないのかといふことになる、これは前のことでありますので私も詳しく承知していませんが、言うなればアメリカ側においてカウンターパートが見当たらないといったような事情もあつたやに伺つておりますけれども、そういうような事情であります。

○小岩井委員 言うならば、蚊帳の外に置かれたといふことですね。これは答弁は要りません。

続いて、今通産大臣から答弁がありましたことについてさらに承りますが、これは法改正も必要だ、与野党の御理解もいただくし、国民にも国民のためにということでも御理解をいただきたいというように答弁がありました。おっしゃったよ

うに、立法措置が必要とする事項があるのです。この中間報告は、例えば大店法については次期通常国会における改正、さらに二年後の再改正、そして改正の内容にまで踏み込んでいます。日本国憲法は三権分立をうたつておるのでありますけれども、これは立法権の侵害にならないですか。通産大臣も議員として先輩ですから、みずから議員としてこの立法院に参画しておる一人でもあるわけですから、立法権の侵害にならないか、この点は両大臣に答えてもらいたい。そして、もう決めた内容に立法院の議員として、はいそうですかというぐあいにはいかないと思つたのです。この点についてどうですか、御見解を伺いたいと思ひます。

○武蔵国務大臣 先ほどもお答えいたしましたように、今回の中間報告に盛り込まれておる措置というのはあくまでも国民の皆様方のプラスになると考へて私どもはやつておるわけでございまして、それをもとにこれから法案を考えていくわけでございます。今御指摘のように、確かに例示はいろいろございまして、その例示について、手続といったしましては、まず審議会にも諮りをしてなければなりませんし、その上で法案をまとめていくわけでございまして、私は決して立法権を侵害したとは思つておりませんし、これから法案を作成いたしましたときに国会で十分御理解をいただくように私ども説明をさせていただきます。そして御審議をいただくという形でございまして、何も私どもが立法院に対して、この法案を出したらそれはすぐそこで可決をしろと言つておるようなことは全くございせんので、これはこれから国会の中で私どもはベストの案を出すつもりでございまして、出しましたときには御審議を賜れば結構かと思つておるわけでございます。

○相沢国務大臣 今通産大臣から御答弁がありましたことと同じ趣旨であります。要するに日米構造問題協議に関する日本側の措置というものは、これは四月六日に閣議了解をされております。したがひまして、行政府としてはこのような考え方のもとに今後各種各様の対策を進めていく

ということになっておりますが、当然、その措置を行うに際しまして各種の立法措置が必要になつてくる点がございまして、言うまでもなく、これらはいずれ法律案の形におきまして国会の御審議を仰ぐことになるわけでございまして、そういう意味におきまして、これが立法権の侵害ということには当たらないのではないかとこのように思つております。

○小岩井委員 立法権の侵害にならないということですね。また、出したらこれを可決しろということではないのだ、御審議をいただきたいのだ、当然のことですね。しからば、アメリカ側にもう約束しておるわけですか。合意しておる。法改正が成立しなかつた場合はどうするのですか。政府は責任をとつて、海部内閣総辞職しますか。通産大臣、経済企画庁長官、法改正が成立しなかつた場合の責任はどうなりますか。それとも、日本政府の努力とは別に、議院が反対だから成立しないからやむを得ないというふうなアメリカに説明するのである、あるいは議院が悪いと批判をするのですか、どちらなんですか。その点、明確に答えてください。

○武蔵国務大臣 与野党問わず、国会の先生方は国民の生活がより向上し、国が繁栄を遂げていくために御努力をいただいております。先ほど、私ども法案を作成するに当たりましては、先ほどから申し上げておるように、国民生活の質の向上に役立つという形で法案を考えていきたいというところでございまして、これからどういふ形の法律案になつていくのか、まだこれからでございます。国民国家のためになることならば、与野党問わずこれは御理解はいただけるものと信じております。今この時点で法案が成立しなかつたかどうかというようなことは、我々としてはいいものをを出すというのを申し上げておるわけでございまして、それはもう後は国会で御審議をいただきます。それとしまして、私どもはきつと御理解をいただけるものと信じてやっております。

○相沢国務大臣 この日米構造協議に伴う措置につきましましては、これは先刻申し上げました閣議了解の中でも、「政府としては、世界経済とより調和のとれた案の中の国民生活の質の向上及び消費者利益の重視の観点から、同協議に対し、最大限の取組を行つて来た」という趣旨のことが述べてございまして、でありますので、この構造協議に示された各般の措置の推進は、これは一般の消費者としても、国民生活の面でも必要なことだといふことの認識の上に立っているものであります。したがひまして、通産大臣から答弁を申し上げましたように、私どもはいたしましては、これらの措置につきましまして立法院の皆様方に十分な御理解を得られるように、そしてまたぜひそれに対するところの法的な措置がとられるようにこれからお願いをしております。

○小岩井委員 時間がありますので、この問題はやりとりしても時間をとりますので、また別な機会にやらせていただきます。

続いて、独禁政策について公正取引委員長に伺います。時間がありませんので、独禁禁止法運用の基本姿勢、この点が第一点。第二点は課徴金の引き上げについての考え方。これは日米構造協議問題の中間報告でも約束をしておりますけれども、この点について具体的な考え方と改正案提出までのスケジュール。それから三点目として、損害賠償請求制度の有効活用の方。これを答弁してください。簡潔にお願いします。

○梅澤(節)政府委員 独禁法の運用の基本的な考え方でありましても、二つあると思ひます。一つは、独禁法の違反に対する執行力を強めること、それから二つ目は、法運用の透明性といひます。国内はもとより外国にも非常にわかりやすい行政運用を行うことによつて、ひいてはそれが我が国の取引社会の透明性に対する理解につながるといふことであります。

この観点から、今回の報告に幾つかの具体的な

対応措置を盛り込んでおりますが、項目別に簡潔に申し上げますと、一つは、最終的には立法院の御決定にかかわる問題でございますけれども、課徴金の引き上げを行う。それから二つ目は、ガイドラインというものをとりまして、これは恐らく年内に作成、公表することになると思っておりますけれども、これによって個々の取引についての独断法に触れるか触れないかという具体的な基準を明確に打ち出していく。それから三つ目は、公正取引委員会のなにかんなく違反処理を行います部門の体制を強化することでございます。これは既に現在国会に提出されております平成二年度の政府予算案にその内容が盛り込まれております。それから四つ目と申しますか、現行の刑罰規定の内容を改正する必要があると私どもは考えておりますけれども、これをさらに積極的に活用いたしまして、刑事告発に基づく刑事訴訟というものを積極的にやっていく。この点につきまして、なるべく早い機会に公正取引委員会の具体的な考え方を公表したいと思っております。法務省等関係当局とこれから鋭意詰めていきたいと考えております。それから違反事件につきまして、従来は警告事案等については公表は例外的に扱ってございましたけれども、今回は勧告のみならず警告事件につきましても、原則としてこれを公表するという措置をとりたいと思っております。

それから、課徴金の問題でございますけれども、もとよりこれは最終的に立法院の御決定にかかわる問題でございますけれども、政府側の作業といたしましてはなるべく早く検討作業に着手をしなければならぬわけでございまして、現在関係方面とスケジュール等については鋭意詰めておる段階でございます。したがって、お尋ねのどのような内容になるかということとはこれからの作業の問題にかかわることでございます。今の時点で具体的なことを申し上げる段階にはございません。

損害賠償制度につきましては、現在の独占禁止法二十五条の活用をより活発にする、そのために

はどうすればよいかということで今専門学者によります研究会をつくっております。これは六月ごろに考え方を取りまとめたいということになっておりまして、それを待って今の制度の活用を図っていく、そういう考え方に立っております。もとよりこれは法律の運用の話でありますから、最終的には司法と申しますか、判例等の今後の発展にまたなければならぬ分野が非常に多いわけでありまして、行政府といたしましては現行の制度がいかに効率的に活用されるかという問題に取り組みすべきである。

以上でございます。

○小岩井委員 公正取引委員会に対する問題については後日に譲りたいと思っております。

最後に、エネルギー問題について質問いたします。

エネルギー需要について、現在、好景気あるいは省エネルギー意識の低下、ライフスタイルの変化等を背景に大変大幅な伸びを示しておりますけれども、しかし、エネルギー需要の大幅な増大は、環境への影響、需給の逼迫などを招く可能性が大変高いと考えられます。こうしたことから、省エネルギー、特にエネルギーの効率的利用を一層促進することが必要であると思うわけであります。

さらに、エネルギー供給面についてですけれども、地球環境問題、特にCO₂の削減、さらには原子力立地の厳しさが増しているなど、大きな制約が生じております。こうした制約を考慮した上で、パランスのとれたエネルギーの組み合わせを考えていくべきではないかというふうに思うのであります。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、今後の総合的なエネルギー対策のあり方並びに現在進められているエネルギー長期需給見通しの見直し作業の状況、策定の時期の見通しについて、これは通産大臣からお答えをいただきたいと思っております。

○武蔵國務大臣 御承知のように、昨年の六月からエネルギー調査会で今後のエネルギーの需給そ

の他の見通しについて検討をさせていただいているわけでございます。この六月ごろには大体答申を得たいと思っております。その中身については、エネルギー庁長官の方からお答えをさせていただきます。

○山本徳政府委員 現在、総合エネルギー調査会が検討をお願いしておりますが、その中の大きな二つの柱、たまたま今先生が御指摘のとおりでございます。一つは、何と申しても省エネルギーを進めなければいけないということで、これをどのような形でやるかというのが第一の柱でございます。第二の柱は、そういう省エネルギーをしてもなおかつエネルギーの需要は相当増大することが予想されますから、その増大するエネルギーに対してどのような形で、言葉としてはベストミックスという言葉を使っておりますが、どのようなエネルギー源をどういう形でまわすか、一番いいかという二点について、現在鋭意検討しているというのが実情でございます。

○小岩井委員 終わります。ありがとうございます。

○浦野委員 加藤繁秋君。

○加藤(繁)委員 加藤でございます。私は、今日的課題でいいますと政治経済の中心的な商工委員会に所属できまして、大変光栄だと思っております。きょうは、通産大臣と経済企画庁長官の所信表明に対して二、三お伺いをしたいと思うのであります。所信表明ですから、ぜひとも向大臣からお答えをよろしくお願いしたいと思っております。

私は、まず経済企画庁長官にお伺いしたいのですが、長官のごあいさつの中で、ゆとりある社会の実現を目指す観点から週休二日制や連続休暇の問題について決意が述べられておりますが、賛成でございます。そして、昭和六十三年五月二十七日の閣議決定の中でも労働時間の短縮について決意が書かれてあるわけでございます。大変結構なお話なのでありますけれども、しかし一方で、平成二年三月十六日の閣議了解「国家公務員の交替制等職員の時四十分勤務制の試行について」、この中

で、試行は現行の予算、定員の範囲内で実施をする、試行に当たっては行政のサービスの低下を招かない、このような了解事項があるわけでございますが、実はこの閣議了解と長官のごあいさつとは内容が矛盾するのではないか。つまり、一方でゆとりある社会を目指す、こう言いながら、一方でゆとりある社会を目指す、こう言いながら、一方ではやらない、こういうように受けとれるのですが、まずその点についてお伺いをしたいと思います。

○相沢國務大臣 ゆとりある国民生活の実現ということは、我が国の経済成長が非常に著しいというふうな、言うなればそういう計数的な概念的なものでは国民生活の面では十分ではないので、やはり豊かな生活を実感できるというところに本當の意味におけるゆとりある国民生活が実現できるのだという考え方で今までのいろいろな面に取り組んでまいっているわけであります。

そのゆとりある国民生活の中に、一つの大きな項目として、諸外国に比べて勤務時間、労働時間が長いという問題がございまして、これを何とか千八百時間という国際水準並みに縮小をしていかなければならないというところに努力目標を置いているわけでありまして、なかなか急速に進展はいたしません。労働時間というものが、今数字は申し上げませんが、着実に減ってまいっていることは明らかでございます。その中で、今お話がございましたように、公務員の点におきまして、交代制の職員について四十時間勤務制を実施することについて、一般の公務員につきまして週四十時間勤務制を実施いたしました際に交代制の職員についてはいろいろ問題点がございましたから、言うなれば少しその実施がおくれているのであります。

おっしゃる通りに、ことしの三月十六日に閣議了解をいたしまして、交代制の職員についても四十時間の勤務制を、これはまだ試行の段階でありますので、予算や定員についてとらえずその枠内で実施をしてみたい、いろいろ問題点を検討し、さらに試行ではない、何と申しますか、完全実施

をするような手段を今後とっていく、こういう趣旨でこのことが考えられているというふうに承知をいたしております。

○加藤(繁)委員 今長官が勤務時間が減っている、こういうふうにお答えになったのですが、私、ここに労働省調べる資料を持ってきたので

昭和でいいますと五十五年度、時間外労働時間が一月で十三・四時間、昭和六十三年は十五・七時間と、着実にふえているわけですが、したがって、勤務時間が減っている、働いている時間が減っているという御指摘は当たらないのではないかと、私はこのように考えるのです。

そしてもう一つ、試行というふうに言いましたけれども、仕事量が一定で休日がふえれば当然一日の労働密度はふえる、これは当たり前のことなのです。そして、特に交代制勤務の職場といえますと病院でございますが、一月に八日夜勤で二人体制を守るとすれば、これはどうしても人をふやさなければいけないことなのですけれども、そういうのはつきりしたことがわかっていないにもかかわらずこのように取り決めたということは、長官自身、どのようにお考えですか。

○相沢国務大臣 時間が減ってないではないかという点についてお答えをして、さらに後段については政府委員から答弁をいたさせます。

確かに申し上げる通りに、所定外の労働時間につきましては六十二年が年間百七十八時間、六十三年が百八十八時間、それから平成元年が百九十九時間という実績を示しております。ただ、所定内労働時間が短縮をいたしておりますので、年間の総労働時間といたしましては、昭和六十二年の二百一十一時間、六十三年の二百一十一時間、それから元年の二百八十八時間、おっしゃるようにならぬ減少率というものがそれほど大きくはございませんが、確実に実労働時間では下がっている、前のことを申し上げるとよくわかりますけれども、減っておりますから、所定外の労働時間

がふえたからといって実労働時間がそれによってふえたということではないのでございます。

○富田原政府委員 大筋はただいま大臣がお答え申したとおりでございますが、ただ、最近の傾向をもう少し月別にちょっと見てまいりますと、月によってばらつきがございますが、所定外の労働時間の前年同月比率というものの推移を追ってみますと、昨年の七月ぐらひはまだ一年前の七月に比べて所定外の労働時間が伸びておりますが、八月、九月、十月、十一月と、いずれも比率としては一年前後でございますけれども、所定外の労働時間も一年前の月に比べて減っているという実績はございます。ただ、十二月、一月は減っておりません。二月は、これは特殊な要因もございまして、一年前に比べて二・六割減っているというところで、大数としては所定外の労働時間、遅々としておりますけれども、最近、直近のところを見ますと、少し減少傾向は見えるという点はござい

ます。

先生御指摘の個々の問題につきましては、それぞれのところかなり労働時間が長い、勤務条件が厳しいという面はあろうかと思っておりますが、私どもが全体として見ておりますのは今申し上げた数字でございます。

○加藤(繁)委員 ゆとりというのは実感で考えられるものだというふうには長官はお答えになったのですけれども、私もそのとおりだと思っておりますが、果たして今言った数字で、民間も含めて働いている人が労働時間が短くなったと実感しているでしょうか。多くの民間で働いている皆さん方から見ると、私はとても短くなったという実感は持っていないのじゃないかと思うのです。その証拠に、一つは民間企業における年休の取得率、これで見ても、昭和四十五年に六二・一%だったのが昭和六十三年には取得率が五〇%に落ちて

いるのです。したがって、これから見ますと、長官のごあいさつの「ゆとりある社会の実現を目指す」という観点は予算、人をふやさないとできない、このように考えるのですけれども、長官、どのようにお考えですか。

す」という観点は予算、人をふやさないとできない、このように考えるのですけれども、長官、どのようにお考えですか。

○相沢国務大臣 予算、人と、これは既定の枠内において試行するというところに先ほどの閣議了解はなっておりますが、国の行政機関の仕事のあり方あるいは人員に求められておりますのは、今までは行政改革ということで進められていたのは、国の方針というものは、あくまでも定員はできるだけこれを抑えていくという考え方のもとに行われてきたわけでありまして、またそうでなければなら

ないのではないかと。ただいたずらに人を削ったらいけないということにはならないので、その前提としては役所の事務処理方法について改善を行いますとか、あるいは人員の再配置について十分検討を行いますとか、その辺にいろいろと創意工夫があら

うてしかるべきことなのでございます。

そういう意味におきまして、こういうような四時間制の実施というふうなものを一つの契機にいたしまして、今までの執務体制についてもいろいろと真剣な検討が行われて、そして何とかそれが実施できるようなことをお互いに工夫していかなければならない、このように考えているのでござい

ます。

○加藤(繁)委員 長官にお答えいただいたのですが、ごあいさつの中では積極的にやります、実態は積極的にやりにくい、こういうことがよくわかりました。ありがたうございました。

それでは、続いて二つ目の問題に移りたいと思うのです。

大店法の問題について通産大臣にお伺いします。ごあいさつの中で「消費者利益、中小小売商の地域経済への貢献、国際協調」、この三点が都市の競争力になっている、こういう点から言えば、街づくりという点、これはやはり今は大変必要にな

つていてぜひともつけ加えていただきたい、このように考えるのです。

そして、その街づくりという観点からいけば、地方自治体の果たすべき役割というものが非常に大切になっている。そういう点で通産省の昭和五十九年三月五日付の五十九年度第百四十一号の問題、これの中の「第一種大規模小売店舗の出店が相当水準に達していると認められる市町村」、その場合には「各都道府県知事を通じてその届出の自粛を指導されたい」とあるのです。この場合の「相当水準」というのは、一体どういうことを指しているのかお答えいただきたいと思

います。

○武藤国務大臣 私は、今のお話のとおり、所信表明の中でも地域の経済に大変御貢献をいたしておる中小小売商の問題、それから消費者の保護と利益を増進していくという考え方、いま一つは、国際的な環境の中で日本がやはり国際的に通用する方向でいかなければいけない、この三つを挙げておるわけでございますけれども、今御指摘の街づくりと申しますか、都市計画との関連というふうな面においては、当然それは大変重要な項目だと思っておりますが、ただ、今現実に出店調整を商調協でいろいろやっております中におきまして、この都市計画との関連というのは非常に重要な項目として、当然都市計画との調整、整合性というものを重点的な一つの項目としてやってきておることは事実でございます。今後より一層その点は重要なことかと思っておりますが、

たまたま一つの大きなタイトルとしていくという形で三つのことを申し上げただけでございまして、当然街づくりというものを重点に置いていかなければならぬというのは、私は当然かと思っております。

なお、今の通産の点でございすけれども、これは通産局の通達でございますので、事務当局からお答えをさせていただきます。

○山本(貞)政府委員 先生が今御質問のいわゆる相当水準市町村、基準についてでございますが、基準という考え方といたしましては、第一種大規模店舗の面積当たりの顧客数というのを基準にいたしまして、かつ人口規模とかあるいは人口の増

減率あるいは商業施設充足の程度等を総合的に勘案してまず考える。同時に、やはりこれは先生今御指摘のことでございますが、地元あるいは自治体の意向を中心に考えなければいけないということから、市町村とそれから当該商工会議所なり商工会の御意見を伺って定める、そういう運用をしております。

○加藤(繁)委員 そのことはわかっていてのだけれども、具体的に例えば人口が何万人で商圏人口がどのくらいだったかは認めるか、認めないかという具体的な基準をつくっているのかどうかという点について伺いたいのです。

○山本(貞)政府委員 今申し上げました基準全体につきまして、私どもとしては一つの目安を持っております。ただ、具体的な基準につきまして今申し上げるのは、大変恐縮ですが差し控えていただきますか。

○加藤(繁)委員 どうしてですか。なぜここでは言えないのですか。それがよくわからないのです。

○山本(貞)政府委員 これは先生御案内のように、五十九年にさらに通達を出し直しましたので、今委員御指摘の五十九年の通達が生きておるわけですが、五十七年から実施しておりますが、その直前、昭和五十四、五年ごろから大変な出店ラッシュがございまして、出店に伴うトラブルという調整案件が大変ふえまして、その時点で当時、大店法を改正して届け出制から許可制にすべきではないかと、あるいはその運用を強化すべきだという御意見がございました。その御意見の調整の中で、今の相当水準市町村という運用をすることにしまして、その時点で今申し上げましたような基準で運用することになったわけなんです。

私ども、今公表しておりません基準につきましてなぜかという御下問でございますが、その基準なりその当該市町村を表に出した場合、その市町村がすべて出店ができないところという印象をむしろ与える、そういう点から従来、審議会の御意見も伺いまして、アブリオリにそういう判断を与えるのはよくないために、一定の基準に基づいて当該市町村なり、当該商工会なり、商工会議所の方にはその都度御連絡を申し上げる、そういう運用をしております。

○加藤(繁)委員 九〇年の四月十日の繊維新聞によりまして、その基準が書かれているのです。それによりまして、商圏人口で「①人口十万人以上の都市は三・四人②五万人以上、十万人未満では三・七人③三万人以上、五万人未満では三・九人」を下回る都市を出店抑制地域と認定。こういうふうにあるのですけれども、これは事実かどうか伺いたい。

同時に、「大手企業の年間出店申請面積を制限する」「個別抑制指導」も現在実施されている、こういうふうな書かれているのです。それについて具体的に「ダイエーは年間六万平方メートル、イトーヨーカ堂、西友、ジャスコ、ニチイなどは各五万平方メートルの年間枠を設定している」、こういうふうな書かれているのです。これは事実かどうか。もし、事実だとすれば、これは外国から来る企業に対しても適用するのかなのかお伺いしたい。

○山本(貞)政府委員 今の数字を伺いまして、基本的には大きな違いはないと思いますが、ただ、経済の実態というか毎年そのあたりは数字は見直しておりますので、現時点でその数字ということはあるいは違っているかもしれません。

それから、この点につきましては、外国の企業が進出する場合でもすべて内外無差別に出店調整制度は現時点で適用されておりますので、外国の企業が出店する場合でも同様の手続対象になるかと存じます。

○加藤(繁)委員 四月十日の繊維新聞には発表されて、私が質問したことには答えられない、このことについて、通産大臣どのようにお考えですか。

○武藤國務大臣 残念ながら、私その新聞を実は見ていないものでございますから、何とも今の時点では答えられないわけでございます。ただ、今の、今回の五月中に実施する運用改善、これは昨年、産機審、中政審の合同会議で御審議をいただいた上で「九〇年代流通ビジョン」という形で出てきておるものを大體もとにして今後運用していくというところでございますので、今御指摘の、私どもそういう細かいことまで存じていなかったのでございますが、そういう点についてはとりあえずは、なかなか難しいかとは思いますが、先ほど御指摘いただきましたように、私も法律改正を目指しておりますので、来年度の通常国会、来年度といいますがこのこと一暮れからの通常国会を目指して法律を何とか改正をしていきたい、御審議を願いたい、こういう形で審議会にもまたお諮りをしていこうと思っておりますが、私がその中で事務局に言っておくことは、とにかく不透明なことはいけない、なるべくだれが見てもわかるような形にしなければいけない、今どうも通達でいろいろと不透明な点があるようでございますから、そういう点はやはり法律で規制をしなければいけないことはしなければいけないで法律で書いた方がいんじゃないかということとを私は指摘をいたしておるわけでございますから、今の点も踏まえて、法律改正のときには私も十分よく事務局からその実情を聞きまして、やはりだれが見てもわかるように、透明性のあるような方向に行くということを努力をさせていただきます。

○加藤(繁)委員 よくわかりました。明記することですね。

この新聞によりましてさらに、「九〇年代流通ビジョン」ではこの出店抑制地域は続けることが望ましいとあるのです。そうしますと、これは続ける、したがって不透明さを続けるというのが「九〇年代流通ビジョン」にあるということですが、そういうふうに書かれているのです。したがって、通産大臣が新聞を見ていないとおっしゃいますから一度見ていただいで、次回私はまた頭脳立地で質問しますから、そのときお答えいただきたいと思っております。

時間がありませんから、次に移りますが……

○武藤國務大臣 透明性というのは、今のことを明記するという意味で申し上げたわけではないので、場合によればそういうのはなくなるかもしれないし、これから審議会にいろいろ御議論いただく中で、できるだけ透明性という形を持って、どういう形を今度の法律改正の中に盛り込んでいくかというのはこれからの問題でございますから、その問題も含めてできるだけすべてだれが見てもわかるような仕組みに、少なくとも法律以外のことで非常にわからないことが現在まで多いございましたから、そういう点は私は極力排除していきたい、こういうことを言っているというのとだけ申し上げておきますので、その今の規制何とかですか、小規模、小さいもの、そういうものの明記という意味じゃございませんので、その点誤解のないようにお願いを申し上げます。

○加藤(繁)委員 よくわかりました。私が申し上げた基準というのは通産省の内部で考えていることと余り変わらない、これが一致したということ、それはしかし現在では明らかにされない、その点については次回の質問で通産大臣にお答えいただくということだけ私申し上げて、この点については終わります。

それからもう一つ、最後の問題ですが、東京一極集中の点についてお伺いしたいのです。

確かに東京は地価も高いし、県民所得も沖縄の倍だ、こういうことになっていきますので、庶民生活から見ると、大変一極集中が大きい。ですから、この一極集中について通産省としてどのような対策を考えていくのか、一体何が原因だと思っているのか。私が思いますのは、情報の集中というのが非常に大きな要因じゃないかと思うのです。そうしますと、情報の集中でいきますと、情報というのは集中してこそ効果がある。しかし、それを今度分散しようとする頭脳立地的な、地方分散的な方法で果たして可能なのかどうかという点でございませぬ。これで本当に可能かどうかとい

うことについて、もし可能だったらこれまで成果が上がつてはいるはずですから、ぜひその成果をお聞かせ願いたい。

そして、私、質問という大臣が答えになつて終わりになると思ひますから、最後にぜひとも、これは、地方分散ということできまふと、政治、経済、文化が東京に集中して地方分散というのは非常に難しいんじゃないか。したがつて、例えば国会をほかの地域に移す、このくらい思い切つたことをやらなければ、これは実際でできないんじゃないかというふうには思ひつてゐるんですが、通産大臣としての決意がどうなのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 今御指摘のように、今日、政治経済の中心的な役割を東京が果たしてきた、そこへ情報化時代になりまして情報のキャッチは東京の方がしやすいということもありまして、しょうし、あるいはこのころは国際的な立場で日本の金融がいろいろ行われてきておまして、こういう点でも世界の金融関係の人たちがいろいろ東京に来ておる、いろいろ一極集中になつてきておると思ひます。これはもう本当に困るわけで、私も四全総でも多極分散型国土形成ということをお言つておるわけでございますし、通産省といたしまして、今日まで例えば工場再配置の問題であるとかテクノポリス構想であるとか、あるいは今も御指摘の今回法律の改正をお願いいたしております頭脳立地の問題であるとかいろいろやってきておりますが、まだまだ十分な成果はもたらへないと思ひます。もともととつと私も努力をしていかなければならないと思つております。

同時に、今の国会、いわゆる立法機関をどこか東京からよそへ移したらどうかという話でございますが、これは実は私の権限じゃないわけでありまして、これが一政治家という立場だけであればまたいろいろ申し上げられるかと思ひますけれども、ちょっと通産大臣でその辺を答弁すると所管外のことにまたがってまいりますので、大変恐縮

でございますけれども、私の個人的な考え方はございませうけれども、正式な委員会での答弁は差し控えていただきたいと思います。

○加藤(憲)委員 所管外と言つたんですけれども、こういう問題に取り組む場合には閣議の話し合いが重要になつてくると思ひますが、そういう閣議の中で通産大臣としての立場ですね、どういう立場にいらるのかということ。そういうことをやつていこうという立場なのか、いやいやこれはもうこのままでいいんだというふうな考えの立場なのか。

それと、もう一つ私ぜひお答え願ひたかつたのは、一極集中の原因が情報化ということになりまして、情報化を地方に分散さすということ、これは確かにいいことなんです、しかし、分散さすことによつて情報集中の効果というものが薄れてくるんじゃないか。ですから、その場合の問題点になるのは料金ですね。例えば地方で受ける場合に、札幌から香川県に行く場合と、香川県から九州に行く場合と東京に行く場合といろいろ料金に差があると思ひますが、そういう問題がありまして、情報を地方に散らすというのはなかなか難しいんじゃないか。難しい中で頭脳立地的に地方に情報源をつくつていこうということが、やろうとすると情報集中という効果との面でもやや矛盾するんじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○武蔵國務大臣 いずれにいたしましても、先ほどの立法院の移転の問題は、閣議でどうこうということも含めて、今の場で私が答弁するということとは差し控えていただきたいと思います。それから、今の情報の分散、私は大変大切なことだと思ひます。これはもう今の頭脳立地の法律案もそういう形で私どもも願ひしているわけでございますけれども、例えば将来光ファイバーが非常に発達していけば、今の料金なども相当安く各地域で情報をキャッチできるんじゃないかと思ひます。そういう光ファイバーなどの推進ということも一方においては大変大切ではないか、総合的にいろいろな情報があつてそれぞれで地方でキャッチできるようなことを考えていくということはこれから大変必要なことだと思ひます。今後はもういろいろの政策を私どもはお願いをしていかなければならないと思つておるわけでありまして。

○加藤(憲)委員 ありがとうございます。この頭脳立地の問題は私が担当ですから、これからまづ質問のときに伺ひたいと思ひます。最後に、端的にお伺ひしたいのですが、通産大臣が、新聞関係に聞くというので新聞で消費税の問題についてお答えになつてゐるのです。現行の法律を思い切つて見直す、こういうふうな言ひをするのですが、私、思い切つて見直してほしいのですけれども、その点の中で、生活必需品はどうしても非課税にしてほしい、こういう一般の方、生活者の方は大変多いのですが、私は大臣が生活必需品は非課税にするという思い切つた見直しを考えているかどうか、お伺ひしたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 これも所管は大蔵省でございますが、私がここですと具体的なことまで申し上げるというよりはやはり差し控えていた方がいいと思ひます。今の御意見は十分私の頭の中に入れたさせていただきます。また、大蔵大臣といふ消費税のお話をするときには、その御意見を私の頭の中に入れてお話をしたいと思いますと思つております。

○加藤(憲)委員 ありがとうございます。現在の行政は、縦割りの矛盾がやはり今みたいな形で出てゐる。したがつて、ある問題を聞けば私は担当でない、この問題を聞けばこれは担当でないというふうないろいろな逃げ道があるので、ぜひともこれからは、国民生活を豊かにするということにおいては、縦割り行政だけでなく二つ三つ寄せて問題を集中的に審議する、解決していくというふうな思い切つて行政を組織かえていく必要があるのではないかな、こういう感想を述べまして、私は質問を終わりたいと思ひます。

○浦野委員長 午後一時から再開することとし、

休憩いたします。

午前十一時五十二分休憩

午後一時二分開議

○浦野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴木久君。

○鈴木(久)委員 私は、昨日大臣から趣旨説明があつた問題等について順次質問をしてみたいと思ひます。

構造協議問題あるいはコム問題等の質問を申し上げますけれども、その前に、極めて具体的な問題でございますけれども、緊急的な性格を帯びておりますので、初めに韓国スミダ電機問題についてお尋ねをしたいと思います。

本問題は既にマスコミ等で大きく取り上げられておりますので、その実情は通産当局も十分に御承知のことと存じます。葛飾区に本社のあるスミダ電機株式会社の一〇〇％出資である韓国スミダ株式会社が、昨年十月十四日付で四百五十人に上る人員を一方的に解雇通告を行つて撤退してしまつたことに端を発しているわけでございまして、この会社の理不尽な首切り抗議して、この解決を求めて労組代表四人が昨年の十一月十五日以来日本に参りまして、交渉要求を続けておるわけでございます。既に今日まで五ヶ月を過ぎておるわけでございますけれども、抗議の座り込みやらハンストを続けておりますけれども、実はきょうは第二回目のハンストで、五日目になっております。この韓国スミダ電機と同様にTNDというところとアジア・スワニーという三社も同時に韓国から撤退をしたわけでございますけれども、ここは一応労使の交渉の中で解決を見ておるのでありますけれども、この韓国スミダだけは今日に至つても交渉にも応じないという態度に終始をしております。極めて不誠実であります。特に今日、日本は進出企業が外国で大きな活動をしておるといふ状況の中で、このまま事態が推移すれば国際的な批

判が高まる、さらには極めて人権問題であるという立場からいって憂慮すべき問題である、こういうふうな思ふのですけれども、まず大臣の御認識、どんなふうなされておられるのか伺いをしたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 この問題につきましては私も新聞報道などでは承知をしておりますが、正直なかなか難しいのは、一民間企業が韓国へ進出をしまして、そこで現地のいわゆる企業をつくって、それが撤退をしたところから起きてくる問題でございまして、いわゆる政府としてこれに介入するということとはなかなか難しい問題だと思ひます。もちろん、私も一般的に申し上げれば、海外へ進出されるそれぞれの民間企業がその地域社会の中においてよき市民となつていただいて、その地域社会と協調していくことも大切でございまして、また労使関係の問題についても、円滑にいくようにするというのが当然だと思ひます。その点においては、一九八七年に民間の七団体で自主的に、外国へ出ていった場合のガイドラインみたいなものをつくっておられます。その中に実は「良好で適正な労使関係の確立」というのが書いてあるわけなんです。それからまた、私もこの方でも昨年、多国籍企業の企業行動指針に関する動きというのを、一九八九年に政府の方で産業構造審議会の建議の「海外事業展開に当たって期待される企業行動（十項目）」というものを産産審でつくっていただいて、それをもとにいたしましたものを政府として通達をいたしておりますが、その中にも今と同じようなことが書いてあるわけでございます。

立ち入るといふわけにはなかなかないものでございまして、我々としては当事者間の円満な話し合いで一日も早く解決をしていただけたことを期待をしておるといふような状況でございまして。

○鈴木（久）委員 この問題の本質は、安い労働力を求めて外国へ進出をして企業活動をする。通常、渡り鳥企業と言われているのだそうでございまして。この韓国スミダは、韓国から撤退してすぐフィリピンに行つてゐるのです。そのほか台湾、中国、マレーシア、そういうところでも現在操業をしてゐる。ですから、韓国の問題だけではなくて、この企業だけではありません、こういう企業がかつたくさんあるわけではございまして、まさに渡り鳥企業と言われる、安い労働力を求めて海外へ進出をしようとする企業の象徴的な出来事なんじゃないか、私はこういうふうな思ひます。実は、撤退するときには廃業手続もしていない。さらには賃金未払い、韓国の労働法、労働協約を一切守っておりません。日本で経営しているのであれば、一〇〇％出資の子会社が倒産した場合は親の責任を当然問われますね。こういう立場からいっても、先ほど大臣もお話ありましたけれども、日本の中でも、外国へ行って活動をするものに対して産業構造審議会から、今大臣が御答弁になつたような趣旨の、特に雇用に関する責任をもちなさいというところについて提言を受けているわけですね。通産当局はそういう立場で指導されるべきなんじゃないか、こういうふうな思ひますけれども、いわゆる外国進出企業の指導監督、監督という言葉はちょっと出過ぎかもしれないけれども、そういう指導的な立場に通産省の窓口がしっかりあつて指導されるべきなんじゃないか、それでないとこういう問題がこれからどんどん出る可能性がある、国際的な批判を浴びる、こういうことになりはしないか。今日、それでなくても日本の企業が、外国でいろいろ問題を起こして批判を受けているわけではございまして、もう一度その辺の雇用の問題を中心にした、あるいはまた通産省としての

今後の指導のあり方についてちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 御指摘のとおりでありまして、私も、今、日本の経済界に対しても、この貿易インバランスの問題などを踏まえて、現地生産の極力お願いをしているわけではございまして。しかし、その現地生産をおやりになる、外国へ進出された企業がその地域社会の中でひんしゅくを買うようなことがあつては、これはまた逆に日本の国のためにもならないわけではございまして、そういう点は本当に、先ほど答弁させていただきましたように、民間団体でも行動指針をつくり、また私も政府としても産業構造審議会という提言をしていただけてやつてゐるわけではございまして、正直みんな良心的にそれに基づいてやつていただければこういう問題は起きないわけではございましてけれども、たまたまこの案件は、その企業の経営者が良心的でない私は思ひますのでございましてけれども、ただ、企業の経営者が良心的でないといつても、国内の問題でございまして労働紛争は幾らでも労働省の方で取り上げてやれるのでございまして、何せ現地の韓国における問題でございまして、これは本当におっしゃるとおりで、私も、やれば政府が介入してもやりたくない気持ちはございましてけれども、現実の問題としてこれはなかなか難しい問題でございまして、何とか一日も早く円満な解決をしてもらへるよう期待をしております。どうか今のところでは何とも申し上げられようがないわけではございまして。非常に残念に思つております。

○鈴木（久）委員 これは、一〇〇％出資した本社が日本にあるわけですね。そこでの交渉を求めているわけですから、そこは通産省としてもある一定程度やれるんじゃないか、こういう気がしてならないのです。撤退して、もうみんなこつちへ来ているわけでしょう。日本人の役員も全部戻つてきているのですよ。本社はここ、社長は日本で工場もあるし経営もしている、こういう実情ですからね。親の責任というものをしっかりすべきなんじゃないか。それでないと、これから、ずっと進出していくんでしょ、こういう渡り鳥企業がどんどんふえて、日本がまたアジアで、武器は持たないけれども何だと言われかねない状況になつてしまふんじゃないだろうか、こういうふうな憂慮するわけではございまして。

昨年の十二月五日にも参議院の外務委員会で中山外務大臣が現地に進出した企業の問題に答弁をしております、こういう事態を引き起こすことは各方面で努力している友好関係に大きな影を落としてしまふことになる、一日も早い解決を当事者間に求めたい、こういうふうな答弁をしておられますけれども、既に五カ月、先ほど申し上げました。きょうは第二回目のハンストに入つて、命かけてぎりぎりの闘いを労働組合の代表がしている、この現実をただ見越しておくわけにはいかないんじゃないだろうか、こういうふうな私は思ひます。冒頭申し上げましたけれども、本社が日本にあるわけですから、通産省としての一定の早期打開、解決の道を指導すべきなんじゃないだろうか、こういうふうな私は思ひます。おるの、もう一度大臣の答弁をいただきたいと思います。

○武蔵國務大臣 今、現時点では、先ほど答弁をした以上のことは申し上げられないわけではございましてけれども、何かいい方法はないか、私自身もひとつ考えてみたいと思ひますので、ここでは答弁はちょっとできませんけれども、私のできる範囲のことはやつていかなきゃならぬと思つておりますが、どの程度までできるかは早急に研究をさせていただきます。と思ひます。

○鈴木（久）委員 大臣の今のお話承りましたので、ぜひいろいろな形で努力をいただきたいというのを要望して、この質問は終わりたいと思ひます。

次に、日米構造協議問題については数多くの議論がございましたけれども、私からも多少お尋ねをさせていただきます。

中間報告の内容について申し上げるよりは、む

○武藤國務大臣 けさほど来御答弁いたしており

力と言ったらいんじゃないか、次々にこれがエ

れは内政干渉ではないかと、どうも日本は外圧

○鈴木(久)委員 中間報告でさえかなり難航してまいりまして、最終的に七月の最終報告というのがあるんだらうと思うのですけれども、いわゆる最終報告までの中に新たにいろいろ検討しなければならぬ課題が、どういう問題があるのか。

それから、ちょうど最終報告の七月の段階の前に、今大臣からスーパ一三〇一条とは違いますよ

というお話がありましたけれども、三〇一条の適用をするかしないか、この辺は大体六月段階にそういう通商部からの問題が提起されるというふうな聞いておるのですけれども、今の感触でこのスパー三〇一条の適用回避というふうなものに明るい見通しを大臣お持ちですか。

○武藤国務大臣 私どもはとにかく適用にならないように努力をいたしているということでございます。これは私どもの努力いかんかと思っております。何とか、ならないようにということで努力をしているわけでございますから、なるかならないかという見通しはどうかと言われても、とにかく今のところ努力をしているということで、私どもとしてはそういうことにならないと思いがら努力をしているということでございます。

○鈴木(久)委員 時間がありませんので次の問題に質問を移しますけれども、東欧の変革、これは激しい形で今進んでおるわけでございます。戦後の冷戦構造の崩壊と言ったらいんでしょうか、ソビエトのベレストロイカが引き金になって、東西を越えてあるいは国境を越えて歴史的な大変革が進んでいる、こういうふうな言ってもいいんだらうと思います。日本としても、もちろんこういう大きな世界の流れにどういふふうにかじ取りをするのかということが問われている時期だと思ふ。

通産大臣も経済企画庁長官も、東欧の変化、動きには大きな注目をしていますということを所信表明でおっしゃってございます。しかし、具体的にはどうするののかということについては所信表明にはほとんど何にも示されてございません。さきに海部総理は、東西ベルリンの壁が人民の手によって取り払われたような歴史的な時期にちょうど訪欧されました。各国を回っているいろいろな援助や約束をされてきたようでございますけれども、どうも対症療法的な感じを受けるんですね。私は、こうした大きな流れですから、しっかりと長期的視野に立って積極的な、特に経済レベルでも外交展開をすべきだらう、こういうふうな思ふ

のですけれども、まずその基本的な構えといいたしうか、その辺の大臣の考え方を聞かしていただきたいと思ひます。

○武藤国務大臣 所信表明の中にも書いてございまして、私どもとしては、今の東欧諸国のいわゆる自由主義、民主主義を求め、そして市場原理の導入を図つていこうという動きに対しては積極的な評価をし、積極的な応援をしたいと思っております。

これからどうしていくかということでございすけれども、例えば今ハンガリーとポーランドにつきましては大型ミッションを派遣をいたしておるわけでございます。そして、平成二年度の予算の中におきましても、できるだけ経済協力の面ではハンガリーとポーランドについては具体的に今考えておるわけでございます。今後、ハンガリー、ポーランドのみならずほかの東欧諸国についても、順次、向こうの体制を見ながら思い切った応援をさせていただかなければならないと思っております。特にそれぞれの国が非常なインフレ、また対外債務、外貨不足、いろいろの経済的に困っておられる点が多いわけでございまして、それぞれの国の経済基盤が一日も早く確立をされるように、これは日本だけではできませんので、アメリカあるいは西ヨーロッパの国々と協調しながら、そういう方向で努力をしていきたいと思っております。

○鈴木(久)委員 そこで、東欧への経済援助、支援ということで見た場合、一つ障害になっているのがコム規制の問題があると思うんですね。日米構造協議のときにも米側から規制緩和の措置の方針がいろいろ示されたというふうなお話も漏れ承っておりますけれども、日本として今後そのコム問題にどんなふうに対応するのか、具体的に言えば、今の段階では、外国為替及び外国貿易管理法に基づいて輸出規制の問題をきちんとしておられますね。こういう問題を具体的にこの法律の中に示されている幾つかの問題の緩和のところまで進めていかれるのかいられないのかと

いうか、今後の方針も含めてお尋ねをしたいと思ひます。

○内閣府委員 先生御案内のとおり、コム規制は西側陣営十七カ国の共同の体制で、安全保障確保の観点から議論をいたしております。

それで、その中で今御指摘の、昨今の東欧の状況というふうなものを含めてどう対応するかということでございますけれども、基本的には西側陣営の安全保障の確保という観点から、コム自身は非常に重要であり、そこでの協調を図っていくという考え方が基本でございますが、東欧との問題に関連いたしましては、ことしの二月以来コムの中で議論がいろいろ進捗いたしております。一つは、審査期間を短縮するというふうなことで、手続面の簡素化が一つでございます。それからもう一つは、特定の分野、例えばテレコムでありますとか工作機械でありますとかコンピュータ、こういう部分につきまして必要最小限の規制にとどめるといふことで、西側の技術が必ずしも守る必要のないものについては東側にも流すというふうな観点から、コムの中で議論が進められております。

日本は、コムの中でその流れに沿いながら積極的な対応を図っておるということでございますので、あくまでもその体制の中で今後とも実行をいたしていきたいと思っております。

○鈴木(久)委員 時間が来たようですから、本日はソビエトの問題等についても質問したかったのですが、これもこれで私の質問を終わらせていただきます。

○浦野委員長 渋谷修君。

○渋谷委員 私は、大店法に絞って質問をさせていただきます。質問に入ります前に、大変私的なことで恐縮なんですが、武藤大臣とは、思ひ起こしますともう十年余にわたるおつき合いをさせていたたいです。例えば分野法などにつきまして、昭和五十年でありましたけれども、なかなか自民党内の理解が得られない。そのときに武藤大臣はみづか

ら私案を示されました。自民党の中をまとめられ、分野法の実現に大変大きな役割を果たしていただいたわけでありまして。本日にこうした長いおつき合いの中で中小企業や商店の皆さんのことを心配されて政治活動をされてこられた、そのことに深く敬意を表しながら、また、長い間貴重なアドバイスをいただきましたことにここで心から感謝を申し上げます。

私に与えられました時間は非常に限られております。ですから、早速具体的な問題に入らせていただきますが、日米の構造協議におきまして大店法の問題が大幅大きくクローズアップされる、象徴的に扱われたと言つてもいいでしょう。マスコミも意図的に大きく取り上げる。私は、こうしたあり方に大変疑問を持って見ていたのであります。大臣はどんなふうな御見解をそのときにお持ちになつておられたか、まず最初に。

○武藤国務大臣 私自身、正直今のお話のとおりで、なぜこれが象徴的に取り上げられたのか、全く理解ができないという感じで対処いたしておりました。

確かにこの問題については、既に昨年の産権審並びに中政審の合同会議で「九〇年代流通ビジョン」というのが打ち出されておりました。今の大店法の運用のままではいけない、やはり新しい時代に合った運用をしていかなきゃいけないということ指摘をされ、そして提言を受けて「九〇年代流通ビジョン」を打ち出してきておるわけでございまして、そういう面からいけば、どうしてこんなに大きな問題になったのか、いかにシンボライズされてしまったか、なぜかなというのを私も本心に意外な感じを受けたが、しかし、なった以上はこれはできる限り日本は日本の考え方で大店法の問題に取り組みなきゃいけない、こういうことで対処してまいりました。

○渋谷委員 大店法のあり方そのもの、大店法が本心に中小小売業者や地域の商店街を守ってきたかという点については、実はいろいろ議論があるものであります。議論があるのであります。

の問題がアメリカから指摘され、非常に政治的に大きく取り上げられる。私はどうも納得いかないというところで、実はアメリカ大使館とも接触をいたしまして、率直な彼らの意見を伺いました。彼らも、こういうシンボリックな取り扱いについては非常に戸惑いを感じている、あくまでも今度の日米の構造協議におきましては六項目がパッケージでありまして、大店法の問題が解決すればあとはもういいよという話ではない、こういうことにつきましてアメリカの方々も、大店法の問題で規制緩和がされたからといって、直ちにアメリカからの輸出品あるいは日本であれば輸入品がふえるなどという話ではない、そんなことは期待してないと言言をしていたのであります。しかし現実にはこういうシンボリックに取り扱われ、政治的に取り扱われて、通産省は運用改善で規制緩和を図るといふことを発表し、既に閣議了解でも細々とした今後の取り組みなどが示されております。これらについてきょうは一々質問している時間はありませんが、いずれ一般質問の段階で具体的にこれについてはお伺いしていかなければならないと思ひます。

私は、こうしたことが報道されるたびに、実際に御商売されている商店主の人たちは一体これからどうなるんだらう、通産省の運用改善という指導のもとで今ある大店法は中小小売業者を守るのではなく、それを背景にして通産省はほとんど大型店の出店促進を図るのか、大型店は野放しになるのか、とりわけ東京といった大都市ではいづれ適用除外になって、適用除外ということは大店法廃止と同じことでありまして、適用除外になって大店法は廃止される状態の中で、大型店がどんどん出てくるのではないかと、もうすぐ目の前にあらわれる、そういう現象というところで心配しているのではありません。これについてひとつ御見解を伺いたい。

○武蔵国務大臣 私どもは、産業政策、特に流通政策の中では、やはりそれぞれの地域社会において地域経済に大変大きな貢献をしてきていただい

ております中小小売商の存在、これはやはり全く無視するわけにはいかないのは当然でございますし、無視するどころか、その方々の御努力に対しては心から敬意を表し、そしてそれぞれ御努力をいただければ、やはり生業とも言えるような方々も大勢いらっしゃるわけでございます。何とか立派に生きていっていただけるようにしなければならぬと思っております。

特に大店、大型店が本場に消費者の利益につながり、中小小売商が本場に消費者の利益につながらないならば、これはやはり中小小売商の皆さんには反省をしていただかなければなりませんけれども、私はこの間予算委員会でも申し上げましたが、例えば電気製品一つ取り上げても、大型店で目玉商品として安売りをされた、それが故障しちゃった、そのアフターケアはどうしていかうかという、大型店ではしてもらえない、かえって中小の専門店の小売屋さんの方が親切にアフターケアをしてくれる、こんなようなケースもよくあるわけでございます。

私も、中小の小売商がそれぞれ御努力をいただければ立派にその地域社会の中で立ち行くようなことを考えていかなきゃいけないのじゃないか。ですから、大店法がその運用改善あるいは将来法改正がなされたからといって、すぐそれが大型店の進出につながり、中小小売商の倒産につながるといふようなことだけは、私は絶対阻止をしたい、こういう考え方で進めていきたいと思っておりますので、この点は全国の中小小売商の皆様方もぜひその心配のないように、しかし一方、自助努力だけではこれはしていただかなきゃなりませんので、やはり時代に合った経営をどんな小さなお店でもやっていただかなければならないことは当然でございますけれども、その辺のところは私どもは共存共栄ができるような政策を考えていきたいと考えておるわけでありまして。

○渋谷委員 通産省の役割とこれから新しい時代での地方自治体の役割というのは、今のままでいいということにはならないと思ひます。ですか

ら、商店街や中小小売商のあり方の問題について、例えば今大臣もおっしゃいましたけれども、消費者利益という言葉、これまでずっと使われてまいりました。この消費者利益という言葉が一体どういう意味を持つのか、だれかがこの消費者利益というのを定義したことがあるのか。私は、消費者利益という言葉よりも生活者の利益というぐあいには言わなければならないと思ひます。

が、きょうはこの問題については置いておきます。事務当局にぜひ、消費者利益とは何ぞやということについて、つまり、消費者利益という言葉が出てくれば、葵の御紋じやありませんが、これだけがひとり歩きをして、後はみんな議論がおさまってしまふなどという話では困るのです。というのは、中小小売商は常に消費者利益に反している、大型店が全部消費者利益を自分たちが守っているという議論では商業政策は進みません。そういう点で、実はこの消費者利益の問題については五月に一般質問の時間がありましたらもう一度やりませんが、事務当局に、消費者利益とは何ぞやということをもひとつ定義づけていただきたいというぐあいに思ひます。私は、あえて生活者の利益というところでこれからは考えるべきだというふうな考えをしております。

大臣は新聞などでも、この協議は両国がそれぞれの構造問題の解決に努力することになっているのに、日本は守勢一方に立たされている感があるというぐあいに発言されているわけですが、私も先ほど来の質問の中でそう思っています。そこで、実は私もはたと考えまして、一体アメリカではこういうスーパーあるいは大型店の出店についてどう調整しているのだから、これは当然の疑問であります。大店法のない法律がなくとも、まさか野放しということはないでしょう。そこで、先週、きのうと通産省に、優秀な通産省ですから、当然こういったことは想定しながら、アメリカにおける調整のあり方というものは資料を集めたり何らかのそういうデータを持っているのだからと思ひて資料要求したのでありますが、ないとはい

ます。相変わらずありませんか。事務当局でいいです。

○山本(真)政府委員 お答えいたします。

アメリカでは、我が国のような調整法はございませんが、ただ州法で、ゾーニングあるいは都市計画それから環境保全、騒音、交通、そういう観点から規制をできるようにしております。そのために公聴会等もやっております。いわば開発行為の許可という形で規制をしております。ただ、その場合の規制の観点は、中小商店との調整とか中小事業者の事業機会の確保というような観点でございます。

○渋谷委員 審議官、そういう調査をした資料があるのでしょうか、私のところには持ってきていただけなのではないでしょうか。

○山本(真)政府委員 各州それぞれの制度でございますが、今申し上げましたような大枠のものは持っております、簡単なものでございますが、それで、先生からの御話で、私も簡単な資料はお届けしたと存じておりますが……

○渋谷委員 私のところには紙一枚たりとも持っていない。私は、アメリカにおいても大型店の出店について土地利用の観点から調整が行われているということは知っています。私どもの同僚の議員に在米十九年の議員もいるのです。そういう議員からも聞いて事情は知っているのです。だから通産省にないかというところでお尋ねし、ないと言ふ。そこで、しょうがないから八方手を尽くしてあちこち探しました。探している最中に、ある筋から、通産省が先月、委託をしてアメリカに行かせて調査をさせて、そのレポートが先週あなたの手元に来ているはずだという話じやありませんか。しかもそれは、私が接触しているアメリカ大使館に話をして、行き先まで全部指示してあげて、それでやっているという。その資料が私のところへ来ない。アメリカ大使館からもそういう意味での裏づけをとってあるのですが、それでもないのですか、そのレポートたるや。

○山本(真)政府委員 大変御無礼いたしましたよ

うですが、先生からの御質問が商業調整に関する法律というふうに私どもの担当者が誤解したようでございます。ただ、今申し上げましたように、網羅的なものは従来持っておりませんで、簡単なものでございますが、それは後でぜひお届け申し上げたいと思います。

それから、先生が今言われましたレポートにつきましては、たしかきのうですか、私の机の上に参りました。まだ私も読んでおりませんけれども、これについてはもう一度見まして、必要であれば先生のところにお届けするようにいたしたいと思えます。

○渋谷委員 大臣にもぜひ聞いていただきたいの
であります。大臣の所信表明に対して質問するとい
うことで私も準備をしている、いろいろな角度
からぜひ質問をしたい、そのための資料がないか
というところで通産省に頼む、何か通産省の恣意的
な判断で、これは持っていかななくてもいいだろう
ということ、紙一枚たりとも持っていない。

委員長 国会議員には国政調査権というのがあ
る。そういうことで資料請求しているにもかかわらず
——私は商業調整云々なんということは言っ
ていませんよ、審議官。例えばそういう大型店、
スーパーが出るときにどういう方法で調整のあり
方がありますか、あるいは調整という言葉がなけ
れば、それはどういうぐあいに扱われますかとい
うことで、そういう関連する資料があったら持っ
てきなさいと言っているのです。目的はわかるで
しょう。私は、こういう通産省の姿勢に対して
は、きのうも質問をとりに来ましたが、これか
らもうじゃないが協力する気にはならない。これか
らもうこういうことであれば、私はこういう形で常
にぶっつけ本番で質問せざるを得ません。委員
長、これは言ってみれば国会の審議に対して行政
が協力しないという図ですからね。これは今の話
じゃありませんよ、これまでそうです。私は現
場において、通産省との交渉の中で何度いろいな
資料要求したって、それこそこういう今の姿勢
で、自分に都合の悪いものは出さない。いつも物

事を小出しにして対応するというのは、日本の役人の一番悪いことでです。これについて委員長、ぜひ私がかかるような判断なり対応なりを考えていただきたい。委員長からも御見解をいただきたいし、大臣からも一言御見解をいただきたいと思ひます。

○武蔵國務大臣 どうもいろいろ誤解があったのじゃないかと思えますけれども、今後においては、そういうようなことのないように私はよく指導をいたします。

○渋谷委員　そこで、私が調べた資料によりますと、アメリカにおいても確かに、中小小売商を守るといふことではないけれども、調整は行われているのです。大店法といったようなことでの調整ではありませんけれども、ゾーニングということと土地利用規制ということでは非常に細かく規制が行われています。もちろん州法や自治体における条例といふことで行われているのですが、例えばシカゴの条例では、住居、業務、商業、手工業という四つの基本的用途地域に分けられておりまして、それがさらに十六区に区分されて、さらに建築密度に応じて七十以上のグループに分けられて、つまりきめ細かに地域の町づくりが行われているわけです。

小売商業にかかわる部分だけちょっと申し上げますと、例えば地域的な小売地区ということでは、これは隣接の住居地域に住む住民の買い物の便のためにのみ設定されまして、居住地に近い買い物施設で日常的な基本的買い物需要を充足せしめるのに必要な用途のみが許可される。さらに、制限的小売地区ということでは、その地域の小売地区よりも少し大きな消費人口の需要を充足せしめるために設計されて、それゆえに多様な業務用途が日常及び時折の買い物のために許可される。さらに、一般的小売地区ということでは、さらに大きな多量の車及び人の交通を発生せしめる大規模な建造物によって特徴づけられる主要なショッピングセンターの所在地に図示されるということになっているわけです。日本みたら

いに、大型店が工場跡地があればあそこ、田んぼだって何だって用地を決めて、後は農業委員会にうまく話をつけて変更させて大型店が出る、無差別に、野方図に出るなどという実情じゃないのです、アメリカだって。

そこで、アメリカの具体的な事例を申し上げますと、シカゴ郊外のノースブルクですが、アメリカのシアーズローバック社の百貨店などを核店舗とするショッピングセンターでありますけれども、計画から完成まで公聴会が開かれたり、道路も一本隔てた町、ハイランドパークというところ、百貨店ぐらいのお店があるそうです。そこから当然然、出店反対の声が上がる。建設反対の訴訟も起きる。こういう中で大臣、アメリカでさえも、例え

ばこの事例では五年かかっているのですよ、計画から出店まで。大臣も、日本では十年もかかるのにおかしいという発言をされておりますけれども、もうほとんど持ち時間がないのであります。なぜ十年かかるか。アメリカでも五年かかるのです。利害の衝突であれば当然です。地域の町づくりという観点でいえば、はいはいどうぞというわけにはいかないのです。日本でも十年かかる、七、八年かかる。例えば十年かかるという事

例は、多分京都のイズミヤ白梅町事件だと思うのですが、これは私が直接かかわっています。なぜ十年かかったと思いますか。これは事務当局でも構いません。どなたでも構いません。

○山本(貞)政府委員　やはり先生御指摘の点だと思いますが、地域社会あるいは地域経済との融和というか、関係というか、そういう点から京都の案件はいろいろな御意見が地元からあつたというふうに承知しております。

○渋谷委員 全然理解していない。なぜ十年かかるのですか。既存の商業集積があり、町があつて、商店があつて、そこに新たな大型店が outlet してくるのでしょう。利害の衝突でしょう。けんかになるのは当たり前なんですよ、一方は生き延びなければいけないのですから。

そうすると、そこに大店法があり、大店法には

位置づけられていない商調協があり、それが本当に透明性が確保されて、みんながわかる議論がされているならいいのです、最初から。実際には、それで商売ができないような大規模な計画を立てたり、それからその出店する地域での、例えば消

費者運動を買収してしまうようなことをやったり、あるいは商調協に至っては、何度も指摘したり、じゃありませんか、なぜ密室でやるんだ、これは公開でやるべきではないかということを何度も主張したのであります。通産省はそのときには答えません。ずっとこれまでそのままでやってきた。商調協委員は公務員じゃありませんから、買収対応をやりはうだいであります。これも倫理規定をつくりましょうと言つてつくつた。

静岡の事件、七、八年もかかった事件はどうですか。中に取引業者がいたじやありませんか。あれはイトーヨーカ堂の取引業者だということで指摘をしたら、通産省は何と言いましたか。専属納入業者じゃないから取引業者とはいわないんだ。あなたたち、勝手に基準を決めて、専属的納入業者というのは何だと言ったら、取引関係で売り上げの半分を占めていなければ専属的取引業者じゃない。

結局、商調協にだれが何を求めているのかと言
えば、そこで公正に審議され、調整されるという
ことを望んでいるわけです。つまり、そういう
不透明さが、本来であれば、大店法であれば、例
えば今度は一年半に運用改善すると言っています
が、裁判にもなりませんでしたけれども、その中で大店
法をそのまま正直に読めば、七カ月過ぎたら制限
をするものは何もありませんよ。その後出店調整
ということを、具体的に五条以降入りますが、そ

れだつて五カ月。大型店は一年で出られるのです。三条と五条とは規定が違いますから、三条をやりながら五条の届け出だつてできるのです。そうすれば、七カ月過ぎれば大型店は出られるのですよ。

そういう法律でありながら、どんどん延びていつていたずらに時間を費やすというのは、それは

通産省の今までの姿勢、通産省の今までのかわりにも大きな責任があったのじゃありませんか。今度、透明性を確保するということを言っておられますけれども、もう時間がありませんからこれでやめますが、私はこういう通産省の姿勢そのものを改めてもらいたい。アメリカ大使館との話の中でも、彼らはいろいろ要求している点、それはあるけれども、それ以上に日本の官僚のこの思い上がり、こういう不透明さについて、実は彼らは厳しく指摘しているわけでありまして。

今度の本店法、運用改善云々と言っていますけれども、今後の運用改善の中で、あるいは法改正の中で、大臣、これは大臣もかわってこの委員会の中で審議してきた経過でありますから、ぜひお考えをいただきたいと私は思うのです。今、本店法のもとでは、町の中小小売業者はどういう結果が出ようと不服申し立てもできない、裁判も起こす権利もないじゃありませんか。原告適格性がないと通産省自身が主張してきたことじゃありませんか。言ってみれば、そういう中小小売業者を守ることでない本店法ですね。こういう現状について一体どうするのか。私は、原告適格性を明確に認めるべきだと思います。司法救済ができない法律が一体どうしていつまでも存在しますか。

さらに、今度の閣議了解の中で出ておりますけれども、社会資本ということでは、これは大臣と私は考えが一致すると思うのですが、商店街というのは長い時間をかけて築き上げてきた、ある意味ではかけがえのない地域の共有財産であり、あるいは社会資本と云うことができると思います。その意味では、閣議了解の中にある今後の社会資本の整備の中にこの商店街というものを位置づけながら、商店街も積極的に育成していく、充実させていくということがその中に入ってくるべきだと思っておりますが、それらの点について大臣の御見解を伺って、私の質問は終わりにしたいと思います。

○武藤国務大臣 先ほど答弁の中でどなたかに申

上げたのですが、今回法律改正を次の通常国会でお願いしたいと思っておりますが、その法律改正に当たっては思い切った透明性を確保していきたい。今御指摘のような商調協の非常に不透明な点は今回法律の中でより一層打ち立てていきたいし、また商調協のメンバーについても、準公務員的な資格を与えて、少なくともいわゆる取組などをされたら、これは刑事罰が加えられるというようにな形に直していきたいと思います。

また一方、いろいろの紛争処理といいますが、いろいろの問題について、それを話を承るというか、そういうものの相談になる窓口を各通産局につくりたい、また場合によっては本省にもつくりたい、こういうふうな思っておりますので、いろいろ改善をしていくつもりですから、今までのことはいろいろあったかと思っておりますけれども、ぜひいい方向で行くかと思っておりますので、ひとつぜひ御支援をいただけるように心からお願いをいたしておきます。

○渋谷委員 ありがとうございます。

○清野委員 森本見司君。

○森本委員 昨日、武藤通産大臣、また相沢経企庁長官の所信表明をお伺いさせていただきました。国際化の中で、また日米構造協議あるいは九二年にはE.C.統合という時代がやってくる中で日本の果たす役割というのは大変重大な役割を持っている。一方、先ほどから社会党の先生から議論をいただきましたけれども、本店法の問題等国内的な問題もいろいろ抱えている。その中で大臣に御就任になりました何が大変なことかと思いがすが、どうか我が国あるいは世界の中から見た御尽力をさらに賜りたいと思います。通産大臣は長い間この商工委員会で頑張っていたが、非常に見識豊かな方とお伺いしておりますし、また経企庁長官は大蔵省でいろいろと数字等々いらわ

れておられた方であるとも伺っております。両大臣、これから大いに頑張ってくださいたいと心からお願いするところでございます。そこで、通産大臣の所信表明をお伺いいたしま

した中で、まず最初にお尋ねしたいのは、第三番目の「地球規模での共存共栄を目指した幅広い」というくだりのところでございます。「人類共通の課題である地球環境問題は、経済成長と環境保全の両立を将来にわたって実現する方向でその解決を図ることが必要である」というふうに所信表明で述べていらっしゃると思います。これから大臣の役割というのは、単なる通産省の省益だけではない、あるいは日本の国益では、その視点だけで見てはいるとだめになってしまふ。十分御自覚もいただいていると思いますが、これから地球益、人類益、そういう視点で我が産業政策を考えていかなければならない、私はそのように思うところでございます。

そこで、先般IPCCの第一部会が開催されました、その内容が発表されました。第一部会、第二部会、第三部会というふうに分かれていて、ことし八月、ストックホルムの全体会議でこういった問題が採択されるわけでございます。

このIPCCの発表を見ておりますと、殊に取り上げるべき点は、その報告書では地球温暖化は現実のものであるという結論を出していること、地球の平均気温は二〇二〇年までに一・三度から二・五度上がる、さらにまた、海面の上昇率は二〇三〇年までに二十センチ、二〇七〇年までに四十五センチ上がるであろうというふうに指摘しながら、温暖化ガスの中で最高のもは、一番温暖化に影響を与えているのはCO₂である、したがって、CO₂をここでは六〇から八〇％削減することが必要だということを発表しているわけでありまして。

今日までいろいろな環境会議が行われましたけれども、どうも日本のこういう環境問題に対する姿勢は非常に消極的であるというふうに今日まで言われております。口の悪い人によりますと、日本はきわめてきつめの環境破壊の一員ではないだろうかと申しておりますし、昨年十一月八日のノールドベイク宣言のときにも、日本は非常に消極的であったということで、内外から大変な批判を受

けました。今、IPCCの第一部会の報告がなされますと、恐らくまた、通産省としては八月のストックホルムの結論の状況を見てからというふうにおっしゃるのではないだろうかというふうに思うわけでありますけれども、経済大國の重要な役割を果たしている我が国が、今日までのように単に経済発展のみを追いかけているのではなくて、むしろ環境問題等々についても、我が国の産業も世界をリードしていく役割を果たしていかなければならないのではないかと思うところでござい

ます。このIPCCの第一部会の報告を受けて、すくに、四月十六日、武藤大臣は鉄鋼業界の皆さんにCO₂の削減についてお話をされたというふうに向っておるところでございまして、この報告を受けておるのか、お伺いしたいと思います。

○武藤国務大臣 IPCCの第一作業部会における報告というのは、私も承知をいたしておりますが、私が承知をしておる限りでは、この第一作業部会というのはいわゆる気候変動に関する科学的知見の評価を行う部会、こういうふうな定義づけられておるようでございます。大体学者の皆さんたちが集まっておりやうにいたしておるようでございます。

そこでは、この間の発表は、いわゆるCO₂の濃度を仮に現在の水準で安定させた場合、排出量をどこまで削減すべきかを機械的に試算されたもので、そういうふうにも承っておりますのでございまして、それが実際にうまくいってこまでできるのか。先ほど御指摘ありましたけれども、私は決して地球の破壊をしていいとは思っておりませんし、経済の発展も要は究極的には世界の人たちの幸せにつながる、世界の人たちの福祉につながるものでなければ、経済の発展というのはいくらか意味がないわけでありまして、そういう面からいけば、経済の成長とこの地球環境の保全というのは当然両立

するものと考えていかなければならないのは当然

向でいくべきだと思っております。

ですから、もし今の温暖化という形がCO₂の排出によって行われているんだということになれば、またこれは別でございしますが、まだその点は科学的な解明は十分なされていないと承っておりますし、今後、第三作業部会の方で第一作業部会の報告を受けていろいろ議論されると思っております。私は正直、第三作業部会のこれからの審議の状況も十分踏まえながら考えていかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げるように地球環境、これはお互いの財産でございまして、から、全世界の人たちが英知を集めてこの地球環境が破壊されないように努力をしていかなければならないことは当然でございまして、ある程度経済の成長のテンポがそれでおくれるようなことになってもやむを得ない。しかしまた、経済が今度余りにも縮小してしましまして、世界の人たちのそれこそ幸せという点から考えて、お互いの国民の生活水準がどんどん下がっていくようなことがあってはいけませんので、その辺をどの辺で両立をさせていくかということを経済政策として考えていかなければならないのではないかと、こう考えておるわけであります。

○森本委員 第一部会の発表を受けて第三部会が対応戦略、その結論を見てということになってくるわけでございしますが、環境問題で我が国のとる姿勢は、今日までいつもそういう姿勢であったという事は否めない事実であります。温暖化ガスの排出量の多いのは世界でも我が国とアメリカではありますけれども、今日までの経緯の中でこのIPCCの結論を尊重するというふうな言明してきたはずであります。第一部会の報告を受けて第三部会ではどうかということが考えられるわけでございしますが、この第三部会の報告、この現状を認識した上で、我が国は我が国の産業政策も温暖化対策をきちんとやっていかなければならない、省エネの目標をどこまでにするかということを決めていかなければならないと思

うわけでございしますが、通産省の考えている温暖化対策について述べてもらいたい。

○合田政府委員 第一部会の作業結果の評価につきましては、先ほど大臣からお答え申し上げたとおりでございます。

第一部会の作業報告書の中にも、先ほど大臣が申し上げましたように科学的に不透明の部分が多すぎたというところを認めて、これから数値モデルの開発をやったりいろいろな理論的な研究を詰めていかなければならないということは説明されているところでございます。

通産省といたしましては、大臣も先ほどお答え申し上げましたように、地球温暖化問題は非常に重要であると考えております。ただ、経済への影響もまた非常に重要でございまして、この点も今各国は一番真剣に検討しておるところでございまして、その排出量の削減が実際に実行可能なものかどうかという最終的な政策判断につきましましては、対応戦略の検討を担当する第三部会で今なお検討中でございます。その結果を見守りながら対応していきたいと考えております。

ただ、通産省は決して後ろ向きでございませんで、第三作業部会の報告を待つと同時に、従来から省エネルギー対策とか炭酸ガスを出さないクリーンなエネルギー、いわゆる新エネルギーの技術開発あるいは省エネの促進等につきましまして積極的な対応策を講じておるところでございまして、

○森本委員 地球再生計画というのを通産省の方で考えていらっしゃる。百年計画とか言われるものですが、随分長いものだなと思いがちですが、その大綱だけを読ませていただいたのですけれども、この計画はどういった計画なんですか。

○合田政府委員 地球再生計画は実はまだ通産省ではっきり定めたものではございませんけれども、現在産業構造審議会の中の地球分科会の中で検討中の構想でございまして、産業革命以来二百年ぐらいかかって地球のさまざまな気象条件が変わってきたと言われているわけでございすけれども、これを早急に、例えば規制とかそういうこと

をやりますと経済成長率がスロウダウンをいたしまして、日本が迷惑をこうむるだけでなく、発展途上国等への援助とか、その他のいろいろな現象を通じて悪影響があるものでございすから、新たな技術を開発しながら開発された技術を連綿的に適用していくという形でもって、やがて長期的な展望に立ちながら、かつ植林等の、あるいはバイオテクノロジー等を活用いたした緑化の推進等も考えまして、炭酸ガスを吸収するようないわゆる吸収源というものを拡大しつつ総合的な対応策を講じながら、結果として炭酸ガスを初めとする温室効果ガスの排出抑制をやっていきたいというような構想でございす。

○森本委員 この計画を読みますと、一九九〇年代各国省エネ目標の設定というように書かれております。各国というのは、我が国、我が国以外のところも含めてでありますけれども、これを提唱する以上は、通産省の方で省エネ目標についてはもう既に検討されようとしているのでしゅうか、どうですか。全く検討も何もされてないのですか。

○山本(雅)政府委員 現在、私もでは総合的なエネルギー政策を調査会に諮問いたしております。先ほど大臣が御答弁申し上げましたように、六月ごろをめどに答申をいただくことになっております。現在のところ、それは二〇〇〇年を中間年次といたしまして、二〇一〇年を目指してエネルギー計画を立てることになっておるわけ

です。その中で一番重要な項目の一つとして、実は省エネルギーを強力に進めたいと考えておるわけでございす。その場合、具体的な省エネルギーの目標が量的なもので出せるのか、あるいはGNP、GDPとエネルギーの相対的な値をできるだけ改善するという形で出すのか、いろいろ出し方があるかと思いますが、何としてでもこれから省エネルギーを全力を挙げてやっていくということ、具体的な計画という形に出せるかあるいはもう少し定性的なものになるかはまだわかりません

が、いずれにいたしましても、この地球温暖化との関連も踏まえまして最大限の力を注いでまいりたい、このように考えておるわけでございす。

○森本委員 いずれにいたしましても、この美しい地球を私たちは守らなければならぬことは間違いないことであり、また共通した認識であります。今日までの日本は、生産者優先、産業優先の政治を行ってきた。これからは生活者のための政治を行わなければならないし、同時に、産業の発展だけではなしに地球の環境を守っていくということに大変な努力をしていかなければならない。

通産省もそういう点についてはこれから全力を挙げて取り組んでいかないと、ただ産業の発展だけに取り組んでいるということでは大変なしっぺ返しを私たちが受けることになってくるかと思ひます。省エネ目標をいろいろな角度から検討され、また、ただ検討している、検討している、検討するまで答えを出さないということではなしに、まず今省エネでできる部分からでも行動を起こし、また各企業にそういうことの推進を今からやっていかなければならないのではないかと、もう今からでも遅いくらいだと私は思っております。

さき合田審議官から名刺をいただきました。再生紙の名刺でございまして、さすが立地公害局審議官の名刺だな、この名刺一つでその姿勢は私もうかがえたわけでございすけれども、先ほど皆さんの手元に、大臣の手元にも、大臣が鉄鋼業界に申し入れをされました四月十六日に公明党は「ガラスの地球が危ない」ということで「その現状と地球を救う77の方法」というハンドブック、一部二百円でございすけれども、今回これを出しました。この中に「省エネのために」ということも書いてございす。また「公明党の環境政策」も一番最後のところに書いてあります。どうぞこれをまたよく読んでいただいて地球を守っていただきたいし、また通産行政に当たっておられる皆さん方、それをいろいろと推進しておる我々議員もこういった問題一つ一つを推進していかなければ、実行していかなければならないと思ひます。

どうぞこの「ガラスの地球が危ない」をよく読んで
いただいて、今すぐ実行できるものからやって
いただきたい。ずっと一番から読んでいきまして一
番最後の七十七番目、何をすればいいのかわか
らぬ点でございますが、「もう一度最初から読んで、家
庭や地域、職場で、できそうなところからやっ
てみる」というのが七十七番目でございます。ど
うぞこれを御一読いただきまして、我々すぐにで
できる問題から取り組んでいかなければならな
いと思ひます。これは贈呈させていただいておき
ます。それでなおかつ、最後に書いてございま
す。「この本は再生紙を使用しています。」というこ
とでございます。どうぞ大きなことだけではなしに
身近なことからどんどん推進を図っていただ
きたい。

いずれにいたしましてもCO₂は大きな問題で
あります。かけがえのない地球でございます。こ
の一枚目の表紙の裏をあけていただきましたら、
「一人の行動が地球サイズにひろがる」地球を大切
にしたい。それは、親からももらったものではな
く、子供達から借りているものだからだ(ケニア
のことわざ)こう書いてございまして。どうぞこれ
を大いに推進方図っていただきたいと思ひます。
大臣、いかがでしょうか。

○武蔵国務大臣 先ほど来お答えをいたしており
ますように、地球というのは私どもにとって本
に貴重な財産であり、地球がなければ私どもは生
きていけないわけでございますから、そういう面
において、地球の環境を守っていくということに
ついては私も今以上に全力を振るって努力
をしていきたいと思つておるわけでございます。
そういうときに、たまたま今貴重なパンフレッ
トをちょうだいいたしましたので、非常に日常生
活に密着したいろいろなことが書いてあるよう
でございますから、今からでも政策の中に取り入
れられれば、できる限り取り入れてやっていき
たいと思つております。大変ありがたうござい
ました。

○森本委員 それでは、次の質問に入ります。

四月六日の日米構造協議の中間報告において、
最大の焦点になっていた大店法問題について三
階に分けて運用面改善をしていくという答
えが出ました。そこに大店法の廃止が盛り込ま
れたものの、私はこれが中小企業に、商店街に与
える影響は大なるものがあると思つております
ので、その角度からの質問をさせていただき
たいと思ひます。

私も先般この日米構造協議の始まる前にアメリ
カ大使館の人と会つていろいろ話をしました。私
もわからなかったのは、なぜ今回この大店法が焦
点となったのか、先ほどの社会党の先生の考えと
全く一緒でございます。これはスケープゴートに
されたのではないだろうかと思ひます。この
もございました。大使館の人は、大店法が目玉商
品になりましたのと言われたので、私は、これ
は目玉商品じゃない、やり玉商品になったのだよ
と申し上げておつたところでございます。

大店法の本来の趣旨というのは、大型店と中小
小売店がそれぞれの特徴を生かしての中小小売業
者の皆さんの事業活動の機会を適正な確保とい
う点、大型店と中小小売店という点、それからもう
一つは、消費者の利益の保護という問題、そも
もこういう点から大店法ができたのではない
か。そこには共存共栄の精神が貫かれていたはず
であります。

しかしながら、この十六年間、いろいろな運用面
で随分その方向が変わつてきた。果たして消費者
のためになつていたのであるか、あるいは中小
企業の商店街の皆さんのためになつたのであ
るか、そういうことを疑問を持つて考えざるを得
ないような状況がいろいろ起きています。出店が
十年あるいはそれ以上かかったというところも、か
つたものは今度はその商品価格となつて消費者
に高いものになつていくという状況も考えられ
る。あるいはまた商調協の内容がさっぱりわから
ない、そして、そこに何となくうさん臭い
話だけが流れていてお互いが疑心暗鬼になつてく
る、商店街の皆さんの心に荒廃まで起き始

めてくるというのが、この大店法の実情ではな
かつたのだろうか。これは今回アメリカから指摘さ
れたようではございませんけれども、本来我が国
自で、こういった問題を指摘されて廃止しろと言
われる云々の前に、どうすれば適切な運用をす
ればいいのか、どうすれば最初の問題、目的に達
することができのかがどうか、もともと真剣
に取り組んでくるべきではなかつたかと思ひ
ます。

日米構造協議を受けて、また今私が申し上げた
ことを受けて、通産大臣は商店街の、大臣になる
までは議員連盟の会長でもいらつたやうで
ございまして、御答弁をお願いいたします。

○武蔵国務大臣 先生御承知のとおり、昨年の六
月に産経審と中政審の合同会議で「一九〇年代流通
ビジョン」という形で提言をしていただいたわけ
でございます。もうその時点で既に今まではと
違つて新しい時代、いわゆる国際化時代、情報化
時代、そういう中で中小小売商の皆さんもどうし
て生きていかなければいけないのか、また、もちろん従来
も消費者の利益というのは考へてきたわけござ
いますけれども、ややもすれば相対的に消費者の
利益の方が多少産業政策の中で薄められておつた
のではなからうか、こういう反省の上に立つて、
もともと消費者のことも考へていかなければ
いけないという形で、あの流通ビジョンをつく
つていただいたと私は思つておるわけございま
す。その点はアメリカから言われるまでもなく、
いわゆる日米構造協議の問題が始まる前からさ
ういふ観点に立つてやってきたわけでございます
から、大店法の運用その他、いわゆる新しい時代の
流通ビジョンというものを打ち立てておつたわけ
でございますから、あなたがアメリカから言われ
てやつたということでもなからう、ただ、たまた
まアメリカからいろいろそういう点を指摘をされ
た一つでございますので、その流れが、その動き
が少しスピードになったというか、スピード
がアップしたということは言えるだろうと思ひ
ます。もうこれは構造協議の、言われる

までもなく前から一連の動きとしてあつたわけ
でございますから、この点は御理解をいただければ
幸いかと思ひます。そこで、今度の運用改善の中身につ
いてお尋ねしたいのです。

きょうの新聞で、「大店法の運用改善通達」「出
店調整一年半に短縮」という大きな見出しで、五
月下旬に各都道府県に通達を出されるというこ
とが報道されておりました。また、監視本部を設けて
この運用改善が実行できるようにしていくとい
ふうにも報道されておりました。これは以上か
も、今まで十年あるいは長いものではそれ以上か
つていたものが、今度急に言われたからといつて
実際に調整期間一年半でできるものなんではし
ょうか。できるものであれば、今までなぜかう
ことをしなかつたのかというのを私は聞きたいわ
けであります。

既に今までの調整期間で非常に長引いてお
つたのは何かというと、事前説明で長引いてきた
ということなんです。しかし、今度のこの構造協
議で一年半に短縮しますよという話が生じたとき
に、今生まれてる言葉は何かというところ、これ
はできないから事前説明をしなければならな
いのではないかと一言言葉で、やゆして生まれて
いるようでございますけれども、これ、一年半の
短縮、実際可能でありましょうか。

○武蔵国務大臣 先ほど申し上げました昨年の六
月の答申では、大体おおよそ二年をめどにとい
うことでそのとき答申をいただいているわけござ
います。

そこで、先ほどの話で私がスピードアップした
と申し上げたのはそこでございましてけれども、大
体おおよそ二年をめどにということになつてお
つたわけでございますが、それを私がもう少しスビ
ードアップできないかということ、一年半ぐら
いでどうだろうと、こういうことでやつたわけ
でございます。これはこの二十七日に一応産
審、中政審の合同会議を開いていただいて、御理
解をいただいてから通達をつくるということにな

ろうと思います。少しその今の新聞報道は先走った報道ではないかと私は思うのでございますけれども、二十七日によく審議会にお話をし御理解をいただいた上で、通達を五月いっぱいかかって出す、こういうことになるかと思ひます。

いずれにしても従来、従来でも全部が遅かったわけではございませんので、中には一年そこそこでやってきたケースもあるようでございますし、とにかく全体的にせつかく二年という形で去年答申をいただきましたので、もう一踏ん張りして一年半でいこうじゃないかというのが私が指示したところでございまして、これは審議会の御理解をいただいた上で通達で実施をしていきたいと考えております。

○森本委員 いずれにしても、短縮して運用改善をやっている本来の姿に戻そうということでございますから、どうぞ実効あるものにしていただきたいと思ひますし、同時に、地方自治体の上乗せ、横出し、こういった点についてもどうするか。どういう形でそういったものに対するいろいろな規制から、本当に共存共栄できるような街づくりをしていくようなものになっていくかということについて、よほどしっかりと腰を据えて取り組んでいただかないと、結局いつの間にか、事々前説明という言葉が今生まれようとしておりますが、それが事実になってしまつて、いつの日かまた、いや、実はあれでこれという弁解ばかりをしなればならないということにならないように、しっかりとこういった決められたことについてはその運用をやつていただきたいということを言つておきます。

それで、その運用が行われると、今度は商店街が一体どうなるのだろうかということが問われてくるわけでありまして。中小小売業の皆さんの行く先は一体どうなるのだろうかと思ひ配している人も数多くあるわけでありまして。殊に零細小売店、一人二人でやつておられる皆さんの商いが、五十七年から六十三年の間に百三万から八十七万店、一六%も減っているわけでございます。これに対

して全力で対策を講じていかなければなりません。今運用緩和で中小小売店へ与える影響をどのように受けとめられていくのか。

それから、この運用緩和で大型店舗が軒並み出てくるぞという説と、同じその大型店のチェーンストアの皆さんの話の中でも、そうじゃない、もう既に出る場所は出たので、もう少し少ないぞというのと、いろいろ意見が分かれておりますけれども、大型小売店の今後の推移をどのように見ておられるのか、また、今後の中小小売店の推移はどのようになっていくのかお尋ねします。

○山本(真)政府委員 先生今御指摘のように、従来、昭和五十七年から六十三年にかけていわゆるババマストアというのが相当大きな減少を示している。現在、当時の動きよりもうちよつと落ちております。ただこれは、全体のライフスタイルなりあるいは消費者の需要動向なり、いろいろな意味での影響がございまして。あるいは後継者難という問題もございまして、私ども、大店舗が直接それにどこまで影響しているかということについては、詳細な分析はできておりません。

今後の見通しでございますが、従来、大規模店、第一種と第二種と私ども分けておりますが、大規模店の数は、年によつて違ひますが、年に大体二、三%ふえてきております。床面積でいいますと大体三%ぐらゐの増でございます。これは景気の動きでかなりばらつきがございまして、私どもとしては、今後の大規模店の動きは、運用の適正化あるいは緩和の措置を今後とるわけでございますが、出店側の想定をいたしまして、例えば一年半で出店ができるという想定が立つ場合には、従来と違ひましてかなり慎重な出店計画を持つてくる。従来は数年かかったものが一年半でできるということになれば、その地域の需要なり利益率なり資金計画なり従業員の確保とか、いろいろな面から大規模店の方で出店を考慮せざるを得ないというふうなこともございまして、私ども今その点

リサーチしておりますけれども、出店側も相当計画的に動くだろうという想定をしております。今後の動きは、先ほど申し上げました数字と若干変わるかもしれませんが、大幅な違いは当分の間にはちよつとないのかなという想定をしております。

ただ、大規模店の出店の申請について、従来五十年というものが今後はなくなる、そういう意味で、出店の計画なり見通しが非常に立ちやすくなるという意味で改善がなされると想定しておるわけでございます。

○森本委員 いずれにしても、中小小売店あるいは商店街に与える影響は非常に大きなものがあるというところは言えると思ひます。減っているのは、必ずしも大店が来たためとは一概には言えないと思ひますし、むしろ大型店が進出して、そして共存共栄でその商店街が栄えていったということもあるわけでございます。しかし、減つていく中の最大の要因は何であつたかというところ、一つは後継者難であるということもその要因の中に上がつてくるわけでございますけれども、先行きが見えない、それから、もうからぬというのでは後継者も育つてこない。やはり希望があり、ビジョンがあり、そしてもうかるということの中から後継者も育つてくると思ひますが、そういう意味では、これから中小小売店への、あるいは商店街への、街づくりのための政策を一生懸命やつていかなければならない、輝ける街づくりというものをこれから推進していかなければならないと思ひわけでございます。

中間報告が出された日、大臣、大変お忙しい中へでございますけれども、予算委員会が終つて本省へお帰りの大変御多忙の中で、公明党が申し入れをさせていただいた次第でございます。主に四項目にわたつて申し入れをさせていただきましたが、一つは、商店街を活性化させるために、アーケードあるいはコミュニティ広場あるいは駐車場、そういったものをきちんとやつていくこと、それからもう一つは、各中小小売店への

経営基盤のためのいろんな税制や金融政策をやつていくこと、さらにまた、これから情報化社会でございまして、情報システム、そういったものをつくるためにやつていかなければならないこと等々を申し入れをさせていただきまして、いずれにいたしましても、運用緩和になったために商店街が寂れてしまったということでは何にもならないと思ひます。

先ほど大臣の答弁の中にも、商店街、小売店が持つ意味は大きいということがございました。私も全く同意でございます。今日までの地域社会あるいは人と人のコミュニケーション、これはむしろ大型店ではなくして、中小商店街の皆さんが集まつて街づくりをしてこられた、あるいはまた駅で飛び込めるのも、これもまた商店街のコミュニケーションのあるところでございまして、大型店に飛び込んで傘貸してくれ言うても貸してくれないと思ひます。こういったよき商店街は持っているだけに、一生懸命商店街活性化のために全力を挙げて取り組んでいただかなければならないと思ひます。

そこで、もう一つは、今、中小企業庁が出している、三方所でモデル的にやつておられる街づくり会社、これは大いに推進を図つていくべきではないかと私は思つておりますが、いかがでしょうか。

○見學政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、中小小売業、それは地域の顔であるという商店街でございます。その地域文化圏あるいは経済社会といったものを支えているという意味で非常に重要なことと考えておりまして、御指摘のような観点から、街づくりの視点に立ちました中小小売業対策として、いわゆる街づくり会社構想というのを立てまして、既に先生御指摘のように三つ設立されております。これは三つに限定することではなくて、場合によっては事業団から出資します。限定的な数のつもりではございません。市等と協力しながら、鋭意こ

の充実に努めてまいりたい、こういうふうに思っておるところであります。

○森本委員 いずれにいたしましても、この運用改善というところでさらに力を入れていかなければならない。通産省として中小企業庁が、街づくりを初めそういったことに全力を挙げ、もちろん気持ちの上であるいは知恵を絞ってこれからやられると思いますし、我々も負けないだけのものを、出させていたきたいと思っております。私も近く、都内の商店街や名古屋の商店街でそういう街づくりをしたところを調査団をつくらせて視察に行きたいと思っておりますが、平成二年度予算は、これが運用改善されるあるいは日米構造協議が出る前の予算案であります。何といつてもやっぱり予算の裏づけがない。今、予算を審議している最中でございまして、これだけの打撃を受けると考えられる中小商店街のために、大臣、これは予算を組み替えてでも対策を考えなければならぬ。今この予算案をやっているときに、さらにその後の補正予算のことを申し上げてあれなんです、もう気持ちとしては今すぐにも対策、予算を考えなければならぬと思うのですが、その点と、どうしてもだめなら今度の補正予算でも、この日米構造協議でやり玉にされたのですから、今度はこの中小企業対策が、商店街対策が目玉となっていくくらいのものでなければならぬと思うのですが、大臣、いかがでしよう。

○武蔵國務大臣 今、組み替えをしてでもというお話をちょうだいいたしましたけれども、運用改善というのは、五月中に私も通達を出しまして、実際それによって影響が出てくるのは相当先でございまして、大体これは、先ほどから申し上げております昨年の六月に「九〇年代流通ビジョン」として出てきたものを骨子としているわけでごさいます、それで違っている部分といえ、一つは、先ほどの御指摘のございました、期間を半年短縮すること、それから外国品の売り場については百平米以下は届け出だけでよろしい、いわゆる事務はそれだけでもよろしい、実質的にはあと二点でございまして、あとの点は、中小業者の皆さんもお入りいただいた審議会で御理解いただいているものでございまして、私は、この今の運用改善でもって中小小売商にそんなに大きく影響が出てくる——もちろん影響は出てくると思ひますけれども、大きな影響というものは、やはり次の通常国会にお願いしようと思ひしております。法律改正によって相当影響が出てくるのではないかと、こう思っております。ごさいますから、実際は平成三年度の予算の中で思ひ切った中小小売商対策を予算化していただければ十分間に合うのではないかと、こう思っております。しかし、どんな推移によって、例えば補正予算の中でもお願いをしなればならないという場合がもしありますれば、当然補正予算をお願いしてでもやらなければならぬと思っております。

○森本委員 次に、独禁法の問題について質問をさせていただきます。公取委員長、大変御多忙の中をお出しいただきまして、まずお尋ねしたいのですが、今回の日米構造協議、これは非常にこの独禁法のことと焦点となりました。この中間報告を受けて、公取委員長としていかが考えておられるのか、お伺いしたい。

○梅澤(節)政府委員 アメリカと日本ではもとより独禁法なり反トラスト法の制度、違いがあるわけでありまして、この構造協議を通じて、双方でお互いの立場を尊重しながら理解を深めることができたということで非常に有意義であったと思ひます。

同時に、中間報告の取りまとめといたしまして、先般日本政府としての報告書の中に独禁政策についていろいろな事項が盛り込まれておりますけれども、私はポイントは一、二つあると思ひます。一つは、やはり独占禁止法違反に対する執行力を強める、独占禁止法の運用をより強化するという問題が一つと、もう一つは、独占禁止法の運用に

ついて、国内はもとよりでありますけれども、アメリカのみならず外国から見て透明度の高い行政をやることによって、日本の経済取引社会に対する理解といえますか、そういうものを深める。つまり、執行力を強める、もう一つは透明度を高める、この二つを大きな柱といたしまして今後の施策を推進してまいりたい、そういうふうに考えております。

○森本委員 独禁法というのは、本来、公正、自由な競争を通じて消費者の利益を確保するための法律であり、その独禁法の番人であるというのが公取の役割であり、極めて重要な役割であるわけでごさいますけれども、この公正、自由な競争、そして消費者の利益を守るという点から考えまして、また今度の日米構造協議を受けて、これは改正するかもしれないがまたこちら側の問題ではありますけれども、公取委員長として独禁法の改正は必要と見ておられるのか、あるいは必要性を感じておられるのか、また感じておられるとするならばどういう点なのか、そういう点をお伺いしたいと思ひます。

当初、公取委員長は、ある雑誌のインタビューにお答えされたときには、改正を必要としないと言われていたわけですが、運用ではなく改正が必要だと私は思ひますけれども、その点についていかがでしよう。

○梅澤(節)政府委員 私は、国会でもお答えしたと思ひますけれども、現行法の枠内で運用を強化することによって大半の問題は対応できるというふうに考えておりました、その後日米間のいろいろな議論が詰まってまいります段階で、政府として独占禁止法の運用あるいは競争政策を一段と強化するということ意識統一が行われまして、その観点から、カルテルに対する課徴金の引き上げを行う、そのことによって違反に対する抑止力を強めるといふ方針をとられましたことは、私は大変時宜に適切な措置であると考えております。ただ、残余の独占禁止法の制度の問題については、私は、現行の制度の枠内で運用を強化し、透明度を

高めるといふ方向で臨むべきであると考えております。

○森本委員 今回アメリカから指摘されているのは、要するに日本の公取が果たしてその使命を果たしているのかということと同時に指摘されているのではないかと私は思ひますし、どうも最近こゝろ見ておきますと、これは非常に失礼な言葉になつてくるかも知れませんが、かみつかない番犬だとか、いろいろなことを言われている。この状況、私は、審理事件の処理状況というのを見てみますと、その数字の上でも端的にあらわれているのではないかと思われるわけです。

七三年の石油パニックのとき、このときは公取燃ゆと言われた時代であつたわけでごさいますけれども、このときをピークに審案件数は、勧告件数、並びに告発はその後一つも行われていない。七七年に独禁法が改正になって、それから今度は勧告がこの七七年から落ち始めた。そして八一年から勧告が非常に多くなつてきたというふうに、この処理状況の手にして数字から見るとそのことが考えられるわけでありまして、特に、八四年から勧告が一けた台になりました、ずっと進みます。八とか四とか六とか三とか。そして警告だけがふえている。

この数字は間違いないでしようか、そういう状況にあるというのは、それで、勧告件数の著しい減少はどういうところから起きてきたのか。また勧告と警告の違いはどうなのか。済みません、時間が余りなくなつてきましたので、ちょっと簡単にお願ひしたいと思います。

○柴田(章)政府委員 今の計数の点は、御指摘いただいたような傾向が見られるわけでごさいます。

ただ、勧告が減りました理由としては私もこのようにふりかへておりました、一つは、五十二年の改正によりまして課徴金制度が価格カルテルに対して導入されたわけでありまして、その抑止効果が上がつてきたのではないかと、第二番目に、各種のガイドラインの公表等予防行政

に私ども非常な力を入れておりまして、独占禁止法の規定の趣旨あるいは考え方というものが企業に浸透してきたこと。第三番目に、企業も独占禁止法違反の未然防止に努めていること。そんなことがあったのではないかなというふうに考えております。

それからもう一点、勧告と警告についてでございますけれども、警告というのは、違反の疑いが認められましたが法的措置をとるに足る確証が私ども得られなかったということで、審決と異なりまして法的拘束力あるいは強制力を持たない、これが警告でございます。

○森本委員 警告というのは、行政処分ではなくして行政指導なんですね。それで警告というのは、単に警告するだけで、そしてどこにも、新聞等々で発表もしないという状況ではないかと思うわけでありまして。そういうところがやはり産業界から公取は甘いんだと言われる原因にもなっているし、あるいは本当に公取というのは消費者の利益のところに立っているのかと思われるところでありまして。果たして公正取引委員会というのは、不当表示ではないかという、口の悪い人は何かそんなことまで言い始める。

そういつたことを考えたときに、今後も警告の場合、公取はこれからもっと一生懸命、今まで以上に頑張ってもらいたいのですが、警告だけで終わるのですか、それとも公表しようという姿勢をこれから示していくのですか。ぜひ示してもらいたい。

○梅澤(前)政府委員 今担当部長がお答えしたとおりでありますけれども、警告と申しますのは、違反事件の明白な確証を得るに至らなかった事件につきまして、いわばいわゆる行政措置として行っておるものでございます。

今後の対応という問題でありますけれども、一つは、本来違反事件であつたんだけれども証拠収集の段階でそこまで手が行き届かなかったということが起こり得ないように、そのために私どもは、違反事件を処理いたします部分の体制をぜひ

強化していただきたいということで、ことしの予算でかなりの人員と予算の措置をお願いしているわけでございます。この辺の努力が一つでございます。そのことによりまして、経済取引活動はますます複雑化していきまして、法運用が厳しくなるとなれば相手方の手口もかなり巧妙になってまいりますから、そういうものについては体制の強化なり各種の手法の開発を通じて、正規の勧告審決に持つていく努力をぜひしていかなければならないと思います。

それからもう一つ、それにしてもやはり私は警告事件というものは残ると思います。本来違反事件ではないけれども違反事件の入り口のような事件というものはあるわけでありまして、それに対して警告をするということは、社会的にも行政的にも私は十分に意味のある対応であると考えておりまして、ただ警告するだけで本当にその効果が発揮できるのかというのは今の委員の御指摘のとおりでございます。その点で今後警告事件につきましても、例外を除き原則として、事業者なりその行いました取引あるいはその状況等につきまして、これを公表するという方針に踏み切ったわけでございます。

○森本委員 ぜひ、この告発にしても石油のとき以来、七三年以来ずっとゼロでございます。これは何も悪いのがたくさんおって捕まえたからいいというだけではありませんけれども、もう少し公取は強い姿勢であつてもいい。それから先ほど、証拠の収集が難しい、確かに難しいかも知れませんが、証拠の収集をこれからも大いに進めていっていただきたいと思うところであります。

それで、時間がございませぬ。経企庁長官にお尋ねしたいのですが、内外価格差の是正の問題についていろいろお尋ねをしようと思つたのですが、これは今後内外価格差の問題について全力を挙げて取り組んでいただきたい。

それから、総選挙が終わつてから値上げラッシュが続いております。内外価格差の中で一番価格

差が大きいと言われているのが、これは酒税の關係もあるかも知れませんが、ビールであります。そして、今度総選挙が終わつた後の値上げラッシュで、これはまたビールが値上げになりました。経企庁長官、ビールが値上げになったか、数字に強い長官でございますからよく御承知かと思つたけれども、きょうの新聞を見ますと、ビール、わずかな値上げだと言ふかも知れませんが、ビール、わずかな値上げだけで東京ドーム七・二杯分飲んで、ビールだけでも年間大瓶で一人当たり百七本飲んでいられる状況であります。私も、きょう一つ質問を終えたので夜帰つて一献傾けようかと思つたけれども、値上げがたつたビールを飲んで何となく苦さが増してくるような感じがするわけでございます。経企庁長官、内外価格差、それから値上げラッシュの中でのビールの値上げについてどのように考えておられますか。

○相沢(前)大臣 ビールが値上げになりましたが、もとより、昔と違ひましてビールの値段も、これは三十九年六月以降全面的に自由価格になっておりますから、その値をどうするかということとは、個々の企業が自主的な判断で決定することができることになっております。そういう意味におきましていわゆる公共料金とは異なっているのではありませんが、御承知のように、今回の値上げは大瓶一本につき二十円というところであります。これは主として人件費、配送経費等の上昇に基づくことであるとして、このビールも前回、五十八年十月の値上げ以来六年半も経過をいたしております。そういう流通における人件費、配送費等の値上がりは、これはほかの企業製品の面におきましても見られるところであります。やむを得ない点もあるかと存じているのであります。

【委員長退席、甘利委員長代理着席】
なお、冒頭に、外国に比べて非常に高いじゃないかということをおっしゃいましたが、事実これはそういう面がございまして。ただ、ビールに対する酒税は、日本がアメリカに比べてかなり高い。

三百五十ミリリットルにつきまして日本では七十九円九十四銭、ところが、アメリカは連邦税、州税、酒税等々あるわけでありまして、ニューヨークにおきましては六円八十四銭ということで、この間三百五十ミリリットル一本につきましても六十六円、要するに十倍以上ですね。それくらい税金の差があるということも一つの原因かと思つております。

○森本委員 ビールの値上げはやむを得ないと経企庁長官がおっしゃっていたら、これはよろしくないです。やむを得ないじゃないですか。それから、価格はそれぞれ各社自由競争とおっしゃいますけれども、これは果たして自由競争かどうか、一九八〇年、アサヒがトップを切つて三月十七日、二十五円上げました。それから各社そろつて三月十八日、四月一日、四月十五日、全部二十五円上げた。一九八一年、これは酒税改正で二十五円。一九八三年、酒税改正ではあります。十月一日に四社のトップを切つてアサヒが二十円上げた。十月十七日までの間に各社全部上げた。一九八四年酒税法改正で二十五円上がった。一九八九年、消費税値下げでやつと十円下がった。そして一九九〇年、ことしですが、三月一日に一社が二十円上げたことによつて三月六日までのわずかに六日間に全社二十円上げたんです。どこに価格は自由なんですか。どこに二十円上がったのはやむを得ないと言ふんですか。確かにビール業界人手不足等々、あるいは重たいものを提げなければならぬから上げなければならぬところもある。しかし、もうかつてはいる会社、前年と比べて売上高が上がつているところも同じように上がつていますよ。この状況がこのままでいいのかということと。

しかも、私の手元へ入りました数字では、値上げた二十円の取り分は生産者五円三十銭、卸四円二十銭、小売十円五十銭、全部、各社、生産者、卸、小売に至るまで何銭というところまでみんな一緒なんです。これがやむを得ないということと済まされる問題ですか。これは独禁法違反じ

やないですか、公取委員長。

○梅澤(和)政府委員 ビールにつきましては、二月の下旬から三月の初めにかけて、寡占業界であるビール四社が相次いで値上げを実施いたしました。その内容は、今委員がお触れになりましたように、工場からの出荷価格のほかに、希望卸売価格、希望小売価格等につきまして、引き上げが行われておるわけでありまして、

この件につきましては、現在、独占禁止法十八条の二の規定に基づきまして、価格の同調的引き上げに該当するということで、既に調査に入っております。私どもは、この調査がまとまり次第、立法院の御要請がございましたらなるべく早く国会に御報告しなければなりませんし、独占禁止法の規定におきまして、少なくとも、まとまりました年次の年次報告には報告することになつておりますので、現段階では独占禁止法との関係において公正取引委員会が調査中であるということをお願いするにとどめたいと思つております。

○森本委員 これはよほどしつかりやつてもらわないと、八〇年から酒税改正以外のときの三回全部同じパターンで来ているわけですね。これは明らかに不当な値上げの仕方でありまして、公取委員長、今取り調べ中ということだからあれですけれども、年次報告というところからいってしまつたり、もうそのうわさが消えたところから、どうかその取り調べが終わった段階ですぐにここでまた発表していただきたい、そのことをお願いいたします、時間が参りました。どうぞ経企庁長官、ビールの値上げやむを得ないと長官がおっしゃっていたのでは、一体だれがこういつた問題について本当に守るのかということについてこれからは真剣に取り組んでいただきたいということを私は申し述べまして、私の質問時間が参りました。それじゃ、最後に長官。

○相沢国務大臣 ビールの値段に関しましては、これは公共料金でもございせんし、もともと自由価格ということになっておりますから、私の方で行政指導してそれをどれだけにしようとかいうよう

うな対象にはならないと思つてゐるのです。そういう意味におきまして、自由の価格だということ御返答を申し上げておきます。

○森本委員 じゃ、終わります。

○甘利委員長代理 続いて、小沢和秋君。

○小沢(和)委員 通産大臣の所信表明演説に対して、特に日米構造協議の問題を中心にして質問をさせていただきます。

けさからの論議を聞いておりまして、今回の日米構造協議は到底対等な独立国同士の話し合いなどと言ふようなものではないのではないかと、印象を持たざるを得ませんでした。大臣はさつきから再三、これが国際収支のアンバランスを少しでも改められればというふうにおっしゃつておられるわけでありまして、この言葉からすると、大臣も今回のこの中間報告の中身がアンバランスの改善に余り大きな影響を与えないというふうにお考えだと思つたのですが、私もそのように考えます。そのことを日本側としてアメリカに対してはつきりと言つておるのでしょうか。

○山本(貞)政府委員 日米構造協議全般の問題について、私、総体的にお答えするカバールをしておりませんが、私少なくとも大店法を担当しておりますが、大店法の関係で、今度の出店調整手続が円滑化したという仮定をしたとしても、それほど輸入が目覚ましく直接ふえるとかというふうなことは、私もアメリカにも言つておりません。ただ、アメリカとしては、外国製品の入手可能性が相当ふえるということを期待しておるということでございます。私どもとしては、外国製品がそういう努力をしていただければ、将来ともその可能性はあるということを考えております。

それから、全般の問題につきましては、私がお答えするのは適切じゃないかもしれませんが、構造問題全体が仮に解決したとしても、アメリカ自身もそれで貿易収支が目覚ましく改善するといふふうには認識してないというふう聞いております。日本側もその点は再三アメリカに言つておるところでございます。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕
○小沢(和)委員 大臣にもう一遍お尋ねをしたいのですけれども、そういう少々これで貿易収支、国際収支のアンバランスが改善すればそれでいいというふうなアメリカの姿勢なんではないか。

○武蔵国務大臣 貿易収支の改善というのは、やはりマクロ経済的に見ていかなければならない問題だろと思つてます。そういう意味合いで、この日米構造協議と申しますか、あるいは日米構造協議といひますか、最初は確かに少しでもインバランスを直そうじゃないかということから、お互いに気がついた点は経済構造をもう少しいろいろ変えていこうということから始まったわけでございますが、私が先ほど来申し上げておりますのは、定量的に幾ら幾ら貿易収支がこれによつて改善されるかということとはとても予測できないといふことを申し上げておるわけでございます。いま一つは、今申し上げたように、貿易インバランスの問題は経済全体の中で見ていかなければならない問題だろと思つてます。

しかしまた、一方からいへば、確かに日本側は例えば輸入拡大政策を今の中間報告の中にも書いておるわけでございますし、またアメリカに対しても、とにかくアメリカの輸出力を強化するためには従業員の皆さんの教育、あるいはまた経営者の考え方、あるいは技術革新といったようなことに思い切つてもつとアメリカも輸出競争力を強化するためにやつてもらいたいということを日本から指摘しているわけでございます。そういうことが総合的に行われていったときには貿易収支は改善されるということだけは間違いないだらう、ただ定量的に幾らこれで改善されるかということとはとても予測できないだらう、こういうふうに私は答弁をしたつもりでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○小沢(和)委員 今までの経過というものを考えてみますと、アメリカの方は、個別の商品や分野ごとの協議などではもうこの日米のアンバランスというのとはとても解決がつかない、だから思い切

つて日本の経済の構造全体から文化にまで立ち入つて思い切つてこで中身を改めろということ、いわゆる構造協議ということになつていったのじゃないかと私は思つておるのです。そういう点からすると、こでよほど大きなアンバランスの改善が行われないならば、当然アメリカはもう次、またその次と際限なく要求を出してくると思つし、今度のこの程度のことではそういう傾向というのは何ともならないのじゃないか、すぐ次が出てくるのじゃないかという感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

○武蔵国務大臣 先ほどから申し上げておりますように、この貿易収支が、もつと日本の黒字が思い切つて減つていくというようなことは、今の構造協議だけではなかなかないかと思つておる。私に思つております。改善がなされても、それでそう大幅な解消がなされるというふうにはなかなかまい、かならないだらうと思つてございします。まあ正直、貿易インバランスの問題というのはこの問題だけではなくて、例えば今日の日本の企業がほとんど海外へ生産拠点を移しておられますけれども、そういうことを進めていくとか、あるいは先ほど、これは構造協議の中にもありますが、諸外国の輸出力が強化される、また日本が逆に輸入を思い切つて拡大をしていく、そういうふうないろいろな政策が総合的に行われて初めて貿易インバランスは解消していくのであつて、この日米の経済構造協議だけでインバランスが解消していくとは私は思つておりませんし、それはアメリカもよく理解をしておると思つてから、アメリカに對しても、日米構造協議で言つていゝゆる輸出力の強化を本當にもつと思つてやつてもらわなければいけない、同時に日本のそういう企業が進出していくことについてはやはり受け入れてもらわなければいけないということを、私はこれからアメリカには強く申し上げたいと思つております。

○小沢(和)委員 私は、この協議の状態からすると多くの改善は期待はされないし、したがつて今

後もそういう摩擦は続くであろうということを一言警告をした上で、具体的に今まで大店法がどういうような結果をもたらしているのかということに、次に質問をいたしたいと思ひます。

今まで、大店法のために大型店の出店が妨げられてきた、長いところは出店に十年以上もかかっているというところが盛んに言われております。しかし、私は、この大店法というのは、出店を届け出る、届け出た上で、調整はするけれども原則として出店を認めるという立場からの調整だと思つております。ですから、今まで私たちの党としては、それではなまぬい、いわゆる周辺の中小商店街と共存共栄を図るというつもりで、実際に周辺の中小商店街をつぶしていくことになりかねないということを言ってきたわけでありました。

そこで、まずお尋ねしたいと思ひますのは、十年、十年というようにかひとり歩きしているような感じがするのですが、実際に調整にどれぐらいの期間がかかっているのかということについて実態を示していただきたい。それから、途中で断念をしたというようなケースがどれぐらいあるのか、私はほとんどないのじゃないかという気がするのですが、それもお尋ねをしたいと思ひます。

○山本(真)政府委員 出店表明から調整終了までに五年以上の長期間を要したものであるのは、私どもの手元に持つておりますのは全体の一五％程度でございます。個別事例で、今申し上げました長期間で十年以上かかった事例、極端な場合は十三年というものもたまにはございます。全体を平均いたしますと、出店の表明から調整終了まで、短いものも長いものも全部単純平均いたしますと三年程度というふうに認識していただければと思ひます。

なお、先生先ほど御指摘の日本の大店について、先ほど申し上げましたが年に二、三％ずつ伸びておりますので、諸外国と比べてもそれほど低い率ではない、それほど高い率でもないですが、平均的なところだと存じます。

○小沢(和)委員 結局、先ほど言いましたよう

に、大店法というのは出店は原則として認めるという考え方で調整でありますから、長い目で見れば大部分が出店をしているわけですね。

その結果がどういうことになっているか。きのうも資料をいただきましたけれども、いわゆる五十人以上を雇用している大型店は、五十一年が四千八百六十一店だったものが六十三年には七千四百三十二店、そして年間の販売額もその期間に十一兆五千九百九十億から二十四兆七千九百九十億へと大幅に伸びているわけでありました。

これに対して、いわゆる中小の小売店の場合はどうか。特に、私は家族だけでやっている一人ないし二人の従業員規模のことを例に挙げたいわけでありまして、中小企業白書によりますと、五十一一年に九十九万九千六百店あったものが、六十三年には八十七万四千三百店、十二万店以上減っているわけですね。実際の、私たちの経験からしても、その辺の既存の商店街の歩みを歩いてみると、いわゆる大型店の近所だけはい通りがあふれるけれども、本場に近ごろは閑古鳥が鳴いているような状態になっているところが多いわけですね。

こういうふうな大型店はどんどん店の数もふえ販売額も伸びている、その反面で零細な小売店がこのようにつぶされていっているというところで、大店法が掲げておられる目的というのは達せられていない状態だということにあなた方はお考えなのかどうかというところをお尋ねしたいと思ひます。大臣、いかがでしょうか。

○山本(真)政府委員 今委員御指摘の点でございますが、小売店というのか、ババママストアは今先生御指摘いただいたような数字で減少しておりますが、先ほど申し上げたかと思ひますが、大規模店が進出したことによつてそうなったという点、それ以外に、後継者が得られなかった、あるいは周辺の消費者ニーズが変わつてきた、そういうような点から変わつてきたというふうに、私も、両方いろいろな要素があると思ひまして、中小商店が減るのを大店法で防止するというのは

なかなか難しい社会経済実態にあるのではないかなと思ひます。

ただ、大店法で書いております目的は、消費者利益に配慮しつつ中小事業者の事業機会を確保するということでございますので、そのための調整の手続の大枠を大店法が定めておりまして、その他通達なり、自治体でそういう運用をして話し合を進めて、その話し合いの中で中小商店がその期間中に対応策を考へる、あるいはテナントとして中へ入つて共存共栄を図つていただく、そういう手続なり対応策を今講じておる次第でございます。

○小沢(和)委員 こういう零細な業者がここまで圧迫を受けているということについては、やはり決定的な原因というのは大型店の進出にあることは、これは中小企業白書などでそういう零細な業者たちを対象にして調査をした結果などというものが載つております。私、今ちょっと手元に持つてきませんでしたが、そういうような中でも業者の声としてもそのことははっきりしておるというところは私は申し上げておきたいと思ひます。

それで、今後の具体的な出店調整の考え方についても次にお尋ねをしておきたいと思ひます。今度から出店調整の期間を大幅に短くするというふうなアメリカ側に対して意思表示をした。大体一年半、そして法律をつくつて一年というふうにしていくというわけですが、私、これはただ出店調整の期間が短くなるというだけでなく、考え方の根本的にならなければならないというところを、今度から出店調整の期間を大幅に短くする、先ほどから申し上げておるように、今度から出店調整のことは原則として認めておいたわけですが、これは、しかしそれにしても、出店する大型店と周辺の商店街でよく話し合つて納得するまで待つていただく、そのためには時間がかかってもこれはある程度仕方ない、こういう立場だったのじゃないかと思ひますけれども、今度からはこういうふうな期間を短くすることになれば、話し合いを

して、期間が来たら納得づくでなくとも事実上ほとんど店を出していただく、こういうふうな運用にならざるを得ないのではないかと私は思ひます。そういうふうな調整の中身は変わつてしまひやしませんか。

○山本(真)政府委員 今委員御指摘の点でございますが、従来大変長くかかったケース、その場合の実態を見ますと、その間、中小商店側あるいは商店街対策としてそちら側の対応策が十分でないで時間が過ぎていくというケースが中心でございます。今後一年半ないし一年ということでございますが、その間には、私どもは中小企業庁の施策をこれからはまた十分考へた上で、その期間で最大限努力していただく、積極的にその間に対応していただくという意味で、私どもとしては一年ないし一年半の期間中にそういう対応策をとることとは十分可能だと思つておるわけでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○小沢(和)委員 最大限の努力をすればその期間に調整をすることが可能だというふうなあなたは今言われましたけれども、そうすると今までは、時間がこれだけかかったというところは、そういう努力をしてなかったからですか。私はやはり、それなりに努力をしたけれどもこういう時間がかかったということだと思ひます。そうだとすると、今後はもう見切り発車をすることになるからざるを得ないのではないかと思ひますが、重ねてお尋ねします。

○山本(真)政府委員 あらかじめ一年半とか一年という期間を制度的にというかアナウンスしておきまして、その期間中に努力をしていただくという目標を設定させていただく、そういう意味でございます。その期間中に関係者が努力をしていただくということでございます。従来はその目標期間というのは残念ながらございまして、言葉は悪いでございますが、だからだと過ぎていたというのが実態でございます。そういう意味で、目標期間をきちんと定めて対応策を考へていただく、そういうことでございます。

○小沢(和)委員 ですから、問題は努力をして、かつそのときまでに調整ができなかったときどうするのかということをお尋ねしているわけですよ。

特に、出店表明から開店まで、次の法律改正で一年に持っていきたい。そうすると、開店までに一年です。話し合いを始めて間もなく建物や建物を建て始めるというようになって、それと並行して調整するものがやられるということになった。そんなら、どんな目の前で建物を建てながら、そういう既成事実というのを背景にしてやる調整というのは、もう事実上恫喝みたいな既成事実の押しつけになるのではないですか。それで本当に調整ができますか。

○山本(貞)政府委員 その期間中に関係者で調整をしていただきまして、場合によっては出店者側の面積を縮小するというところで話を付けていただく、あるいは場合によっては出店者側が出店をあきらめるという場合も含めて、今後ともあり得ると私も思っております。話し合いができて出店をする、あるいは面積を小さく変えた上、あるいは中小商店の中に、テナントに入っていたらいて解決をする、いろいろな解決の仕方があると思っております。私も決して、今委員御指摘のような見切り発車というようににはならないように努力をしていきたいと思っております。

○小沢(和)委員 大臣にその点でお尋ねしたいのですけれども、今までに比べて一年半、将来は一年というところで大幅に調整期間を短縮すれば、今審議官は、今まではそんなに密度の濃い努力をしてなかったみたいなのを言うけれども、私はそんなことではないと思うのです。だから、これからそういうように期間を区切ってしまったら、どうしても時間が足りなくなるといことはきつと続出するのではないかとお尋ねするのですが、そういう事態に対して大臣としてはどうお考えですか。もう見切り発車やむなしですか。

○武蔵國務大臣 先ほどもお尋ねいたしましたように、実は今度の日米構造協議の以前に、昨年、い

わゆる産構審の流通部会それから中政審の流通小委員会、この合同会議で九〇年代の流通ビジョンを提言をしていただきました。その中に、二年をめどにというのがあるわけがございます。

その審議の中には中小団体の代表の皆さんも入りいただいて審議をしていただいたわけがございます。その方々が、従来はいろいろのケースがあったけれども、しかも今は長いケースのお話ばかりございましたが、過去において何年二年かからなくて決着を見ているケースも結構あるわけがございます。それから、そういう面で大体二年をめどに、それならばよろしかろうということでも流通ビジョンがつくり上げられているわけでございます。

そういうことでございますから、今回その一年半というのが全くと出てきたわけではないのでありまして、昨年の審議会の答申にある二年をめどにというのを一年半と、半年、もう少しスピードアップをしていただこう、こういうことで私も考えたわけでございます。それについても今度の審議会を二十七日に行いまして、そこで御理解をいただいてからやろうとしたしておるわけでございます。

法律だけからいけば、先ほど渋谷委員からもお話がありましたように、今の法律では極端にいけば一年でできる形になっているわけでございます。ただ、従来は法律にないようないろいろの通達によって事前の審査とか、地元からの同意書が要るとかいろいろのことがあっておくれたところ、これは今後は簡略化していこうということでございます。それから、私はそんなに難しい話ではなからうと思っております。

○小沢(和)委員 今の期限を厳しく貫こうと思えば、私はこれから必ず紛争が続出するだろうというところを申し上げておきたいと思っております。

それから、先ほども問題になったのですが、いわゆる出店を抑制する地域というのがあります。さっき公表したということが問題になりました

し、私も今までの承知をしている運用の実態というのには、問題になってたしか自治体などが通産局に問い合わせたりすると、いやそこは出店を抑制する地域だとかいうような返事があるというように格好でしか我々にはわからないのです。だから私は、そのこと自体非常に不明朗で、さっきと同じように、私も公表させなければと思いが、問題は、この出店を抑制する地域という考え方が、今申し上げているような調整期間を大幅に短縮することとあわせてなくなってしまうたら、これは大変なことだと思っております。今後この出店を抑制する地域という考え方は、少なくとも調整の中で引き続いて持つていくというふうに理解していかどうか、お尋ねしておきます。

○山本(貞)政府委員 今の先生の出店を抑制する地域についてでございますが、昨年の流通ビジョンでもその制度の枠組みは、通達でやっているものですが枠組みを残すということにしておりまして、ただ、その実際の適用というが現場の運用につきましましては改善すべき点もある、そういう指摘をいただいております。今回私もその昨年の答申の線で考えていきたいと思っております。

○小沢(和)委員 では、今の枠組みは残すという考え方だということでも理解をしておきたいと思っております。

私は、この問題の締めくくりに申し上げておきたいのは、肝心なことは大型店の進出に対して実質的にはもっと厳しい態度をとらねば、ますます零細な小売業者はつぶされていくということになりかねない。だから、私たちの党としては、大型店の増設については許可制にすべきだ、許可のために地元の中小売業者の同意を要件とすべきだという考え方に立って、今後ともそういう方向に進むように努力をしていきたいと考えております。時間もありませんので、この点については私どもの見解を申し上げるということでとめておきたいと思っております。

最後に一つだけお尋ねをしたのは、工業技術

院の試験研究機関の再編成の問題であります。

今、工業技術院傘下の四研究所の再編成が検討されております。私も、現地を見てくれという話だったので、この前筑波まで行ってそのうちの二つの研究所は見せていただきました。本年一月二十六日の工業技術院の院議の決定によれば、体制整備実施の背景について、九〇年代の通商産業政策ビジョンと臨調行革審とのかわりを挙げて、抜本的な体制の見直し、検討を行うとしております。そして、来年度予算の要求に間に合うよう結論を急ぐとのことです。しかし、現地で出された声というのは、まだその九〇年代のビジョンの答申も出されていないではないか、産業構造審議会や産業技術審議会の部会報告案も取りまとめ中ではないか、それなのに急ぐのか、一方では、最近各研究所が科学技術会議諮問十二号に対する答申などに基いて体制の大がかりな見直しをやったばかりで、まだその評価も出ないうちにまた次の再編成をやるのでは納得がいかないということも聞かれました。

ですから、お尋ねをしたのは、なぜそんなに再編成を急がなければならないのか、来年度予算にどうしても間に合うようにということから逆算をして仕事をしようというの、こういう試験研究機関の性格から見てもなじまないのではないかと。もう一つは、二十一世紀をにらんで国立の試験研究機関に本当にふさわしいものに再編成しようというのであれば、現場の研究者の声もよく聞いて、その意欲を引き出すようなやり方を進めなければならぬのではないかと。

以上の二点についてどうお考えをお尋ねして、私の質問を終わります。

○杉浦(實)政府委員 お答えをいたします。

まず、このような国立研究所の体制整備をいたしますときに長期的なビジョンに基づいてやる必要があるということをお尋ねするのですが、私は昭和六十一年に工業技術院の中に研究体制検討委員会というのをつくりまして、これは各所長さんもメンバーでございます。

れども、一年かけまして将来の国立研究所のあり方について十分な検討をいたしまして、そのときにこの四つの研究所の問題なども指摘されておりました。そういうことをバックにしながら我が国の最近の研究環境について考えてみますと、基礎研究の重要性あるいは独創的研究の重要性、新しい研究分野の拡大、それから国際的な貢献をしつかりしていかなければならないというような、非常に大きな環境の変化がございます。

〔委員長退席、甘利委員長代理着席〕

それで、今再編を考えております四つの所につきましては、生物、化学、材料といった分野の研究所でございますけれども、この分野におきましては、おのおの技術分野にまたがるような技術革新が進んでおります。しかも工業技術院の中で非常に重要な研究分野でございます。それで、これに対応した研究体制をつくっていくということが先ほど申しましたような環境の変化ともども重要と考えておりました。今回組織再編をしよう、こういう検討を始めたところでございます。

それからもう一つの、職員の見解を十分に、こういうお話でございますが、現在、研究体制検討準備委員会というのをつくりまして、これは毎週行いまして、そのところに研究者の見解が反映できるようにしているかと思いますが、こういうことを経ながら、十分に研究者の意向を聞きながら進めていきたいと考えております。

○小沢(和)委員 終わります。

○甘利委員長代理 次に、伊藤英成君。

○伊藤(英)委員 まず経済運営の問題について伺いをいたします。

今、賃金引き上げのシーズン、あるいはもうかなり進んだ段階であります。そういう状況でありますので、その賃金引き上げやあるいは労働時間の短縮等の交渉が進んでおまして、例えば賃上げについて見れば、最終的にはどのくらい水準にいくかというのはまだまだこれからでありましようけれども、まあ六%内外ということなのだらうと思いますが、そうした水準の問題について、いわゆる経済運営の面から経済企画庁としてどういうふうな評価をするのか。あるいは今内需主導型の成長云々と経企庁長官も言っておられるわけですが、そうした観点から見てどういうふうな評価をされるか、まず伺いをいたします。

○相沢国務大臣 今お話ございましたように、この春闘における平均の賃上げ率、これは見込みと思っておりますが、五・八%でございます。昨年は平均五・一七%という実績が出ていたと思っております。これは、平成二年度の経済成長率は実質四%、この四%の経済成長を支える大きな柱が個人消費でございます。恐らく五四、五%というところになるのではないかと思います。

そこで、春闘における賃金のアップが昨年よりも上回っているというところは、雇用者数の今後の見込みによりまして、GNPの成長に寄与するところは大いと思っております。したがって、ここの賃上げは平成二年度の経済見通しに照らしてみればおおむね妥当なところではないかというふうにも考えております。

○伊藤(英)委員 それでは、労働分配率という観点で見ますと、日本は過去十年くらいを見てみますと若干下がっているくらい状況にある。そしてまた、欧米との国際比較をしてみれば、日本の水準はこれまたどうかといえれば格差を持って低いというふうな状況だと思っております。そうした中で、本邦に国民生活の一層の向上を図らなければならぬ、あるいはゆとりある社会をつくらなければならぬと総理も言っている。経企庁長官も述べておられるわけですが、そうした意味からして、日本の今後の望ましい姿というふうなことを考えたときにどのように考えられるか伺います。

○相沢国務大臣 昨年の経済の推移を考えてみますと、GNPの実質成長見込み、これは計画と申しますか予定では大体四%と見ておりましたのが、実績では四・六%程度の上昇見込みということになっております。これを内訳で見ても、個人

と、個人の消費というものが若干、ごくわずかでありますけれども、当初の見込みを下回っており、そして逆に、非常に大きく伸びているのが民間の設備投資でありまして、実績見込みでたしか一四%台になるかと思っております。

私が申し上げるまでもなく、旺盛な設備投資需要というものが数次にわたるオイルショックにもめげず日本の企業の合理化、効率化を通じて生産性を高めてまいったのでありまして、そのことがまた所得の上昇にもつながってまいっていることである。今お話しのように、分配の面から見ましていろいろ考え方はあるかと存じますが、経済の今までの順調な進み具合ということから考えますと、それほど大きな伸び率になっておったというふうには私どもは受けとめておりません。

○伊藤(英)委員 そんなに大きな伸び率云々というよりは、私は日本のこれからのことを考えたときには、やはりその辺はいわゆる分配の仕方というのを是正をしなければならぬ、こういうふうな思いをします。そういう意味で、ぜひそういう観点からこれから物を考え、運営をしていただきたい、このように思います。

それから、これは経済の関係で、最近安定歩合も上がり、金利もアップしたり、あるいは円安になったり株安というふうな状況があり、さらには輸入物価の上昇ということもあつたりして、最近、環境はどんどん厳しくなっている、こういうふうな思いのところでありますけれども、政府の経済成長率の見通しが四%と先ほどのお話にあるわけでありまして、これが今申し上げたような要因によってだんだん厳しい状況になっていくのではないかと思いますが、その辺についての見通しはいかがですか。

○相沢国務大臣 しばしば申し上げておるところでありますけれども、経済の成長率あるいは卸売、消費者物価の上昇率、失業率、それから国際収支の状況等、いわゆるファンダメンタルズは良好でございますから、結論的に申しますと、私は

平成二年度の経済成長、実質おおむね四%という線は実現できるのではないかと思っております。

ただ、指摘されますように、最近における為替安、債券安あるいはまた株価の大幅下落というふうな現象がこれからの経済の成長にどのような影響を与えるだろうかという点でございます。

確かに、経済の先行きを示す先行指標をとってみますと、この三月ほど赤ランプではありませんが、黄色いランプが点滅をしているということでありまして、そういうような状態を見ますと、全く懸念がないというふうには申し上げるのはいかかと思ひますけれども、しかし、先ほど申しましたように、ファンダメンタルズにおきましては、これは今までの成長発展の過程と大きな差はございません。

したがって、その円安が現に物価にも当然影響を与えるんじゃないかというふうには言われますが、しかし、輸入物価の物価において占める比率は、例えば卸売物価について見ますと、千分の九十八という程度であります。為替が一〇%円が安くなりまして、その影響は卸売物価で一%、消費者物価で〇・五%程度というふうなことで、これは一例でありますけれども、ということでありまして、私は、いわゆるトリプル安と言われる現象があるにいたしても、まず基調においては大きな変化はないという見方をいたしております。

したがって、平成二年の経済成長につきましても、おおむね四%のラインはまずいけるものだというふうに考えております。

○伊藤(英)委員 次に、日米経済構造協議の問題について通産大臣にお伺いいたします。既にこの場でもいろいろ議論もされたとは思いますが、この日米構造協議の性格というのでしろうか、あるいは目的といった方がいかにもしれませんが、この辺について大臣にちょっと伺いたしたいと思います。

大きく分けると二つの目的があるだらうと私は

思っているのですよ。一つは、何といつても対日貿易のインバランスの是正ということがあり、もう一つは、日本におけるいわば自由経済体制を徹底させる、あるいは公正取引を徹底させるといいたましようか、そうしたいわば取引をフェアにするという側面と、この二つだろうと思うのですが、大臣はそれについてどういうふうに考え、あるいは今私が二つ申し上げたようなことがもしも正しいとするならば、今回の日米構造協議でその第一の目的、第二の目的をどんなウエートで大臣は考えられておられますか。

○武藤國務大臣 第一の點の貿易の収支の改善これは確かにブッシェ大統領と宇野前總理との間で始まつた最初のとときはそこから出てきた話であることは間違いないと思います。そういう面では、貿易収支の改善というのが一つ頭の中にあると思います。先ほど来私が御答弁申し上げておりますように、貿易収支の改善というのはこういう形だけでできるものではなくて、マクロ経済全体の中で考えていかなければならない問題でございます。

しかし、せっかくそういうことから始まったわけでございますが、今回はそういう意味も含めて日米の経済構造の中でお互いに直すべきところは直していこうということで始まったわけでございます。アメリカの輸出力強化のためにいろいろ私どもからも注文はつけておりますし、また、私どもの方としても、輸入拡大についてはできるだけの努力をするということで中間報告の中にも入れておるわけでございます。ある程度の改善がなされるであろうということは、私は期待をいたしておりますけれども、先ほど来申し上げている定量的に相当大きくこれが改善されていくということまではなかなかないのじゃないか、この点はアメリカに対しても協議の最中でもよく言っているわけでございますから、その点は理解をさせていただくと思います。

いま一つは、同じような形にならなければいけないのじゃないか、国際社会の中で日本も生きて

いかなければならない今日においては、ルールがある程度国際的にも通用するものでなければいけない、この点は確におっしゃるとおりだと思ひます。しかし、この点は私もいろいろ考へてみて、また今度私は国会のお許しをいただいて、今月末からアメリカへ参る予定にいたしておりますけれども、まだ正式には国会のお許しはいただいておりませんが、多分ちやうどゴールデンウィークでございますし、また日米だけではなくて四極通商会議が五月の二、三、四とサンフランシスコ郊外で行われますので、これはやはりオフィシャル

ルでございますからどうしても行かせていただかなければならないと思っております。その前を利用して、三十、一日と私はワシントンでできるだけ多くの政府要人並びに議会人と会って話をしたのだと思っていますけれども、そこで私は、やはり同じというわけにはなかなかいかないよ、歴史も違い、あるいは地理的環境も違い、あるいは哲学も、正直、日本とアメリカでは違うわけでございますから、キリスト教を基礎にしている西洋哲学と、儒教、仏教を基礎としている東洋哲学、や

はりそおそれ違うわけでございますから、そういうこともよく話をし、できるだけ同じような形にということとは考えるけれども、おのずからそこには限界があることは申し上げたいと思っておりますが、一応今度の構造協議においてはそういうことも目的の一つであったということだけは間違いないことだと思っております。

○伊藤(美)委員　今、大臣のおっしゃるところに、今回の貿易インバランスの是正という意味では、恐らくそんなに金額的には大きな効果はないんだらうと私は思うのです。

ただ問題は、これは先回予算委員会でも私は総理にも申し上げましたけれども、例えばこうした構造協議の問題も、アメリカの新聞等で見れば、まず出てくるのは、その目的が、この大きな日米間の貿易インバランスを減らすためにこういうことをやるんだという話がすぐ出たりいたします。だから、そういう意味で、本当にちゃんとアメリカ

力の国民にもそのことをよく理解させないと、最近の、外務省がギャラップと一緒にやったアメリカにおける対日世論調査なんかでも、日本は信頼できない国だというのが今や四〇％にもなる、あの数字が本当に正しいかどうかは別にして、同じようなとり方をして、先回、昨年の二九％から四四％まで上がっているというようなことは、これは注意をしてからならなければならない。特にこの貿易摩擦の問題あるいはこの交渉の問題は、基本的に言われるのは、アメリカは結果主義で物を見ますというふうに言ったりいたします。そして、日

本はいろんなことを言うけれどもそれが守られない、日本は約束はするけれどもそれが実行されない、だから日本は信頼できないんだよというような話でこれは言われるわけですね。そういう意味では、大臣もこれから各種会議含めてワシントンの方にもいろいろ行かれるようでありますから、この問題は本当に、それぞれの意識ギャップが生まれないように、あるいはそれを埋めるために全力でやっていただきたい、このように私は思います。

そこで、今大臣から、アメリカ側の輸出振興の
ためにも日本もいろいろ言ったという話がありま
した。私は、先般出されました米国サイドでのこ
の構造協議の報告ですね、それを見まして、そこ
でアメリカ側の「輸出振興」というところがありま
す。そこに、輸出振興に効果的に努力する云々と
いう話がありまして、例えば九一年度の予算案は

九〇年度に比べて一千万ドルふやして一億五千九百万ドルを提案しているとか、日本に対しては、「米国からの日本に対する輸出のために特別の輸出プログラムを策定した。」と書いて、三項目ばかり

り一応項目としては上がっております。これを見られて、アメリカの輸出振興という意味で、どんなふうに大臣は評価をされておりますか。

○武蔵國務大臣 先回モスバカー商務長官が来日され、私のところに来られたときに、共同プログラムという形で日本の輸入拡大、アメリカの輸出振興、こういう形で合意をいたしたわけでござい

まずし 今回の日米構造協議の中にもまたそれを
含めていろいろなことが書かれておるわけであり
まして、私はどれだけ評価するかというのは、こ
れもまた定量的になかなか予想はできませんけ
れども、とにかく今までよりもアメリカがそうい
う形で、経営者も労働者もまた国民ももつアメ
リカの輸出競争力を強化しようという形になつて
いたかということ、また日本の方も従来以上に
輸入促進税制と関税の千余品目の撤廃とか、あ
るいは輸入拡大策といったしましては、今申し上げ
たいいろいろなプログラムとか、あるいはまた金融

面でも輸入促進を考えておるわけでございます。そういふものが相まっていけば相当いい効果があらわれるのではないかと私は思っております。

それからいま一つ、先ほどの御指摘のアメリカ人がなかなか理解しないというのは、私も本当に非常に残念に思っておりますので、私は今度ワシントンに参りまして、政府の要人だけではなくて特に議会の幹部の皆さんにお目にかかるということで、やはり、アメリカ国民の代表である議会同

にまず理解してもらう必要があるだろうということとで、私は、まず議会会人にいろいろなお話を申し上げたい、そしてアメリカの国民の理解を得たい、こういうふうに思っておりますので、その点もよろしくお願いを申し上げます。

○伊藤(英)委員　先ほどのアメリカ側の報告、あるいはこれからさらにどういうことをされようとする

するのかわかりませんけれども、私が恐れるのは、これは本当にそんなに効果を上げるかな、そして大臣は本当にどれくらいそれを十分だと評価するかどうかということになるのだと思うので

す。私は本当に大丈夫かしらんという気がするのです。もちろん日本も日本の経済力が今強いであるいは競争力があると言ったりいたしますけれども、こういう時期がいつまで続くのかなという懸念を私は若干いたしましたします。

しかし、日本側のことを一応別にして考えたときに、アメリカが経済力あるいは競争力がなくな

つてきたりということ、ああ大変だ大変だといふことになってきたのは七〇年代の終わりと私は思うのです。特にカーター政権からレーガン政権にかわるときは、まさにアメリカがそういうふうになってきて、だから大統領もかわらなければならぬ、民主党から共和党にというふうにならなくなったという感じがしました。そしてあのときに、レーガン政権になって、競争力を強化しなければならぬ、諮問委員会もつくりました、そしてその答申も出されたりした、ところがその効果はどのくらいあったのだろうかというふうに私は思ったりいたしました。それで今回こういうことをやって、本当にアメリカが輸出促進を考えたときに、これは私は、個々の企業等が本当に競争力を持たなければ多分何にもならないということだと思ふのです。だから、今、構造協議、先ほど来問題になっております、例えば大店法云々という話をしたとしても、本当にいい物、よくて安い物がちゃんと来なければこれは売れないということだと思ふのです。だから、そういう意味で本当に大丈夫かなということを感じるのです。アメリカは競争を強めるために本当に努力するのだろうかということだと思ふのです。いかがですか。

○武藤国務大臣 私、レーガンのあの政策、確かに競争力を強めなさいといふとおっしゃっていただいた反面、大幅な所得減税をおやりになった、これがアメリカの国内の消費を非常に刺激した、結果的にアメリカの国内の消費は非常にふえたけれども、それが輸出の方にはなかなか回らなかったというのが現実の事象ではなかったかな、私は、御指摘の点は今そう分析をいたしておるわけでございます。今回はブッシュ大統領が、お互いの経済構造を改めていこう、こういうことから発想されておられるわけでございますから、それがアメリカにおいても忠実に実行され、日本においてもいろいろな施策を忠実に実行していけば、少なくともあのときの、レーガンさんが最初におとりのようになったことにはならないのでは

ないか、こういうふうには私は考えております。○伊藤(英)委員 繰り返して申し上げたいと私は思うのですが、いわゆるマクロ経済云々というところでやれる部分あるいはやらなきゃならない部分もある。しかし、最後の部分は商品力が決定をするということなんですね。少なくとも、今みみにボーダーレスになっている経済の中で、そこでな国というその境界を設けて物を考えるとしたときには、その間で商品力がなければ物が売れないということだと思ふんです。特に日米間を考えると、私は、日本は世界の中でもある意味では最も競争社会あるいは厳しい市場だと思ふんです。問題は、例えばアメリカが日本に売ろうと思つたら、日本の市場に本当に合わなければ物は売れないんだよということだと思ふんです。だからそういう意味で、本当に努力されたいという物は売れないんだらうなという気がいたします。

だから同じような意味で、さっきモスバカーの話が出ましたけれども、商務長官が日本に来て、例えば半導体なら半導体売ろう、それぞれの会社は何%買ってくださいというふうなやり方は、今回の構造協議なるものが本当にフェアな競争をするために物を進めているとするならば、日本の他の例えば半導体メーカー等からすればアンフェアなやり方を商務長官なんかはひょっとしたらやっているかもしれない。あるいは、ひょっとしたら通産省もそういうことになりはしないか。見方を変えればそういう側面もあるんだらうという気がするんです。だから、いわゆる構造面だけに焦点を絞って、あるいはそういうところだけに余り目を奪われ過ぎていると、本当に貿易のインバランスなるものが消えるようにならないんだらうなというふうに思ふのです。御意見でございますか。

○武藤国務大臣 たまたま伊藤さんは自動車工業の御出身でございますから、私は一つの例を取り上げてお話をさせていただきます。あれは一九八七年でございますが、自動車の部品のMOSS協議が行われたときに、日本の継続的に、また下請に対してデザインから入っていつてやっているというやり方に対しては非常に評価されたと思ふのですが、それを受けてだろーうと思ふのですが、ゼネラルモーターズが今だんだん系列取引を長期的ないわゆる継続的な取引に切りかえつつあるということも私は承っております。こういう点をアメリカの経済界がみんな一生懸命努力をしてくれれば、私は、アメリカの商品も非常に商品力がついてくるんじゃないかな。そういう点は、私はこれ一つの例として申し上げましたが、そんなようなこともアメリカの中でも企業によっては日本のいい点を取り入れようということでも努力をしておられるわけでございます。それから、こういうことがうまくいけばアメリカの商品力は強くなって、輸出力も強くなってくると思つており、余り短い期間で今度の結果を見ようというのとは間違ひであらうと思ふので、ある程度の期間を見ていかなければいけないのじゃないかと思つておるわけでございます。

○伊藤(英)委員 最後に伺いますけれども、構造協議の中で、先ほどから申し上げております公正取引の徹底という観点から独禁政策の強化が言われているわけでありまして、日本側の報告の中にもどういふふうな措置をするという話がございますけれども、公取委員長にお伺いいたしますが、あの中ではまだ具体的な内容というのとは不明確だと思ふのです。それで、具体的に市場の参入促進策についてこれからどういふふうにしようかと考えるか。そしてまた課徴金の引き上げという話がございましたけれども、そのめど、引き上げ水準あるいは課徴金のかける範囲とか対象、そうしたものにいつての見直しもするのかどうか。そうしたことにいつて具体的な考え方があれば、どうしようとしていくか、お伺いしたいと思います。

○梅澤(節)政府委員 まず最初の点でありますけれども、簡単に申し上げます、独占禁止法に抵触するような不正取引につきまして、今具体的なガイドラインをつくりまして、年内にこれを公表する、それによってきちっとした法執行を行

う。その結果、市場が仮に閉塞されている部分があるとすればそれは除去されるわけであつて、それが参入促進の手段であり得る。結果は経済の問題でありますから、公正取引委員会が云々すべき問題ではございませんけれども、そういうふうに行つていきたいということでもあります。

それからもう一つ、課徴金の問題でありますけれども、これは最終的に立法府の御決定にかかわる問題であります。政府側の作業といたしましては、なるべく早い機会にこの検討作業に入らなければならぬわけでございます。ただ、五十二年の改正で初めてこの制度ができました、例えば刑罰制度との関係はどう考えるのか等々、いろいろな問題がございます。したがって、独占禁止法のみならず、各法制分野の学者の意見も十分に聞かなければならない。そういう手順を踏んで作業を進めたいと考えております。したがって、お尋ねの個々の内容については、現段階で申し上げる段階ではございません。

○伊藤(英)委員 時間が参りましたので終わります。ありがとうございます。

○甘利委員長代理 次に、江田五月君。

〔甘利委員長代理退席、委員長着席〕

○江田委員 大臣、大変なときに重要なポストにおつきになられて、大変御苦労さんでございます。構造協議、大店法、独禁法、エネルギー、地球環境、消費者重視など、商工委員会の抱えるテーマはまさに重要なものばかりで、私は参議院から衆議院にかりましてこれまで六年間文教委員会ですと教育改革に取り組んでまいりましたが、このたびは商工委員会初めてでございますが、ベテランの皆さんの御指導をいただきながら張り切って質問したいと思ふので、ひとつよろしく願ひします。

当面する日米構造協議に絞って、しかもその総論だけの質問をさせていただきたいと思ひます。一体この構造協議というのは何だろーうかということですが、既にいろいろお話をしましたように、経緯からすれば、日米間に多額の貿易経常収支のイ

ンバランスがある、これはもうどうしようもないのでいろいろの手を講じなきゃならぬというので、いろいろなことをやってきた。いづれともなかなかなはかばかしいかない。そこでいよいよそれぞれの国の、まあアメリカの方に問題ありますが、特に日本の社会や経済の構造に手を付けていこうというように話に次第になってきたんだと思います。

経緯はそういうことですが、もっと根本には、これはアメリカに言われるまでもなく、日本の戦後の、いや戦後だけでなく、もつと言えれば明治維新以来、日本の近代史、現代史の経済や社会の発展や展開の型、その転換、日本がこれまでつくり上げてきた日本の構造の転換をしていかなきゃならぬ、これは日本自身がやっていかなきゃならぬ、そういう問題だということに私たちは気がつかないかなあ、今までは日本自身にうまくいかなかった面があって、そしていわば先送りの形でここへ来て一気に噴き出しているからかなり重大な課題として起きてきておられますが、やはりそういう問題で、いわば日本はよくて近代という時代に入ってから、戦後は今度廃墟の中から再スタートを切って、欲しがりません勝つまでは、ではありませんけれども、極端に言えばあらゆるものを犠牲にして経済の成長をしようと努力をしてきたと言えると思うのです。労働時間は長いま、住居は狭いま、もちろんそれなりに改善はありますけれども、しかし欧米の改善の速度と比べたら随分遅い。通勤時間は長い、わびしい老後、すさまじい受験競争あるいは自然環境の問題もある。こういう人間の生きがいというものを、仕事が生きてい、仕事一本やりに絞ってキャッチアップを目指してやってきて、それで今GNP第二位ということになっている。しかし、何か今までのやり方というものがもう習性となって、いわば車を回すハツカネズミのようにくるくる回つてとまらなくなっちゃった、どっかで何とかしなきゃ、そういうところに来ているのだと思うのです。

先進諸外国はもつと生活というところに重点を置いて。達成された経済力を上手に使いこなして、生活しやすいシステム、社会構造というものを、人生のあらゆる段階でそれぞれ生きがいを持った選択ができるようにやってきた。ところが、日本はどうもそれをきちんとやるのができていない。そこで、その日本の社会や経済の核の部分、構造の核の部分にメスを入れなきゃならぬということになってきた。アメリカもずばりそういうことはなかなか言えませんが、それは内政干渉とかいろいろある。しかし、いろんなこのたくさんなテーマの中で、行き着くところはそういうところになっていくんじゃないか。

私は、日米間でいえば確かにストラクチャルインペディメント、障害ですけれども、それについてインシアチブを発揮しよう、しかし、我が国にとつたらストラクチャルリフォームじゃないか、構造改革ではないかという気がいたしてあります。私は今でも悪名高い二世議員の一人でございますけれども、私の父は構造改革ということですが、もう既に何十年前でしようか、言っておたんですが、親子二代で構造改革ということなんです、そういう構造改革をやらなきゃいけない、そういうような思いで、問題意識で取り組まなきゃならぬ課題を含んでおられる問題だと思っております。

そういう意味で私たちは、これは与野党ということではなくて、心ある政治家、この構造協議という問題については牽引力になっていかなきゃいかぬし、私どももこの構造協議の問題については、もちろん変なことをやってはいけませんよ、ちゃんとそういう意味の私の問題意識に合致する方向でなきゃ困りますが、そういう意味であれば、我々も与野党になっていきなさいという気さえておるんです。もちろん、痛みを伴う改革がありますから、そういうところにはきちんと思いを寄せて、温かい手も差し伸べなすが、そういう問題だと思っております。大臣の問題意識をまず伺っておきたいと思っております。

○武蔵國務大臣 大塚、やはり幾ら小なりといえども一つの政党の代表だけの御意見を拝承しておりましたけれども、正直、今お話しのように日米構造協議、これは貿易インバランスの問題から出てきた発想であり、そしてまたたまたま互いの経済構造をもう少し改革していくところがあるんじゃないかという話になってきたわけでございますが、今御指摘のとおり、日本の今置かれてある立場から見れば、従来の経済政策、通商産業政策を大変思い切つて変えていかなきゃならない時期に来ていると私は思います。

例えば、地球環境の問題などは余り今まで、私も日本の国内の公害対策というものには真剣に取り組んでまいりましたけれども、地球全体の環境保全をしていくというような考え方は、正直新しい考え方だろと思つてます。それから、やもすればやはり生産重視という考え方がなかつたといえようでございまして、もちろん消費者のことも考えてまいりましたけれども、しかし、ここまですべての経済が大きな流れで、やはりその恩恵が当然国民一人一人に及ばなきゃいけないのじゃないか。そういう点で、国民一人一人にゆとりと豊かさを持つていただくような社会をつくらなきゃならぬ、いやな言い方ですが、私はこれもやはり従来のいささか産業政策を変えていかなきゃならぬことだろと思っております。

あるいはまた、貿易の面においても、なかなかこのインバランスはなくなるといえない、なかなかないかもしれませんけれども、しかし今世界の国々からは、日本という国はどうか自分の国だけじゃなくて、日本という国はどうか自分の国だけだきつたわけではございまして、やはり今後は本当に国際社会に貢献できる日本になつていかなくちゃならない。そういう点では、例えばODAを初め海外に対するいろいろな協力というのは、思ひ切つてふやしていかなくちゃならないのじゃないだろうか。しかもそれは実効のある、またそれぞれの国が本当に喜んでくれる、そういうものをこれからやっていかなきゃならないのじゃないか。

いろいろ考えてまいりますと、たまたま今は日米構造協議というところになっておりますけれども、全体的に一体これからの二十一世紀に向かつて日本の経済をどういう方向に持っていくのか、その中で少なくとも通商産業政策はどうかあるべきなのかというところは真剣に考えるべきでありまして、たまたま実は私も産産審で、今そういう二十一世紀に向けてのこれからの通商産業政策のあり方というものを検討をさせていただいております。大体ことしじゅうにはまとまるのじゃないかと思つておりますけれども、今御指摘のとおりだと、私自身も本当に一つの大きな転換期の中で新しい通商産業政策を打ち立てなきゃならぬ、こういうふうに考えております。

○江田委員 構造協議というのをそういうふうにとらえれば、これは本当に多岐にわたる。アメリカに指摘をされて、まだ指摘をされていない問題もいろいろあるだろう、例えば労働時間の短縮問題などはそれは強くは出ていないですね。しかし、恐らく今後の日本の経済社会の構造からいえば、大問題になってくると思つてます。あるいは市場の競争性の確保といったこれなども、日本の市場は別に競争がないわけじゃないので、非常に激しい競争もある。しかし、その競争は、限られた、選別されたものだけで競争をやつていて、ほかのものが参入しにくいというのは、外国にだけじゃなくて日本の中にもあります。そういうことも改めていくとか、あるいは企業も個人も政府も、経済の主体としてのベヘビアを改めていかなければならぬといったこともありまして、多岐にわたる。しかし、このインバランスの改善につながるものであつても、インバランスの改善という自体には有利であつても、日本の経済や社会が持っているすばらしい特質までなくしてしまつてはいけません。これは別にインペディメントじゃないので、日本のストラクチャルキャラクタリスティックスであつても、インペディメントと考える必要はない。それは何であるかというのは人によっていろいろ、例えばそれが日本の経営の

エクティブリープレゼンツ・コンシューマー・インタレスト」つまり、消費者の利益を有効に代表し得る、そういう人をメンバーに加える。素直に読めば、これは消費者運動などの代表者を加えるという趣旨だと思いますが、これが日本語では「消費者利益を効果的に反映する者をメンバーとする」「効果的に反映」なんという、何か通産省のだからでも入れておけばいいというふうなことになるでしょう。そういうことをしては

いけないと思うのです。
ですから私は、いろいろな話し合いの過程あるいは中身からもっと自由闊達にだれにでもわかるようにやらなければいかぬ、構造協議は日本の中でも痛みを伴う部分にまでメスを入れなければならぬところもあるわけですから、国民的な理解も得ながら進めていかなければならぬことですから、ぜひこのすべてのことを国民に透明に公開してやっていかなければならぬ、こういう課題だと思っておりますが、最後に、大臣にその点だけを伺って終わります。

○武蔵国務大臣 御指摘のことはごもっともでございます。私どもは、これからこの日米構造協議に関する問題については、国民各層の御理解をいただくためのPRと申しますか、努力をしております。点についてはわかりやすく、同時に間違い、誤解を受けないように、英文については日本語ができるだけ忠実に訳されていくように、また日本語は英文に忠実に訳されていくように、外務省は外務省で努力したと思っております。今後国民の皆さんにお話をするときには、その辺は誤解を招かないようにしていくことは当然だと思っておりますので、政府としてそのような努力をさせていただきます。

○江田委員 終わります。

○浦野委員長 次に、内閣提出、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案を議題といたします。

ます。
これより趣旨の説明を聴取いたします。武蔵通産産業大臣。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案 〔本号末尾に掲載〕

○武蔵国務大臣 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
近年、先端技術分野を中心とする技術水準の大幅な向上等を背景に、工業所有権に関する出願件数の増大、出願の内容の高度化及び複雑化といった状況が生じております。このため、特許・実用新案の審査要処理期間が長期化し、この点について内外から厳しい批判がなされております。また、出願人側においても、技術開発に不可欠な工業所有権に関する情報の利用が次第に困難になるといった状況が生じてきております。

本法律案は、以上の状況に対処し、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び情報の利用の促進を図るものであります。具体的には、社会の急速な情報化の進展を踏まえ、書類に基づいて手続を行うことを規定している現行の工業所有権関係四法に關して、電子情報処理組織、いわゆるオンラインシステムを使用して手続を行う等の特例を規定するものであります。

なお、昭和六十三年五月から工業所有権審議会において慎重な審議が重ねられた結果、本年二月に電子情報処理組織の使用等に伴う特許等制度のあり方に関する答申が提出されており、本法律案はこの答申を踏まえた内容となっております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。
第一は、電子情報処理組織による手続等の導入であります。手続をする者は、電子情報処理組織

を使用し、または磁気ディスクを提出することによって、特許出願その他の手続を簡便かつ迅速に行うことができることといたします。また、書面の提出により行う手続については、一部の手続について電子計算機により処理を行うための補充的措置が必要となりますが、今後とも存続させることとします。さらに、特許庁が行う処分、通知等や一般の閲覧等についても電子情報処理組織を活用することといたします。

第二は、磁気ディスクによる公報の発行であります。磁気ディスクをもって特許公報等を発行し、工業所有権に関する情報の迅速かつ的確な利用を促進することといたします。

第三は、手数料等の予納制度の導入であります。特許出願人等が、納付すべき手数料等の見込み額をあらかじめ納め、手続の都度、その中から所要の金額を手数料等の納付に充てることを可能といたします。

第四は、指定機関の活用であります。書面による手続に關し必要な情報処理業務等を指定機関に行わせることとし、所要の規定を置くことといたします。

第五は、要約書の導入であります。特許出願人等は、発明の要約書を願書に添付して提出するものとし、要約書の記載内容を特許公報等に掲載することにより特許公報等の利便性の向上を図ることといたします。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○浦野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時三十五分散会

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 電子情報処理組織による手続等(第三条・第十三条)
- 第三章 予納(第十四条・第十五条)
- 第四章 指定情報処理機関及び指定調査機関
- 第一章 指定情報処理機関(第十七条・第三十五條)
- 第二章 指定調査機関(第三十六條・第三十九條)
- 第五章 雑則(第四十条・第四十一条)
- 第六章 罰則(第四十二条・第四十四条)

第一章 総則

第一条 この法律は、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)、実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)及び商標法(昭和三十四年法律第二百一十七号)の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ)と、特許出願その他の工業所有権に関する手続(以下単に「手続」という)をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

2 この法律において「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法若しくはこの法律又はこれらの法律に基づく命令をいう。

3 この法律において「審判長」「審判官」又は「審査官」とは、それぞれ特許法(実用新案法にお

て準用する場合を含む。又は実用新案法に規定する審判官、審判官又は審査官をいう。

第二章 電子情報処理組織による手続等

(電子情報処理組織による特定手続)

第三条 手続をする者は、特許庁長官、審判官又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみなす。

3 第一項の規定により行われた特定手続については、当該特定手続を提出により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書面の提出により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

(電子情報処理組織による特定処分等)

第四条 特許庁長官、審判官、審査官又は特許等関係法令に規定する特許庁長官が指定する職員は、特許等関係法令の規定による処分又は審査若しくは審判に関する記録であつて政令で定めるもの(以下「特定処分等」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた特定処分等については、当該特定処分等を文書をもって行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する文書をもって行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

3 審判官その他の政令で定める者(以下「審判官等」という。)は、特許等関係法令の規定により、特定処分等を文書をもって行い、審判官等がこれに記名し、印を押さなければならぬものとされている場合において、第一項の規定によりその特定処分等を電子情報処理組織を使用して

行うときは、その記名押印に代えて、通商産業省令で定めるところにより、審判官等を明らかにする措置を講じなければならない。

(電子情報処理組織による特定通知等)

第五条 特許庁長官、審判官又は審査官は、特許等関係法令の規定による通知又は命令であつて政令で定めるもの(以下「特定通知等」という。)については、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。ただし、特許等関係法令の規定によりその特定通知等を書類の送達により行うものとされている場合において、当該特定通知等の相手方が、送達を受ける旨の通商産業省令で定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する場合において、当該特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行うときは、当該事務は特許庁長官が指定する職員が取り扱うものとする。

3 第一項の規定により行われた特定通知等は、第二条第一項の手続をする者又はその者の代理人の使用に係る入出力装置(特許庁の使用に係るものを除く。)に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定通知等の相手方に到達したものとみなす。

4 第一項の規定により行われた特定通知等については、当該特定通知等を手続に係る書類の副本、処分に係る文書の謄本その他の書類の送達等(送達又は送付をいう。以下同じ。)により行うものとして規定した特許等関係法令の規定に規定する書類の送達等により行われたものとみなして、特許等関係法令の規定を適用する。

5 第二項に規定する特許庁長官が指定する職員が特定通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行ったときは、特許法第九十条(実用新案法第五十五条第五項において準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第七十七条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処

理組織を使用してファイルに記録しなければならない。

(磁気ディスクによる特定手続等)

第六条 手続をする者は、特定手続その他特許庁長官、審判官又は審査官に対する手続であつて政令で定めるもの(以下「特定手続等」という。)については、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出により行うことができる。

2 第三条第三項の規定は、前項の規定により行われた特定手続等に準用する。

3 特許庁長官は、第一項の規定により特定手続等が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項、当該磁気ディスクに添付された図面の内容その他の政令で定める事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

(書面の提出による手続等)

第七条 特定手続等のうち特許出願その他の政令で定める手続を提出により行った者は、特許庁長官に対し、当該手続に係る書面であつて政令で定めるものを除く。)を磁気ディスクに記録すべきことを、当該手続をした日から政令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、求めなければならない。

2 特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による方式に違反しているとき又はその手続について第四十条第一項第一号の規定により納付すべき手数料を納付しないときは、相当の期間を指定して、当該手続の補正をすべきことを命ずることができる。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該手続を無効にすることができる。

第八条 特許庁長官は、特定手続等が書面の提出により行われたときは、前条第一項の政令で定める手続にあつては同項の磁気ディスクに記録された事項その他の政令で定める事項を、それ以外の特定手続等にあつては当該書面に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 書面の提出により行われた特定手続等については前項の規定によりファイルに記録された事項は、当該書面に記載された事項と同一であると推定する。

3 特許庁長官は、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

4 何人も、第二項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、特許庁長官に対し、その旨を申し出ることができる。

5 特許庁長官は、特定処分等が文書をもって行われたときは、当該文書に記載された事項を、通商産業省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

(指定情報処理機関)

第九条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定情報処理機関」という。)に、第六条第三項若しくは前条第一項の規定による磁気ディスクへの記録又はこれらの記録に必要な情報の入力(入力のための準備作業を含む。)編集若しくはこれらに類する処理(以下「情報処理業務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 特許庁長官は、前項の指定をしたときは、当該指定情報処理機関が行う情報処理業務を行わないものとする。

3 第一項の規定により、指定情報処理機関が第七条第一項の規定による磁気ディスクへの記録を行う場合における同項の規定の適用について

は、同項中「特許庁長官に対し」とあるのは、「指定情報処理機関に対し」とする。

(ファイルに記録されている事項を記載した書類の送達等)

第十條 特許庁長官、審判長又は審査官が手続に係る書面の副本又は処分に係る文書の謄本の送達等を行うものとして規定した特許等関係法令の規定の適用については、その手続又はその処分についてファイルに記録されている事項を記載した書類は、当該書面の副本又は当該文書の謄本とみなす。

(ファイルに記録されている事項等の縦覧)

第十一條 特許庁長官は、政令で定めるところにより、特許法第五十一條第五項(同法第五十九條第三項(同法第七十四條第一項(実用新案法第四十五條)において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。)、特許法第六十一條の第三項(実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。)、特許法第六十五條第一項(同法第七十四條第四項(実用新案法第四十五條)において準用する場合を含む。))及び実用新案法第四十一條において準用する場合を含む。の規定により公衆の縦覧に供しなければならないものとされている書類に代えて、当該書類についてファイルに記録されている事項又は当該事項を記載した書類を公衆の縦覧に供することができる。

(ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求)

第十二條 何人も、特許庁長官に対し、次に掲げる事項について、政令で定めるところにより電子情報処理組織を使用して行い閲覧を請求することができる。

一 ファイルに記録されている事項

二 特許法第二十七條第一項の特許原簿、実用新案法第四十九條第一項の実用新案原簿、意匠法第六十一條第一項の意匠原簿又は商標法

第七十一條第一項の商標原簿のうち磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製された部分に記録されている事項であつて政令で定めるもの

て四年に達したときは、当該予納届は、その効力を失う。

2 何人も、特許庁長官に対し、ファイルに記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。

4 予納届をした者について相続又は合併があつた場合におけるその者のこの章の規定による地位の承継については、第四十一條第二項において準用する特許法第二十條の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

3 特許法第八十六條ただし書(実用新案法第五十五條第四項において準用する場合を含む。)、意匠法第六十三條ただし書及び商標法第七十二條ただし書の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

第十五條 特許庁長官は、前条第一項の規定により予納をした者(以下「予納者」という。))が、特許料等又は手数料の納付に際し通商産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者が予納した見込額から当該特許料等又は手数料の額に相当する金額を控除し、当該金額を当該特許料等又は手数料の納付に充てる。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失つた後は、この限りでない。

(磁気ディスクによる公報の発行)

予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

第十三條 特許法第九十三條の特許公報又は実用新案法第五十三條の実用新案公報は、通商産業省令で定めるところにより、磁気ディスクをもって発行することができる。

予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

第三章 予納

予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

(見込額の予納)

予納された見込額から前項の規定により特許料等又は手数料の納付に充てた額を控除して残余があるときは、その残余の額は、当該予納者の請求により返還する。

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

2 前項の規定による予納は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

3 第一項の規定による届出(以下「予納届」という。))をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

第十四條 特許法第七十七條第一項の特許料若しくは同法第七十二條第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料(以下「特許料等」という。))又は第四十條第一項、特許法第九十五條第一項から第三項まで若しくは実用新案法第五十四條第一項から第三項までの手数料(政令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。)を納付しようとする者は、通商産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、納付すべき当該特許料等又は手数料の見込額(以下単に「見込額」という。)を予納することができる。

予納をした者が同項の規定による予納又は次条第一項の規定による申出をしない期間が継続し

で定めるところにより、情報処理業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、第九條第一項の指定を受けることができない。

一 特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第二十六條の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第十九條 特許庁長官は、第十七條の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 情報処理業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十

四條の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 情報処理業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて情報処理業務が不公正になるおそれがないものであること。

四 その指定をすることによつて情報処理業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(情報処理業務の実施義務)

第二十條 指定情報処理機関は、特許庁長官から情報処理業務を行うべきことを求められたとき

は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その情報処理業務を行わなければならない。
(変更の届出)

第二十一条 指定情報処理機関は、その名称又は情報処理業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、特許庁長官に届け出なければならない。
(業務規程)

第二十二条 指定情報処理機関は、情報処理業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 特許庁長官は、第一項の認可をした業務規程が情報処理業務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定情報処理機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができ
(業務の休廃止)

第二十三条 指定情報処理機関は、特許庁長官の許可を受けなければ、情報処理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。
(事業計画等)

第二十四条 指定情報処理機関は、毎事業年度開始前に(第九条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、特許庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定情報処理機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。
(役員の選任及び解任)

第二十五条 指定情報処理機関の役員の選任及び

解任は、特許庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(解任命令)

第二十六条 特許庁長官は、指定情報処理機関の役員が、特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定情報処理機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)

第二十七条 指定情報処理機関の役員若しくは職員又はこれらに職にあつた者は、情報処理業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
2 情報処理業務に従事する指定情報処理機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(報告及び立入検査)

第二十八条 特許庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理の状況に報告をさせ、又はその職員に、指定情報処理機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(適合命令等)

第二十九条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第十九条第一号から第三号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定情報処理機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 特許庁長官は、前項に定めるもののほか、こ

の法律を施行するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、情報処理業務に關し監督上必要な命令をすることができる。
(指定の取消し等)

第三十条 特許庁長官は、指定情報処理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この節の規定に違反したとき。

二 第十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第二十二条第一項の認可を受けた業務規程によらないで情報処理業務を行つたとき。

四 第二十二条第三項、第二十六条又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 不正の手段により指定を受けたとき。
(帳簿の記載)

第三十一条 指定情報処理機関は、帳簿を備え、情報処理業務に關し通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、通商産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。
(聴聞)

第三十二条 特許庁長官は、第二十六条又は第三十条の規定による処分をする場合においては、当該処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(特許庁長官による情報処理業務)

第三十三条 特許庁長官は、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を休止したとき、第三十条の規定

により指定情報処理機関に対し情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定情報処理機関が天災その他の事由により情報処理業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該情報処理業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 特許庁長官が前項の規定により情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定情報処理機関が第二十三条の許可を受けて情報処理業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第三十条の規定により特許庁長官が指定情報処理機関の指定を取り消した場合における情報処理業務の引継ぎその他の必要な事項については、通商産業省令で定める。
(公示)

第三十四条 特許庁長官は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
一 第九条第一項の指定をしたとき。
二 第二十一条の規定による届出があつたとき。

三 第二十三条の許可をしたとき。
四 第三十条の規定により指定を取り消し、又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五 前条第一項の規定により特許庁長官が情報処理業務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた情報処理業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
第三十五条 この節に規定するもののほか、指定情報処理機関の行う情報処理業務に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 指定調査機関
(指定調査機関の指定等)

第三十六条 特許庁長官は、通商産業省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定調査機関」という。)に、特許出願又は実用新案登録出願の審査に必要な調査のうち、その特許出

願又は実用新案登録出願に係る発明又は考案と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの(以下「調査業務」という。)を行わせることができる。

2 前項の指定は、通商産業省令で定めるところにより、調査業務を行おうとする者の申請により行う。

(指定の基準)

第三十七条 特許庁長官は、前条第二項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

- 一 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が調査業務を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。
- 二 調査業務を正確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 調査業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによつて調査業務が公正になるおそれがないものであること。

五 その指定をすることによつて調査業務の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(調査業務の実施義務等)

第三十八条 指定調査機関は、特許庁長官から調査業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、その調査業務を行わなければならない。

2 指定調査機関は、調査業務を行うときは、前条第一号に規定する者(以下「調査業務実施者」という。)に実施させなければならない。

(準用)

第三十九条 第十八条、第二十一条から第三十二条まで、第三十四条(第五号を除く。)及び第三十五条の規定は、指定調査機関に準用する。

この場合において、第十八条中「特許等関係法令又は意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく法令」とあり、及び第二十六条中「特許等関係法令若しくは意匠法若しくは商標法若しくはこれらの法律に基づく法令」とあるのは、「特許等関係法令」と、第二十一条、第二十七条、第二十九条及び第三十条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条並びに第三十七条中「情報処理業務」とあるのは「調査業務」と、第二十五条及び第二十六条中「役員」とあるのは「役員又は調査業務実施者」と、第二十九条第一項中「第十九条第一号から第三号まで」とあるのは「第三十七号第一号から第四号まで」と読み替へるものとする。

第五章 雑則

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第七条第一項の規定により磁気ディスクへの記録を求める者
- 二 第十二条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項について閲覧を請求する者
- 三 第十二条第一項の規定により同項第二号に掲げる事項について閲覧を請求する者
- 四 第十二条第二項の規定により書類の交付を請求する者

2 前項の手数料は、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める者の納めるものについては、当該指定情報処理機関の収入とする。

3 第一項の規定は、手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。ただし、指定情報処理機関に対し磁気ディスクへの記録を求める場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による手数料の納付は、指定情報処理機関に納める場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしな

ければならない。

5 特許法第九十五条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定により国に納付した手数料に準用する。

(特許法の準用等)

第四十一条 特許法第三条の規定は、この法律又はこの法律に基づく法令に規定する手続についての期間に準用する。

2 特許法第七条、第八条第一項及び第二項、第十條から第十四条まで、第十六条、第十七条第二項(第三号を除く。)及び第三項、第十八条第一項、第十九条から第二十一条まで並びに第二十六條の規定は、この法律又はこの法律に基づく法令の規定による手続に準用する。

3 特許法第八十四条の二の規定は、第七條第三項又は前項において準用する特許法第十八条第一項の規定による処分取消しの訴えに準用する。

4 この法律又はこの法律に基づく法令に規定する手続であつて特許又は実用新案登録に関するものについての期間は、特許法第二十四条(実用新案法第五十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、当該手続が中断し、若しくは中止した時にその進行を停止し、又は当該手続についての期間の進行を開始した時にその進行を開始するものとする。

第六章 罰則

第四十二条 第二十七條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 第三十条(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関又は指定調査機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条(第三十九條において準用する場合を含む。)の許可を受けずに情報処理業務又は調査業務の全部を廃止したとき。

二 第二十八條第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

三 第三十一条第一項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項(第三十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条、第十四条、第十五条第二項、第十六条(第十五条第一項及び第三項の準用に係る部分を除く。)、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条から第二十九条まで、第三十条(第三十六條、第三十七條、第三十九條(第二十三條、第三十條第三号、第三十一条及び第三十五條の準用に係る部分を除く。)、第四十一条、第四十二条、第四十四条第二号及び附則第九條の規定並びに附則第三條中印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号))、第二條第二項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(弁理士法の一部改正)

第二条 弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

第二十二条ノ二第一項中「書類」の下に「若ハ電磁的記録（電子的方式、磁気的方式其他ノ知覚ヲ以テ認識スルコト能ハザル方式ニ依リ作ラルル記録ヲ謂フ次項ニ於テ亦同ジ）」を加え、同条第二項中「書類」の下に「又ハ電磁的記録」を加える。

（印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正）

第三条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第十八条第一項」の下に「の規定により手数料を、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第号）第四十条第一項」を加え、同条第二項中「及び商標法」を「、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に改める。

（特許法の一部改正）

第四条 特許法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項ただし書中「その」を「願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について」に改める。

第三十六条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書に」、「記載した明細書及び必要な図面を添付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

第三十六条に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した発明の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第四十九条第三号中「第三十六条第三項若しくは第四項及び第五項」を「第三十六条第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

しくは第五項及び第六項」に改める。

第五十一条第三項に次のただし書を加える。ただし、第五号に掲げる事項については、その特許出願について出願公開がされているときは、この限りでない。

第五十一条第三項第四号中「添付した」を「添付した」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第五十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 特許庁長官は、願書に添付した要約書の記載が第三十六条第七項の規定に適合していないときその他必要があると認めるときは、前項第五号の要約書に記載した事項に代えて、自ら作成した事項を特許公報に掲載することができる。

第五十五条第一項ただし書中「第三十六条第四項第三号」を「第三十六条第五項第三号」に改める。

第六十五条の二第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第四号又は第五号に掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することとが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

第六十五条の二第二項第四号中「添付した」を「添付した」に改め、「（特許公報に掲載することとが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く）」を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項第六十五条の二に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

第七十条に次の一項を加える。

2 前項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。

第二百三十三条第一項第三号中「第三十六条第三項又は第四項（第三号を除く。）及び第五項」を「第三十六条第四項又は第五項（第三号を除く。）及び第六項」に改める。

第二百六十五条第一項中「第五十一条第二項から第四項まで」を「第五十一条第二項、第三項（第五号を除く。）及び第五項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第二百八十四条の四第一項中「及び図面」を「図面」に改め、「限る。」の下に「及び要約」を加え、同条第四項中「（以下）」を「（要約に係るものを除く。以下）」に改める。

第二百八十四条の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第二百八十四条の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語特許出願に係る要約及び外国語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書」を加える。

第二百八十四条の九第二項第五号中「並びに図面」を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「日本語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六条第一号中「又は第六十七條の二第二項の資料」とあるのは「又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三條(2)に規定する国際出願の要約（出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。）」とし、「を削り、「同号」を「第百八十六條第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第四十八條の六」の下に「第五十一条第三項ただし書」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第五十一条第四項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

第二百八十四条の十六第二項中「その他」を「要約その他」に改め、同条第五項中「第百八十四条の九第五項」を「第百八十四条の九第六項」に改める。

第二百八十六條第一号中「若しくは図面」を「図面若しくは要約書」に改める。

（実用新案法の一部改正）

第五条 実用新案法の一部を次のように改正する。

第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「願書」を「前項の明細書に」、「記載した明細書及び図面を添付しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 願書には、明細書、図面及び要約書を添付しなければならない。

第五項に次の一項を加える。

7 第二項の要約書には、明細書又は図面に記載した考案の概要その他通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第十一條第三号中「第五條第三項若しくは第四項及び第五項」を「第五條第四項若しくは第五項及び第六項」に改める。

第十三條の二第二項第四号中「添付した」を「添付した」に改め、「（実用新案公報に掲載する

ことが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるの特許庁長官が認めるものを除く。』を削り、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 願書に添付した要約書に記載した事項

第十三条の二第三項中「添付した」を「添付した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第六十五条の二第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約書に記載した事項を、実用新案公報に掲載する場合に準用する。

第三十七条第一項第三号中「第五条第三項又は第四項(第三号を除く。)及び第五項」を「第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項」に改める。

第四十八条の四第一項中「及び図面」を「図面」に改め、「限る。)」の下に「及び要約」を加え、同条第四項中「(以下)」を「(要約に係るものを除く。以下)」に改める。

第四十八条の五第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間内に提出しないとき。

第四十八条の六第二項中「提出した図面」の下に「と、日本語実用新案登録出願に係る要約及び外国語実用新案登録出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約書」を加える。

第四十八条の八第二項第五号中「並びに図面」を「図面」に改め、「内容」の下に「並びに要約の翻訳文に記載した事項」を加え、同条第五項中「第百八十四条の九第四項から第六項まで」を「第百八十四条の九第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特許法第百八十四条の九第三項の規定は、

前項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を実用新案公報に掲載する場合に準用する。
第四十八条の十四第二項中「その他」を「要約その他」に改める。

(意匠法の一部改正)

第六条 意匠法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「送達」の下に「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により当該贈本の送達とみなされるものを含む。次項ただし書において同じ。』を加える。

(商標法の一部改正)

第七条 商標法の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第八条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第百六号中「出願書類」の下に「(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第 号)の規定により出願書類とみなされるものを含む。』を加える。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

最近における飛躍的な技術革新等を反映した工業所有権に関する出願の内容の高度化及び複雑化、出願件数の増大等工業所有権制度をめぐる情勢の変化に対処し、電子情報処理組織の使用等により、工業所有権に関する手続の円滑な処理及び工業所有権に関する情報の利用の促進を図るため、特許法、実用新案法、意匠法及び商標法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年五月七日印刷

平成二年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局